

JFM

Japan Finance Organization
for Municipalities

金融で地方財政を支え
地域の未来を拓く

DISCLOSURE 2026



地方公共団体金融機構
Japan Finance Organization for Municipalities

金融で地方財政を支え 地域の未来を拓く

成長と発展を遂げた昭和から満百年。
金融市場の変革期を迎えた今、
つぎの百年の安定した地方財政を支え、
持続可能な地域社会の未来に貢献します。



いたみ総合保健センター
(公共施設等適正管理推進事業)



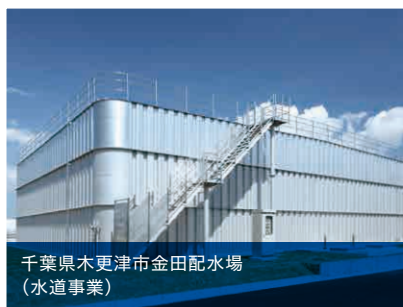
多治見市食育センター
(公共施設等適正管理推進事業)



北海道室蘭市公設地方卸売市場
(市場事業)



山形県東根市東の杜
(地域活性化事業)



千葉県木更津市金田配水場
(水道事業)



大分県中津市三光地区農業集落排水施設処理場
(下水道事業)



南会津地方広域市町村圏組合消防本部・消防署
(緊急防災・減災事業)



滋賀県彦根市プロシードアリーナHIKONE
(地域活性化事業)



秋田県市立秋田総合病院
(病院事業)



宮崎県延岡城・内藤記念博物館
(地域活性化事業)



愛知県常滑市役所
(緊急防災・減災事業)



みどり市立笠懸西小学校
(合併特例事業)

CONTENTS

理事長挨拶	02	
JFMの価値創造ストーリー	04	
1章 事業概況	06	
令和7年度事業実績		
1. 貸付けの実績	08	
2. 資金調達の実績	10	
3. 地方支援業務の実績	14	
4. 決算の概況	16	
令和8年度の事業実施方針		
1. 貸付業務	18	
2. 資金調達業務	19	
3. 地方支援業務	21	
4. リスク管理及び内部統制	21	
5. 国庫納付	21	
サステナビリティ		
機構のサステナビリティ戦略	22	
貸付事業を通じたサステナブルなまちづくりへの支援	24	
地方支援業務－活用事例－	25	
グリーンボンドの発行	26	
2章 業務の紹介	28	
貸付業務		
1. 概要	30	
2. 貸付利率	32	
3. 貸付けの審査体制	34	
4. 貸付実績・貸付残高	35	
5. 貸付対象事業の紹介	37	
資金調達業務		
1. 機構債券の種類	45	
2. 資金調達の基本スタンス	46	
3. 機構債券の特徴	47	
4. 資金調達実績の推移	48	
地方支援業務		
基本姿勢	49	
人材育成・実務支援	50	
情報発信	50	
調査研究	51	
3章 業務運営体制	52	
機構の基本的な仕組み		
1. 貸付業務・資金調達業務等の基本的な流れ	54	
2. 出資金	55	
ガバナンス		
1. ガバナンス体制	56	
2. 財務報告に係る内部統制の評価	60	
3. 内部監査	61	
一般勘定と管理勘定	62	
リスク管理		
1. リスク管理全般	64	
2. 個別リスク管理	65	
コンプライアンス(法令等遵守)		
1. 基本的な考え方	71	
2. コンプライアンス体制	71	
3. 行動指針	72	
人的資本		
1. 基本方針	73	
2. 多様な人材の確保と育成	73	
3. 安全で健康的な職場環境	73	
4. 人的資本の状況	73	
ディスクロージャー		
1. 情報開示に関する基本姿勢	74	
2. 情報開示資料	74	
4章 わが国の地方財政制度における機構の役割	75	
5章 機構の財務状況	81	
財務諸表	82	
参考情報	110	
6章 参考資料・機構データ	115	
参考資料	116	
機構データ		
沿革	139	
組織図	140	
組織概要	141	

Message 2026

理事長挨拶

変化する時代の中、変わらぬ使命を胸に
地方公共団体を支え続ける。

地方公共団体の健全な財政運営と 持続可能な地域社会の実現に向けて。

地方公共団体金融機構は、法律に基づき、地方公共団体の資金需要に的確に応え、長期かつ低利の資金を融通することを主たる任務として、全ての地方公共団体の出資により設立された地方共同の資金調達機関です。強固な財務基盤の下で、貸付け・資金調達・地方支援の3つの業務を通じて、地方公共団体の健全な財政運営や住民福祉の増進、地域社会の持続的な発展に寄与することを目指しています。

最近の機構を取り巻く金融市場環境についてみると、中東情勢などの地政学的な緊張に加え、インフレ動向、各国中央銀行の金融政策を背景に世界経済情勢が大きく動き、金利や為替の動向など先行きの不透明な状況にあります。当機構としては、このような環境の中でも、求められる役割を引き続き的確に果たし、地方公共団体のニーズに応えてまいります。

まず、貸付けについては、2025年度末時点の貸付残高は22.5兆円となっております。2026年度は、物価高の中での適切な価格転嫁や、上下水道の老朽化対策をはじめとする社会資本整備の推進に対応するため、地方債計画において機構資金が増額計上されました。これを踏まえ、地方公共団体にとって優先度が高い事業や住民生活に密着した事業等に対して、長期・低利の資金を融通し、その資金需要に的確に対応してまいります。

こうした貸付けの資金の調達のために、主に金融市場で地方金融機構債券を発行しており、2025年度末時点の債券等発行残高は18.8兆円となっております。これまで市場からの確固たる信認を得、投資家の需要を的確に捉えるよう努め、その結果、2019年8月より地方債と同水準での債券発行を継続してきました。2026年度は、中長期的な資金調達額の平準化や投資家の運用年限短期化のニーズを捉え、2年債を初めて当初の資金調達計画に位置づけ4月の発行に取組んだところです。今後も金融市場環境の変化に弾力的かつ機動的に対応し、安定的な資金調達を実現してまいります。

また、地方支援については、地方公共団体の財政運営における良き相談相手となることを目指し、「調査研究」、「人材育成・実務支援」及び「情報発信」の三本柱を有機的に連携させながら各種事業を実施しています。2025年度、経営・財務マネジメント強化事業では、地方公共団体に寄り添い前年度の約1.5倍となる5,203回、各支援分野専門のアドバイザーの派遣を行ったところ。引き続き、地方公共団体の財政の健全性の確保・向上に貢献してまいります。

現在、地方公共団体は人口減少や物価高などの問題に直面しています。このような中でも、引き続き住民生活に密接に関連した行政サービス等を支障なく行うことが必要です。機構としては「金融で地方財政を支え 地域の未来を拓く」のスローガンを実現すべく、安定的な資金調達で地方公共団体の資金需要に的確に応え、地方公共団体の健全な財政運営と持続可能な地域社会の実現へ貢献するよう、役職員一同、業務の遂行に全力を尽くしてまいりますので、関係各位の御協力・御支援をよろしくお願い申し上げます。

地方公共団体金融機構 理事長
2026年6月

内藤 尚志





目的 Purpose

地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体に対しその地方債につき長期かつ低利の資金を融通するとともに、地方公共団体の資本市場からの資金調達に関して支援を行い、もって地方公共団体の財政の健全な運営や住民の福祉の増進、地域社会の持続的な発展に寄与すること。

経営理念 Philosophy

地方公共団体金融機構は、全ての地方公共団体の出資による地方債資金共同調達機関として、金融を通じて地方公共団体の健全な財政運営に寄与することを目指し、次の3つの方針を経営の基本に据え、業務を遂行します。

▶ 地方の政策ニーズへの積極的な対応

地方公共団体に対する長期・低利資金の安定的な供給を基本とし、地方債を取り巻く環境の変化や地方公共団体の政策ニーズを的確に把握し、これらに対応したサービスを、積極的かつきめ細かに展開します。また、地方公共団体の財政運営について、良き相談相手となることを目指し、各種の調査・研究を進め、情報発信を行います。

▶ 資本市場における確固たる信認の強化

適切なリスク管理の下、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場に対する説明責任を的確に果たすことにより、資本市場における確固たる信認を強化し、有利な資金調達を安定的に実現します。また、公共債市場における基幹的な発行体として、資本市場の健全な発展に貢献します。

▶ 強固なガバナンスの下で地方共同法人にふさわしい経営の確保

地方自らが責任をもって自律的・主体的に経営を行う体制の確立、適切なリスク管理や経営審議委員会及び会計監査人によるチェックを通じた強固なガバナンスの下で、地方公共団体との対話を深めながら、地方共同法人にふさわしい経営を確保します。

▶ JFMの価値創造ストーリー

使命 Mission

金融で地方財政を支え 地域の未来を拓く

多様な資本を
活用して

地方公共団体の政策ニーズ等に
幅広く対応した事業活動を通じて



財務資本

- ▶ 地方共同法人としての
強固な財務基盤



知的資本

- ▶ 豊富な貸付実績
- ▶ 旧公庫時代から蓄積したノウハウ



人的資本

- ▶ 多種多様なバックグラウンド
を有する専門人材



社会・関係資本

- ▶ 公的機関としての役割
- ▶ 国や地方公共団体との連携

貸付

P.30

地方公共団体向けの
長期・低利貸付

上下水道・
病院・交通事業等

資金調達

P.45

多様な手段を
活用した
安定的な調達

事業基盤

- ▶ ガバナンス体制
- ▶ リスク管理
- ▶ コンプライアンス
- ▶ 人材育成/ダイバーシティ

地方公共団体の健全な財政運営の制度的担保

地方財政制度（地方交付税、地方債等）

財政健全化法制

経営理念

地方の政策ニーズへの積極的な対応

資本市場における確固たる信認の強化

強固なガバナンスの下で地方共同法人にふさわしい経営の確保

地域社会において様々な価値を創造

地方支援

P.49

地方公共団体の
良き相談相手

地方公共団体の
政策ニーズに応じた
きめ細かな支援

地方公共団体の安定的な財政運営や 地域社会の持続的な発展に貢献

- ▶ 地方公共団体の事業資金の確保
 - 住民の暮らしの向上
 - 社会インフラの維持
 - 災害に強いまちづくり
 - 環境に優しいまちづくり
- ▶ 資本市場の健全な発展
 - ▶ 地方公共団体の課題解決力の向上
 - ▶ 働きやすい職場環境の実現

関連する
SDGs



1章

事業概況

令和7年度事業実績

1	貸付けの実績	08
2	資金調達の実績	10
3	地方支援業務の実績	14
4	決算の概況	16

令和8年度の事業実施方針

1	貸付業務	18
2	資金調達業務	19
3	地方支援業務	21
4	リスク管理及び内部統制	21
5	国庫納付	21

サステナビリティ

1	機構のサステナビリティ戦略	22
2	貸付事業を通じた サステナブルな まちづくりへの支援	24
3	地方支援業務 — 活用事例 —	25
4	グリーンボンドの発行	26





3 すべての人に健康と福祉を



4 質の高い教育をみんなに



6 安全な水とトイレを世界中に



7 エネルギーもみんなにそしてクリーンに

高知県
四万十市四万十市総合文化センター
しまんとぴあ

経緯

3つの公共施設の老朽化を背景に、機能を集約した文化複合施設の再編計画を策定。同時にJA高知は本館の耐震課題も解決する事業として市とJAが基本合意を締結。共同で整備へ乗り出した。

融資

芸術・文化・生涯学習の大型複合拠点の建設には資金調達が課題。物価高騰、金利上昇の厳しい状況の中、JFMの長期・低利の融資を活用したことで財源を確保。事業費の平準化につながる。

効果

コンパクトで効率的な新施設に全世代の市民が集い、交流を深める文化拠点として賑わっている。特に子どもや若年層の利用は旧施設では見られなかった変化。周辺地域や観光への波及効果も大きい。

1章

事業概況

2章

業務の紹介

3章

業務運営体制

4章

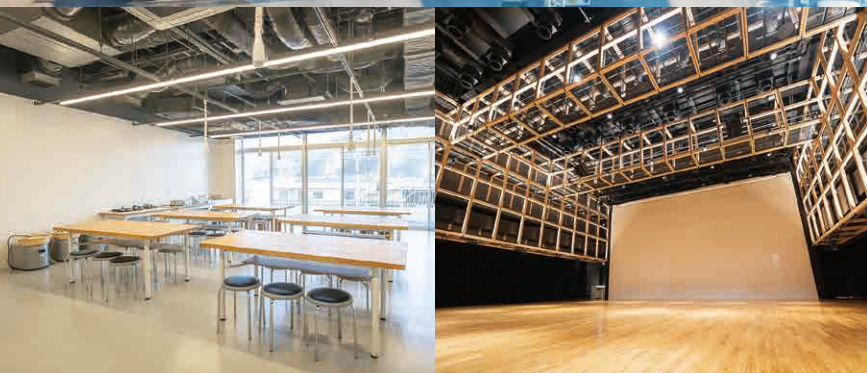
わが国の地方財政制度における機構の役割

5章

機構の財務状況

6章

参考資料・機構データ



融資先ご担当者様のインタビュー記事など、「JFMだより vol.57」で詳細を紹介しています。

こちらから
閲覧できます。



1. 貸付けの実績

令和7年度は、貸付計画額を329億円上回り、1兆6,329億円の貸付けを行いました。これは、令和7年度貸付計画において病院事業分として1,376億円を計上しましたが、その実際の貸付額が2,304億円となったこと等によるものです。

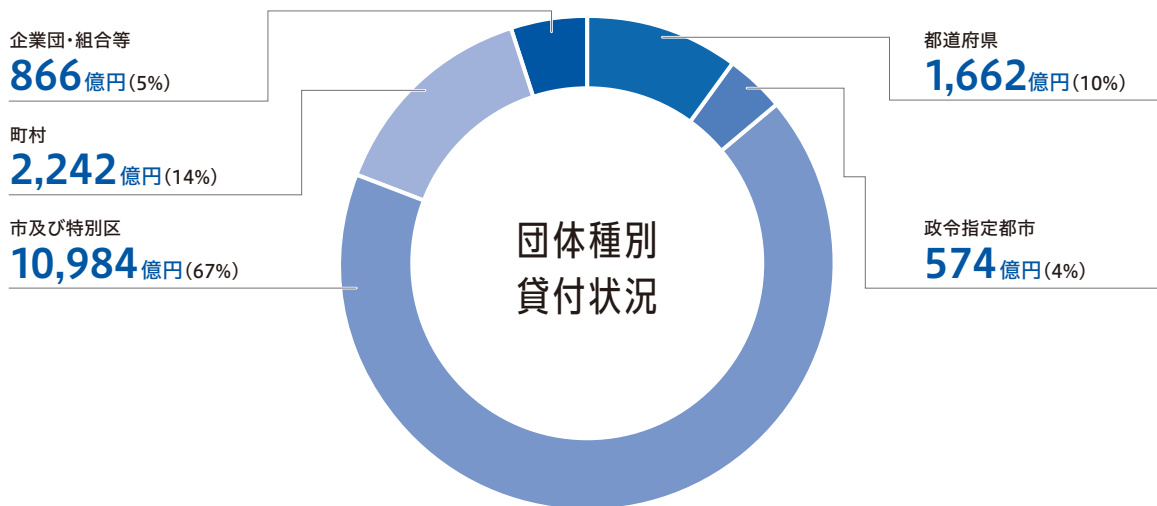
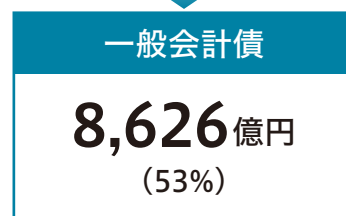
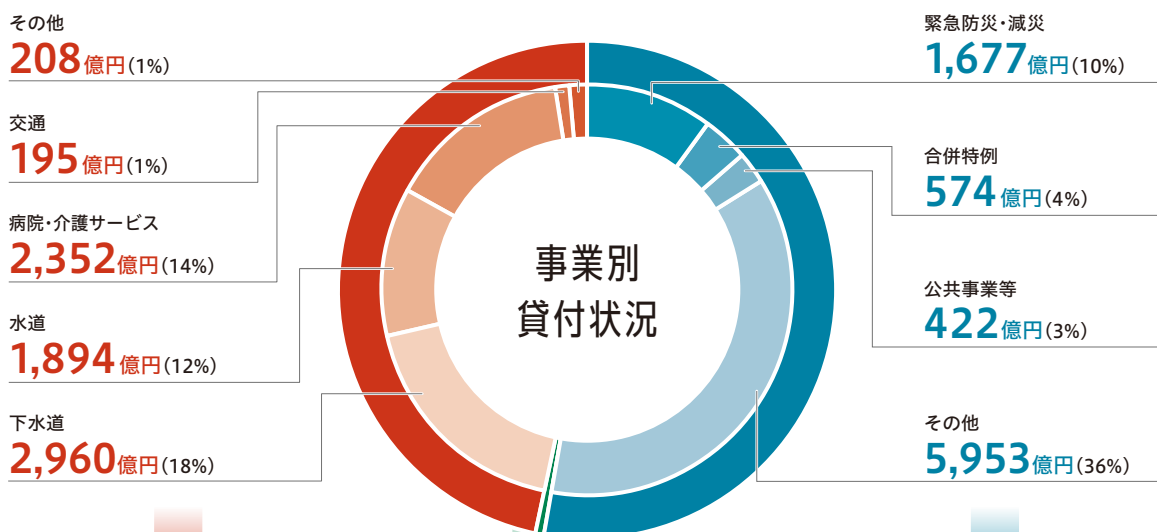
なお、貸付額の内訳は、緊急防災・減災事業や公共施設等適正管理推進事業等の一般会計債8,626億円（全体の52.8%）、臨時財政対策債94億円（全体の0.6%）、下水道事業や病院事業・介護サービス事業等の公営企業債7,609億円（全体の46.6%）となっています。

令和7年度事業別貸付状況

項目	貸付件数	貸付額	
			構成比
一般会計債			
公共事業等	578件	422億円	2.6%
公営住宅事業	160件	113億円	0.7%
学校教育施設等整備事業	310件	281億円	1.7%
社会福祉施設整備事業	103件	89億円	0.5%
一般廃棄物処理事業	99件	214億円	1.3%
一般補助施設整備等事業※	3件	3億円	0.0%
一般事業	70件	123億円	0.8%
地域活性化事業	176件	83億円	0.5%
防災対策事業	349件	132億円	0.8%
地方道路等整備事業	369件	292億円	1.8%
合併特例事業	292件	574億円	3.5%
緊急防災・減災事業	1,732件	1,677億円	10.3%
公共施設等適正管理推進事業	1,332件	1,628億円	10.0%
緊急自然災害防止対策事業	1,651件	1,182億円	7.2%
脱炭素化推進事業	641件	330億円	2.0%
こども・子育て支援事業	119件	39億円	0.2%
辺地対策事業	138件	60億円	0.4%
過疎対策事業	1,621件	1,383億円	8.5%
計	9,743件	8,626億円	52.8%
公営企業債			
水道事業	1,509件	1,894億円	11.6%
工業用水道事業	53件	73億円	0.4%
交通事業	59件	195億円	1.2%
電気事業・ガス事業	29件	56億円	0.3%
港湾整備事業	9件	16億円	0.1%
病院事業・介護サービス事業	550件	2,352億円	14.4%
市場事業・と畜場事業	32件	56億円	0.3%
下水道事業	2,766件	2,960億円	18.1%
観光その他事業	11件	7億円	0.0%
計	5,018件	7,609億円	46.6%
臨時財政対策債	13件	94億円	0.6%
合計	14,774件	16,329億円	100.0%

（注）項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。

※一般補助施設整備等事業債は、東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行するものを対象としています。



令和7年度貸付額

1兆6,329億円

※四捨五入により計が一致しないことがあります。

2. 資金調達の実績

1. 調達額

令和7年度は1兆7,869億円の資金調達を行いました。そのうち、政府保証のない地方金融機構債の発行による調達総額は1兆6,166億円、また、公営企業金融公庫から承継した債権の管理を円滑に行うための、既往の政府保証が付された公営企業債券等の借換えを行うための政府保証債の発行による調達総額は900億円となりました。それに加え、長期借入による調達を803億円行いました。

地方金融機構債のうち、公募債の発行総額は、1兆1,219億円となっており、10年債、20年債、5年債及び30年債といった定例債の定期的・計画的な債券発行と、FLIP債及び国外債（MTNプログラムによる外貨建債券）といった弾力的・機動的な債券発行を組み合わせることで、安定的かつ柔軟な資金調達に努めました。

このうち、国内債については、総額7,250億円を発行しました。市場環境が大きく変動する中でフレックス枠を活用し、10年債、5年債、30年債及びFLIP債を当初計画額から増額して発行しました。国外債については、MTNプログラムに基づき、ベンチマーク債として、令和7年4月に米ドル建て5年債を10億米ドル（1,506億円相当[※]）、7月に米ドル建て5年債を7.5億米ドル（1,096億円相当[※]）、令和8年1月にユーロ建て5年債（グリーンボンド）を7.5億ユーロ（1,367億円相当[※]）それぞれ発行しました。

このほか、地方公務員共済組合連合会等（地方公務員共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会）の引受けによる債券を4,947億円発行しました。

この結果、令和7年度末において、公営企業金融公庫から承継した債券及び政府保証債を含めた機構債券の発行残高は1兆3,197億円、借入金の残高は5,218億円となっています。

（注）1. 債券発行額については、発行価額ベースの金額を億円未満四捨五入で記載しています。

2. 機構債券の発行残高については、額面金額ベースの金額を億円未満四捨五入で記載しています。

※条件決定時の為替レートにより換算、億円未満を四捨五入した金額を記載しています。

令和7年度 資金調達実績額

1. 地方金融機構債（政府保証のない債券）

（1）公募債

債券の種類	計画額（当初）	実績額
国内債	6,100億円	7,250億円
10年債	2,700億円	3,030億円
20年債	1,000億円	990億円
5年債	200億円	520億円
30年債	200億円	210億円
スポット債	-	-
FLIP債	2,000億円	2,500億円
国外債	3,000億円	3,969億円
フレックス枠	1,755億円	-
計	10,855億円	11,219億円

※フレックス枠は、各種国内債・国外債の増額、スポット債の発行、長期借入の増額等に活用しています。

※実績額には、各種債券の額にフレックス枠からの充当分を含んでいます。

(2) 地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券

債券の種類	計画額(当初)	実績額
地共連引受債	1,500億円	1,500億円
10年債	750億円	750億円
20年債	750億円	750億円
地共済引受債	3,395億円	3,447億円
10年債	1,775億円	1,827億円
20年債	1,620億円	1,620億円
計	4,895億円	4,947億円

※地共連引受債は、地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券です。地共済引受債は、地方公務員共済組合(地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合)、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券です。

2. 長期借入

計画額	実績額
750億円	803億円

3. 政府保証債

債券の種類	計画額(当初)	実績額
4年債	2,900億円	900億円
計	2,900億円	900億円

※計画額については、12月に見直しを行い、900億円に減額しています。

参 考

● FLIP(Flexible Issuance Program:柔軟な起債運営)債の概要

FLIP債は、証券会社を通じてもたらされた投資家のニーズに応じ、発行額や発行年限等を柔軟かつ迅速に設定し、機動的に発行する機構独自の債券です。

平成21年度から発行を開始し、令和7年度には計46件2,500億円を発行しました。発行額は最小30億円、最大200億円となっています。

債券の年限	投資家の指定する年限。ただし、状況により対象となる発行年限を制限する場合がある。(原則、満期一括固定利付債の場合、5年、10年、20年、30年及び2年は除く)	
1回の発行額	30億円以上	
令和7年度 年限別 発行実績	2年～10年	44件 2,400億円
	11年～20年	1件 50億円
	21年～40年	1件 50億円

● スポット債の概要

スポット債は、市場のニーズに対応し、原則、10年債、20年債、5年債、30年債及び2年債という定例債とは異なる年限で、主幹事方式により機動的に発行する債券です。

● MTNプログラムの概要

MTN (Medium Term Notes) プログラムとは、あらかじめ発行体とディーラーとの間で債券発行の大枠に関する法的書類について合意・作成し、個別の債券発行に際しては、発行価格、償還期限、利率等の主要な条件決定のみを行うことで、海外市場において機動的な債券発行を行うことができる仕組みです。機構では、グローバル債の発行が可能なグローバル MTNプログラムを設定しています。

令和7年度は、ベンチマーク債17.5億米ドル及び7.5億ユーロ(グリーンボンド)を発行しました。

設定	平成23年1月	
保証	非政府保証	
発行限度額	3兆円	
通貨	マルチカレンシー	
準拠法	英国法	
上場	ルクセンブルク証券取引所(非規制市場)	
通貨別 発行残高	米ドル	76.54億米ドル
	ユーロ	56.3億ユーロ
	豪ドル	12.74億豪ドル
	ニュージーランドドル	0億ニュージーランドドル

2. 発行条件

機構が定例的に発行している国内公募債については、関税政策やイランを巡る情勢などの地政学的な緊張、各国中央銀行の動向を背景に大きく経済情勢が動き、金利や為替の先行きが不透明な中での発行となりました。

10年債の対国債スプレッドは、米国関税政策による不安定な金利環境等を背景に、4月にカーブ比15.0bp、5月にカーブ比20.0bpと急速にワイド化が進みましたが、6月以降は、ワイドなスプレッドを好感した投資家から旺盛な需要が寄せられたことでタイト化局面となり、9月までにカーブ比12.0bpへタイト化し、3月まで同水準が継続しています。なお、利回りについては、国債金利が上昇したことにより、機構においても上昇傾向で推移し、令和8年2月には、発足以来最高となる2.386%を記録しました。

5年債については、令和7年度も引き続き国内グリーンbondとして発行しました。発行に向け、投資家と積極的に対話を重ね、国内グリーンbondを発行する意義等を丁寧に説明した結果、幅広い業態の投資家から旺盛な需要が寄せられ、地方債において確認されていた2.0bpのグリーンiumが機構においても許容されました。

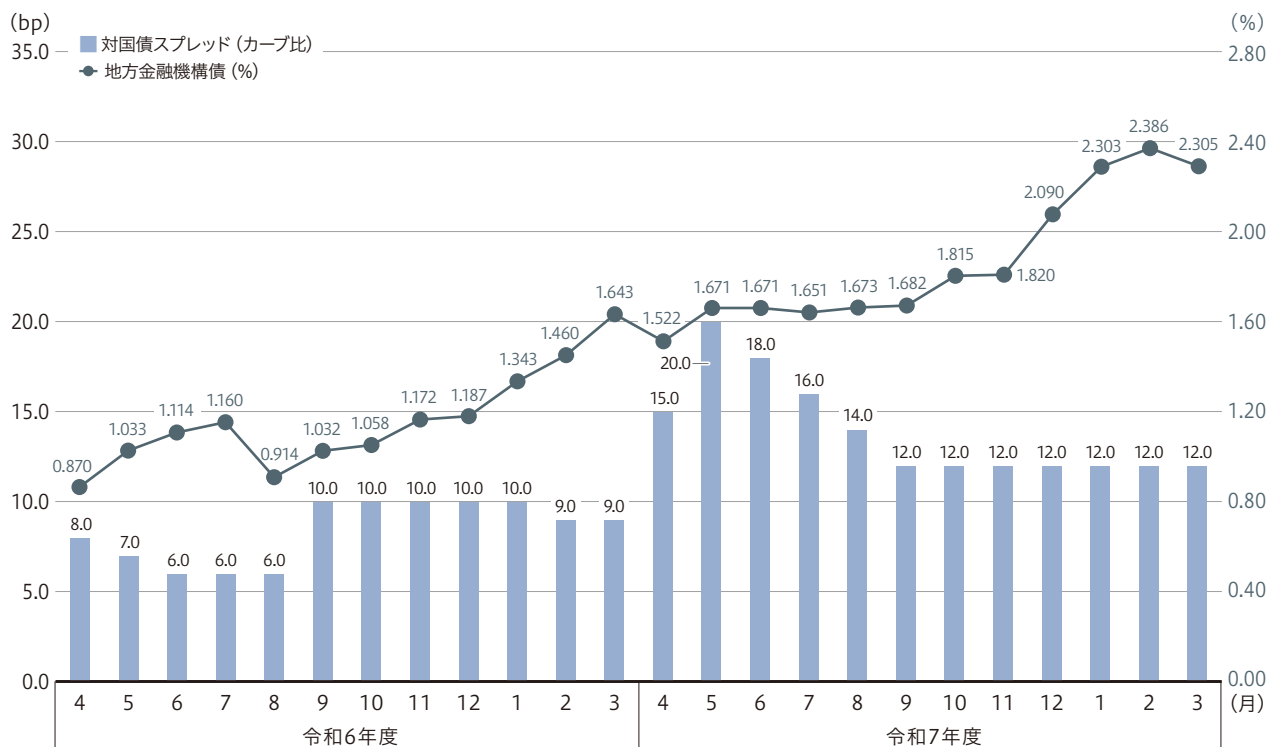
20年債及び30年債についても、堅調な需要を背景に、対国債スプレッドはタイトに推移しましたが、地方債と同一条件による発行については維持されています。

国外債については、海外プライマリー市場やセカンダリー市場におけるクレジット・スプレッド水準を参考に、市場環境及び投資家需要に基づいた条件で発行しています。

※令和7年度における各債券の発行実績については、P.135～138をご参照ください。

※グリーンbondの発行については、P.26～27をご参照ください。

① 地方金融機構債（10年債）の利回り及びスプレッド推移

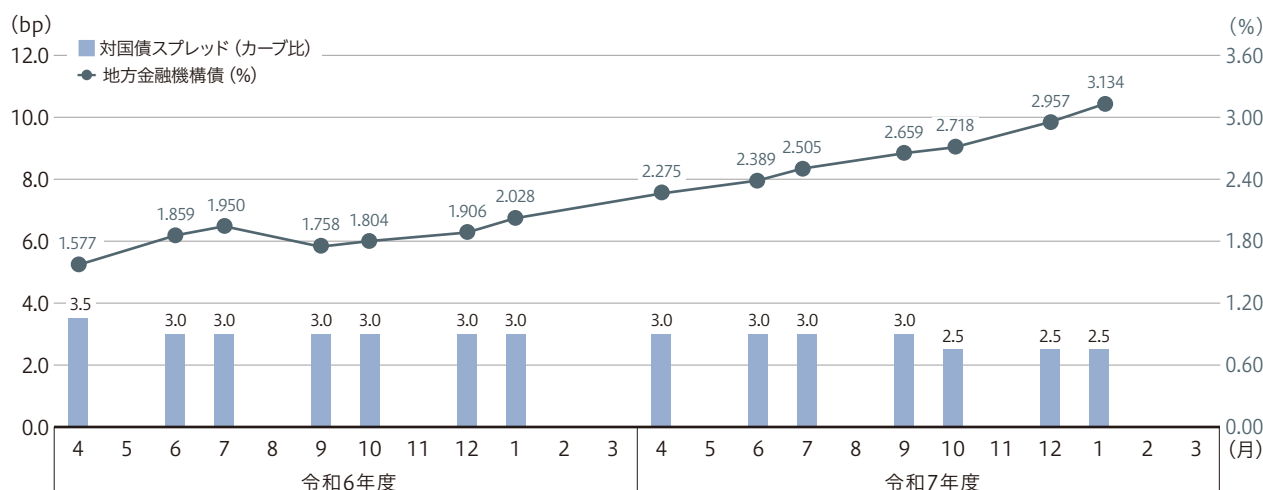


※地方金融機構債（10年債）は、原則として10年国債入札の1週間後に条件決定を行っています。

カーブ比 (bp) は機構が独自に算出した理論値です。

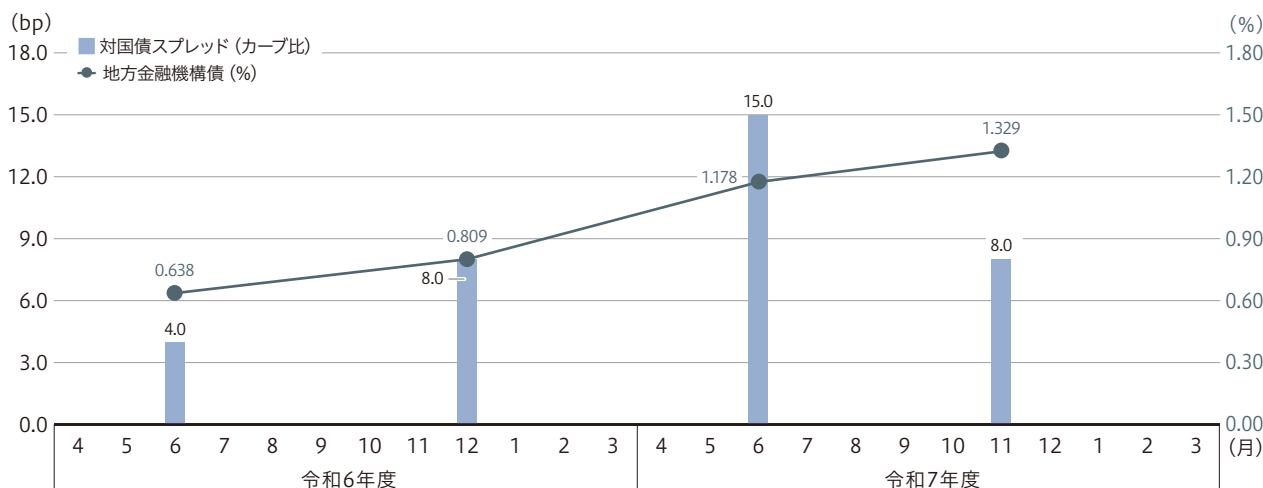
対地方債スプレッド差はありません。

② 地方金融機構債（20年債）の利回り及びスプレッド推移



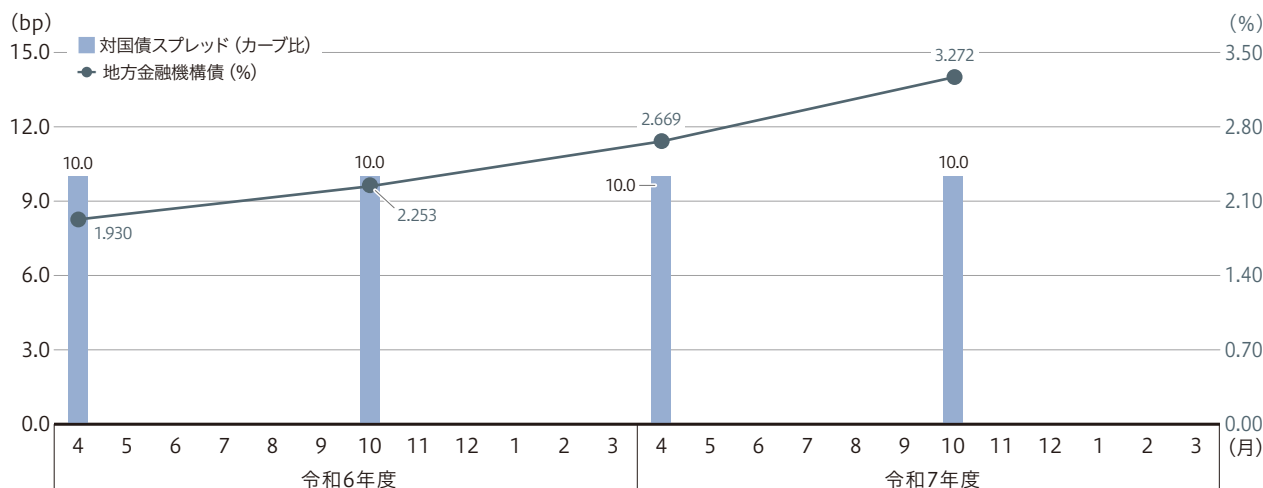
※カーブ比 (bp) は機構が独自に算出した理論値です。
対地方債スプレッド差はありません。

③ 地方金融機構債（5年債）の利回り及びスプレッド推移



※カーブ比 (bp) は機構が独自に算出した理論値です。
対地方債スプレッド差はありません。
なお、地方金融機構債（5年債）については、令和6年度からグリーンボンドとして発行しています。

④ 地方金融機構債（30年債）の利回り及びスプレッド推移



※カーブ比 (bp) は機構が独自に算出した理論値です。
対地方債スプレッド差はありません。

3. 地方支援業務の実績

1. 調査研究

■地方財政史プロジェクト

地方財政制度がその時々社会状況にどのように対応したかをとりまとめ、地方財政の変遷を流れとして把握することは、地方財政の研究者や政策立案者にとって非常に有意義なものとなることから、「地方財政史編集委員会」を設置し、「地方財政史」のとりまとめについて、令和8年度の本格的な始動に向けた準備を開始しました。

■研究プロジェクト「地方財政からみた社会保障政策」

社会保障政策は地方公共団体の行財政に大きな影響を与えるにもかかわらず、その具体的な影響について詳細な分析がなされていないことから、社会保障政策が地方公共団体の財政に与える影響を研究対象として、本プロジェクトについて、令和8年度の本格的な始動に向けた準備を開始しました。

■JFM・GRIPS連携プロジェクト

地方公共団体の財政運営が直面する政策課題が大きく変化する中で、国立大学法人政策研究大学院大学（GRIPS）と連携し、「人口減少時代等社会構造変革下における地方財政」をテーマに教育及び調査研究に関するプロジェクトを実施しました。

<教育事業>

- ・GRIPSに機構の寄附講座として設置した「地方財政特論」の科目において、ゲストスピーカーによる最新の知見・実例に基づいた実践的な講義を実施

<調査研究事業>

- ・「地方自治体の対人社会サービスを支える公共施設の整備・更新・維持のあり方」をテーマに、有識者などによる調査研究を実施し、研究成果をフォーラムなどにより地方公共団体等に還元

■地域金融に関する調査研究

地方公共団体における資金運用管理等に関する実態調査等を実施しました。

■地方財政等に関する研究に対する助成事業

地方税財政に関する研究の発展や公営企業の健全な経営に資すること等を目的に「若手研究者のための地方財政研究助成事業」及び「公営企業特定課題研究助成事業」の2つの助成事業を実施しました。

■諸外国の地方財政制度等に関する調査研究

諸外国の地方税財政制度や運用、地方自治制度等の最新の動向について、一般財団法人自治体国際化協会と連携し、共同で調査研究を実施しました。

■地方公共団体の先進事例に関する調査研究

地方公共団体に関する研究について知見を有する専門機関と連携し、情報発信の一環として機構ホームページ上の「先進事例検索システム」に掲載することを念頭に、より広い視点で事例を収集並びに既存事例の更新を行いました。

2. 人材育成・実務支援

■地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業

地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と機構の共同事業として、10の支援分野について、地方公共団体、公営企業にアドバイザーを継続的に派遣する事業を実施しました。団体の要請に応じて、1,437件の申請を受け、5,203回の派遣を行いました。

<アドバイザーを派遣した政策テーマ>

- ①公営企業・第三セクター等の経営改革 ②公営企業会計の適用 ③地方公会計の整備・活用
- ④公共施設等総合管理計画の見直し・実行（公共施設マネジメント） ⑤地方公共団体のDX
- ⑥地方公共団体のGX ⑦地方公共団体間の広域連携 ⑧地方税務行政のDX等
- ⑨地方創生の取組 ⑩首長・管理者向けトップセミナー

■関係機関との共催事業

市町村職員中央研修所（JAMP）、全国市町村国際文化研修所（JIAM）、地方自治研究機構（RILG）と連携・協力し、財政運営・資金調達等を中心とした市町村職員等への研修内容の一層の充実を図りました。

■JFM地方財政セミナー・JFM地方公営企業セミナー

地方公共団体にとって関心の高い地方財政・地方公営企業に関するテーマについて、先進的な取組を行っている団体からの報告、総務省からの制度等の解説等を織り込んだセミナーを集合形式で実施するとともに、10～3月にeラーニングにより講義を配信しました。



資金運用入門研修の様子（東京会場）

■行財政研修会東京セミナー

首長や地方公共団体の幹部職員等を対象としたセミナーを地方行財政調査会及び時事通信社と共同で、集合形式で実施しました。令和7年7月18日 テーマ「地方創生2.0～展望と課題」

■資金調達入門研修

資金調達業務に携わる職員を対象として、資金調達に関する基本的な事項（借入交渉、金融・経済の見方等）の研修を集合形式で実施しました。

■資金運用入門研修

資金運用業務に携わる職員を対象として、資金運用に関する基本的な事項（資金運用のリスクと管理等）の研修を集合形式で実施しました。

■宿泊型研修

地方公共団体の職員が資金調達・資金運用等を行う上で必要不可欠な財政・金融知識を習得するための研修を、研修機関と共同で実施しました。

■eラーニングによる研修事業

遠隔地や小規模な団体も含め広く効果が及ぶようeラーニングによる研修コンテンツを提供しました。

■出前講座(金融・財政関係)

自治体ファイナンス・アドバイザー等を講師として、資金調達・資金運用等、地方公共団体の要望に応じたテーマ・方法(講師派遣、WEB会議システム等)で講義を実施しました。

主な講義内容

講義名	内容
地方債の金利の見方	地方債の金利の見方を解説
銀行等引受債の借入交渉	金融機関との借入交渉において重要となる借入期間や金利見直し方式等のポイントを解説
資金運用のリスクと管理	預金・債券等の金融商品のリスクと管理手法について解説するとともに、資金管理の取組事例や運用手法等を紹介
財政分析と地方債管理	財政分析チャート「New Octagon」や分析ツールによる財政分析の手法を紹介するとともに、財政運営と地方債管理の考え方について解説
公営企業改革と公営企業決算の見方	公営企業改革の動きと公営企業決算書について解説
日本経済と金利の動向	これまでの金融政策の変遷や金利動向等についてポイントを解説

■自治体ファイナンス・アドバイザー等による実務支援(個別相談)

自治体ファイナンス・アドバイザー等が、地方公共団体の抱える資金調達・資金運用等に係る具体的な課題や疑問の解決に向けて、電話、メール、WEB会議システム及び講師派遣等の方法により専門的なアドバイスを実施しました。

<主な相談事例>

- ・銀行等引受債の発行に係る入札方式や金融機関との交渉に関するアドバイス
- ・金利見直し方式による借入についての金融機関との交渉に関するアドバイス
- ・基金の債券による運用手法に関するアドバイス
- ・資金管理・資金運用の方針や計画に関するアドバイス
- ・金融機関との手数料交渉に関するアドバイス

3. 情報発信

市町村が自らの財政状況を分析できる財政分析チャート「New Octagon」について、ニーズを幅広く聴取しつつ、人口規模が近い団体区分の平均値で比較できるよう機能を追加しました。また、政策課題の解決に資するため提供している先進事例検索システムについて、事例を追加しました。そのほか、地方公共団体の資金調達等の実務を行う際に役立つ経済・金融データ、金融知識等を提供するなど、ホームページ等を効果的に活用して情報発信を強化しました。

4. 決算の概況

1. 損益の状況

経常収益は、貸付金利息が増加したこと等により、前年度と比べて114億円増加し2,200億円となりました。経常費用は、債券利息が増加したこと等により、前年度と比べて210億円増加し1,469億円となりました。この結果、経常利益は前年度と比べて96億円減少し731億円となりました。

機構においては法令の規定に基づき、債券の借換えによって生じた収益は金利変動準備金等に積み立てることとされております。これらの積み立て等を行った結果、当期純利益は前年度に比べ、11億円減少し、351億円となりました。

2. 資産・負債・純資産の状況

資産総額は、前年度末と比べて2,021億円減少し23兆6,916億円となりました。これは、貸付金が1,361億円減少（一般勘定4,023億円増、管理勘定5,384億円減）したこと等によるものです。

負債総額は、前年度末と比べて2,383億円減少し23兆2,064億円となりました。これは、債券が3,618億円減少（一般勘定3,103億円増、管理勘定6,721億円減）したこと等によるものです。

純資産総額は、前年度末と比べて361億円増加し4,852億円となりました。これは、令和7年度における一般勘定の当期純利益351億円を一般勘定積立金として計上したこと等によるものです。

なお、近年における決算主要項目の推移は下記のとおりです。

決算主要項目の推移

1. 損益

（単位：百万円）

科目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
				前年度増減額
経常収益	209,118	208,625	220,028	11,402
経常費用	118,277	125,816	146,916	21,099
経常利益	90,841	82,808	73,111	△ 9,696
当期純利益	36,292	36,232	35,119	△ 1,112

2. 資産・負債・純資産

（単位：百万円）

科目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
				前年度増減額
資産総額	24,164,123	23,893,823	23,691,695	△ 202,128
貸付金	23,074,004	22,700,180	22,564,078	△ 136,102
有価証券	204,500	272,000	255,000	△ 17,000
現金預け金	873,692	908,700	859,086	△ 49,613
その他上記以外	11,925	12,943	13,530	587
負債総額	23,738,231	23,444,803	23,206,494	△ 238,308
債券	18,949,328	18,677,661	18,315,800	△ 361,861
借入金	530,300	529,500	521,800	△ 7,700
金融商品等受入担保金	413,091	370,616	456,380	85,764
地方公共団体健全化基金	926,499	931,870	937,248	5,378
特別法上の準備金等	2,912,073	2,928,649	2,966,640	37,991
金利変動準備金	2,200,000	2,200,000	2,200,000	-
公庫債権金利変動準備金	708,654	727,327	766,640	39,312
利差補てん積立金	3,419	1,321	-	△ 1,321
その他上記以外	6,939	6,505	8,624	2,118
純資産総額	425,891	449,020	485,200	36,180

※単位未満切り捨てのため、計が合わないことがあります。

1. 貸付業務

機構の令和8年度貸付計画額は、令和8年度の地方債計画における機構資金の計上額（通常収支対応分1兆6,746億円、東日本大震災分4億円）を基礎として過去の執行実績等を勘案し、1兆7,400億円を計上しました。令和7年度貸付計画額1兆6,000億から1,400億円、8.8%の増となりました。

■機構の貸付計画額

	令和8年度 (A)	令和7年度 (B)	増減 (C)=(A)-(B)	増減率 (C)/(B)×100
貸付計画額	17,400億円	16,000億円	1,400億円	8.8%

■令和8年度事業別貸付計画

(単位：億円、%)

事業等名		区分	令和8年度 計画額 (A)	令和7年度 計画額 (B)	差引 (A)-(B)=(C)	増減率 (C)/(B)×100	【参考】地方債計画計上額 当初計画ベース		
							令和8年度	令和7年度	差引
一般会計債	公共事業等		346	365	△ 19	△ 5.2	305	308	△ 3
	公営住宅事業		111	110	1	0.9	23	126	△ 103
	学校教育施設等整備事業		342	301	41	13.6	246	209	37
	社会福祉施設整備事業		112	127	△ 15	△ 11.8	89	89	0
	一般廃棄物処理事業		180	278	△ 98	△ 35.3	218	176	42
	一般事業		276	80	196	245.0	103	84	19
	地域活性化事業		75	94	△ 19	△ 20.2	85	85	0
	防災対策事業		121	119	2	1.7	136	136	0
	地方道路等整備事業		446	211	235	111.4	392	248	144
	合併特例事業		360	533	△ 173	△ 32.5	186	332	△ 146
	緊急防災・減災事業		1,837	1,489	348	23.4	2,000	2,000	0
	公共施設等適正管理推進事業		1,670	1,575	95	6.0	1,728	1,728	0
	緊急自然災害防止対策事業		992	985	7	0.7	1,207	1,007	200
	脱炭素化推進事業		311	305	6	2.0	180	360	△ 180
	こども・子育て支援事業		114	48	66	137.5	180	180	0
	辺地対策事業		88	63	25	39.7	69	68	1
	過疎対策事業		1,369	1,305	64	4.9	1,530	1,480	50
	計		8,750	7,988	762	9.5	8,677	8,616	61
臨時財政対策債			-	183	△ 183	△ 100.0	-	0	0
(一般会計債等分 計)			8,750	8,171	579	7.1	8,677	8,616	61
公営企業債	水道事業(上水道)		2,549	2,214	335	15.1	2,210	2,053	156
	水道事業(簡易水道)		104	85	19	22.4	90	80	11
	交通事業(一般交通)		21	18	3	16.7	20	16	4
	交通事業(都市高速鉄道)		213	220	△ 7	△ 3.2	206	201	5
	病院事業		1,454	1,376	78	5.7	1,622	1,553	69
	下水道事業		3,892	3,576	316	8.8	3,695	3,345	350
	工業用水道事業		136	130	6	4.6	77	81	△ 4
	電気事業		33	46	△ 13	△ 28.3	30	44	△ 14
	ガス事業		3	6	△ 3	△ 50.0	3	5	△ 2
	介護サービス事業		59	28	31	110.7	66	34	32
	市場事業		160	98	62	63.3	28	24	4
	と畜場事業		5	3	2	66.7	1	1	0
	駐車場事業		1	1	0	0.0	1	0	1
	小計		8,630	7,801	829	10.6	8,049	7,437	612

(単位：億円、%)

事業等名		令和8年度 計画額 (A)	令和7年度 計画額 (B)	差引 (A)-(B)=(C)	増減率 (C)/(B)×100	【参考】地方債計画計上額 当初計画ベース		
						令和8年度	令和7年度	差引
公営企業債	港湾整備事業	18	20	△ 2	△ 10.0	21	20	1
	観光施設事業・ 産業廃棄物処理事業	2	8	△ 6	△ 75.0	3	4	△ 1
	小計	20	28	△ 8	△ 28.6	24	24	△ 0
	計	8,650	7,829	821	10.5	8,073	7,461	612
計		17,400	16,000	1,400	8.75	16,750	16,077	673 (対前年比：4.0%)

※1 事業等名は、令和8年度地方債計画に基づき区分しました。

※2 貸付計画額は、地方債計画を基礎として過去の執行実績等を勘案しました。

※3 事業ごとの貸付額は見込みの額であり、総務省の同意等により変わり得るものです。

※4 地方債計画における東日本大震災分については、本表の各関係事業において計4億円を計上しました。

※5 上記のほか、次のものを貸付けの対象とします。

・東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債です。

※6 各項目の金額は各单位未満を四捨五入しているため、内訳の計は合計と一致しない場合があります。

■地方債計画における機構資金

	令和8年度 (A)	令和7年度 (B)	増減 (C)=(A)-(B)	増減率 (C)/(B)×100
機構資金	16,750億円	16,077億円	673億円	4.2%
(内訳)				
一般会計債	8,677億円	8,616億円	61億円	0.7%
公営企業債	8,073億円	7,461億円	612億円	8.2%

※地方債計画と貸付計画が同じ額にならないのは、地方債の発行について同意等が行われる時期と実際の貸付けを行う時期が異なるためです。

2. 資金調達業務

貸付業務等に必要な資金調達については、資本市場における地方金融機構債（政府保証のない債券）の公募による発行を基本とし、令和8年度においては、公募債を1兆555億円、地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券を4,695億円発行するほか、長期借入を750億円行う予定です。

公営企業金融公庫から承継した債権の管理を円滑に行うための既往の政府保証が付された公営企業債券等の借換えについては、政府保証債の発行により行うこととし、令和8年度においては、2,000億円を発行する予定です。

なお、資金調達の基本スタンスについては、P.46をご覧ください。

※債券の種類、発行額については、貸付状況、市場環境等により弾力的に対応します。

※発行に関する情報につきましては、ホームページ等を通じてお知らせする予定です(<https://www.jfm.go.jp/>)。

■資金調達計画額

1. 地方金融機構債（政府保証のない債券）

(1) 公募債

債券の種類		令和8年度	令和7年度実績
国内債		6,000億円	7,250億円
	10年債	2,500億円	3,030億円
	20年債	900億円	990億円
	5年債	200億円	520億円
	30年債	200億円	210億円
	2年債	300億円	-
	スポット債	-	-
	FLIP債	1,900億円	2,500億円
国外債		3,000億円	3,969億円
フレックス枠		1,555億円	-
計		10,555億円	11,219億円

※債券の種類、発行額については、貸付状況、市場環境等により弾力的に対応します。

※国内債の5年債については、令和7年度に引き続きグリーンボンドとして発行することを予定しています。

※フレックス枠については、各種国内債・国外債の増額、スポット債の発行、長期借入の増額等に活用します。

※令和7年度実績には、各種債券の額にフレックス枠からの充当分を含んでいます。

(2) 地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券

債券の種類		令和8年度	令和7年度実績
地共連引受債		750億円	1,500億円
	10年債	-	750億円
	20年債	750億円	750億円
地共済引受債		3,945億円	3,447億円
	10年債	2,335億円	1,827億円
	20年債	1,610億円	1,620億円
計		4,695億円	4,947億円

※地共連引受債は、地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券です。地共済引受債は、地方公務員共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券です。

2. 長期借入

令和8年度	令和7年度実績
750億円	803億円

※このほか、公募債のフレックス枠を活用して長期借入を行うことがあります。

3. 政府保証債

債券の種類	令和8年度	令和7年度実績
4年債	2,000億円	900億円
計	2,000億円	900億円

4. 合計

	令和8年度	令和7年度実績
計	18,000億円	17,869億円

3. 地方支援業務

地方公共団体のニーズに合わせて、財政の健全性の確保、資金調達等をはじめとした財政運営全般にわたる課題の解決に資するため、「調査研究」、「人材育成・実務支援」及び「情報発信」の三本柱を有機的に連携させ、総合的な地方支援業務を実施します。

令和8年度は、「調査研究」について、地方財政制度の変遷をとりまとめる地方財政史プロジェクトや社会保障政策が地方財政に与える影響を研究する研究プロジェクト「地方財政からみた社会保障政策」等の調査研究を本格的に始動させるとともに、学術図書出版助成制度の創設などを通じて、地方財政研究者支援の充実を図ります。

「人材育成・実務支援」について、地方公共団体・公営企業へアドバイザーを派遣する地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業を拡充（マッチング機能の追加等）するほか、JAMP・JIAM等関係機関と共催で実施する事業について、新たな連携先（資産評価システム研究センター等）を加え、内容を更に充実させます。

「情報発信」について、地方支援業務の一層の活用促進のため、関係機関との連携、各種広報媒体等を活用して情報発信・PRの充実を図ります。



4. リスク管理及び内部統制

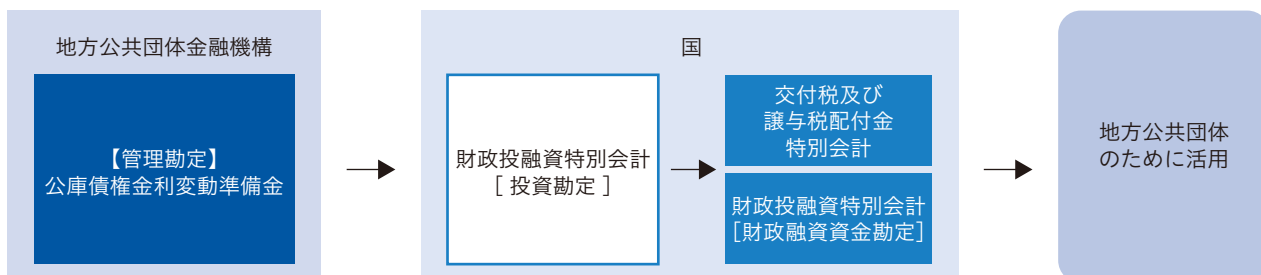
健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場における確固たる信認を強化するため、地政学的リスクなど様々なリスクが高まる中、金利リスクなど機構が抱える各種リスクを適切に管理するとともに、財務諸表等の適正性確保に必要な財務報告に係る内部統制の整備、運用及び評価を行います。

なお、金利リスクにおける具体的な対応については、P.66～68をご覧ください。

5. 国庫納付

地方公共団体金融機構法附則第14条に基づき、地方交付税の総額確保のため、令和8年度は2,000億円を国庫に納付します。

なお、地方交付税の総額確保のため令和7年度に予定していた2,000億円の国庫納付については、活用時期を見直し、地方の財源として後年度に活用することとされました。



※詳細はP.63を参照。



機構のサステナビリティ戦略

機構は、地方共同法人として、住民に密接な行政サービスを広く提供している地方公共団体に対し、長期かつ低利の資金の融通を行うほか、財政の健全性の確保等に関する支援を通じて地方公共団体の抱える課題の解決に寄与することで、持続可能な地域社会、ひいては社会のサステナビリティの実現に貢献します。

また、環境への配慮やガバナンス体制の整備など、機構の事業活動全般にESGの観点を取り入れ、サステナビリティに関する取組を推進します。

サステナビリティポリシー

1.はじめに

- 本ポリシーは地方公共団体金融機構のサステナビリティに関する事項について基本的な方針を定める。

2.実施体制

- 理事長を委員長とし全役員等で構成するサステナビリティ委員会を設置
- 委員会では機構のサステナビリティに関する取組全般を審議

3.基本方針

- 機構の使命及び経営理念の下、貸付け、資金調達、地方支援業務といった事業全体を通じてESGの観点を盛り込み、地域社会の持続的な発展に貢献

3.1. 環境への配慮

3.1.1. 環境改善に資する事業への貸付け

- 下水道事業や水道事業をはじめとした環境改善効果等のある各種事業への貸付け
- 貸付原資としてグリーンボンドを活用

3.1.2. 事業所における取組

- 節電の励行やグリーン調達の促進など環境負荷の低減に資する取組の推進

3.2. 社会的責任の実践

3.2.1. 地域社会の持続的な発展

- 住民生活に密接に関わる幅広い行政サービスを提供する地方公共団体に対する長期・低利の資金の融通や、抱える課題に関する調査研究、支援を行い、持続可能な地域社会の実現に貢献

3.2.2. 資本市場への貢献

- 公共債市場における基幹的な発行体として資本市場の健全な発展に貢献

3.2.3. 包摂的で活力ある職場環境

- 各種ハラスメントの禁止、仕事と生活の調和、自主性・チャレンジ精神を尊重した人材育成

3.3. 強固なガバナンス

3.3.1. 組織体制

- 地方公共団体の代表者等からなる代表者会議を最高意思決定機関とする自律的・主体的な経営体制
- 各専門分野に高い見識を有する者等からなる経営審議委員会や外部監査などによるチェック機能を通じた強固なガバナンス

3.3.2. 人権尊重・法令遵守

- 人権の尊重、法令・倫理規範等の遵守、違反への迅速かつ適切な対処

4.対話とディスクロージャー

4.1. 地方公共団体との対話

- 地方公共団体との対話を通じて政策ニーズを把握・分析し、事業へ反映

4.2. 投資家との対話

- 国内外の投資家との建設的な対話の実施

4.3. 適切なディスクロージャー

- 積極的な情報開示による市場からの信認の維持・強化及び透明性の確保

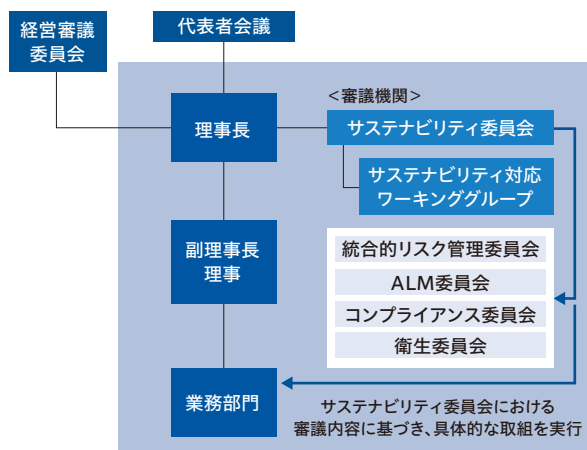
サステナビリティ委員会

機構では、サステナビリティに関する取組の推進のため、2023年4月から「サステナビリティ委員会」を設置しています。

サステナビリティ委員会では、気候変動対応などの「環境」に関する事項、ダイバーシティや労働環境、人権などの「社会」に関する事項、倫理及び法令遵守など「ガバナンス」に関する事項などについて、審議を行います。

同委員会は理事長を委員長として、全役員、部長、審査室長及び検査役で構成されています。

また、具体的な取組について検討、調査研究を行うため、同委員会の下にサステナビリティ対応ワーキンググループを設置しています。



サステナビリティに関する取組

機構は、事業活動全体を通じてESGそれぞれの観点を意識し実践します。
主な取組は以下のとおりです。

貸付けを通じたサステナブルなまちづくりへの支援

機構は、地域のインフラ整備や住民への行政サービスの充実等を行う地方公共団体への貸付けを通じ、サステナブルなまちづくりや持続可能な地域社会の実現に貢献しています。

P.24(貸付事業を通じたサステナブルなまちづくりへの支援)

グリーンボンドの発行

機構は、グリーンボンド等のサステナブル・ファイナンスを活用して資金調達を行い、ESG投資の資金を地域社会の環境問題等の解決につなげます。

P.26(グリーンボンドの発行)

地方支援業務を通じた地方公共団体の課題解決力の向上

機構は、地方公共団体の良き相談相手として地方の政策ニーズに合わせて、財政の健全性の確保、資金調達等をはじめとした地方公共団体の抱える諸課題について必要な調査、研究及び支援を行い、その課題の解決に寄与することにより、持続可能な地域社会の実現に貢献します。

P.25(地方支援業務 - 活用事例 -)

事業所における環境への配慮

事業所において組織全体として環境へ配慮した取組を実施するほか、さらなる取組の検討・促進を行ってまいります。

- ▶ 不要な照明や休憩時の消灯、省電力機器の活用、超過勤務の縮減など、あらゆる場面において節電を励行します。
- ▶ グリーン購入(環境負荷の低減に資する物品・役務の調達)を促進し、環境への影響を最小限にします。
- ▶ 各種会議等におけるペーパーレス化や事務用品の再利用を促進します。

包摂的で活力ある職場環境の実現

職員の自主性を尊重した人材育成、各種ハラスメントの禁止、ワークライフバランスの確保等を通じ、多様な人材が活躍できる安全な職場環境を整備しています。

P.71(コンプライアンス体制) P.73(人的資本)

強固なガバナンスの確保

地方公共団体の代表者等からなる代表者会議や、各分野の専門家からなる経営審議委員会、外部・内部監査制度等の下、健全かつ良好な財務体質を維持します。

P.56(ガバナンス体制)

情報開示

地方公共団体や投資家と適切に対話を行うとともに、財務情報のみならず非財務情報も積極的に開示し、透明性の確保に努めます。

P.74(情報開示資料)

コラム 温室効果ガス(GHG)排出量

機構は、脱炭素社会の実現に貢献するため、国の「2050年カーボンニュートラル」の目標の下、**2050年までに機構のScope1及びScope2^{*1}の温室効果ガス(GHG)排出量を実質ゼロとすることを目標としています。**

機構は、燃料の使用や事業所における電気使用などを対象^{*2}として、Scope1及びScope2のGHG排出量を算定しています。令和7年度における機構のGHG排出量は54.9tCO₂でした。

	目 標	指 標
温室効果ガス(GHG)排出量(Scope1・2)	2050年までにネットゼロ	54.9tCO ₂

今後とも不要な照明の消灯や省電力機器の活用等によりGHG排出量の削減に取り組んでまいります。

^{*1} Scope1: 燃料の燃焼や工業プロセスなどによる事業者自らの直接排出です。

Scope2: 他社から供給された電気・熱・蒸気の使用に伴う間接排出です。

(GHG排出量を算定・報告するために定められた国際的な基準「GHGプロトコル」において定義されています。)

^{*2} 自家用車の燃料使用、事業所等における電気使用(その使用料が原則共益費に含まれる空調設備に係る分を除く)によるものを算定しています。



貸付事業を通じた サステナブルなまちづくりへの支援

地方公共団体は、人口減少社会を迎え、少子高齢化対策や地方創生事業に取り組むとともに、公共施設の更新や頻発する自然災害への対応等、さまざまな行政需要に直面しています。

機構はこれらの課題に対応するため、地域のインフラ整備や住民への行政サービスの充実等を行う地方公共団体への貸付けを通じ、地域の環境維持改善やサステナブルなまちづくりに寄与しています。

■ 機構の貸付事業例及びSDGsとの関連性

下水道事業



地方公共団体が経営する下水道事業、集落排水事業等
令和7年度貸付実績 755団体 2,960億円

松尾浄化管理センター（長野県飯田市）



病院事業



地方公共団体が経営する病院、診療所、
その他の医療施設による病院事業
令和7年度貸付実績 221団体 2,304億円

兵庫県立粒子線医療センター附属 神戸陽子線センター（兵庫県神戸市）



緊急防災・減災事業



地方公共団体が実施する災害に強いまちづくりのための事業、災害に迅速に対応するための情報網の構築及び地域の防災力を強化するための施設の整備事業

令和7年度貸付実績 865団体 1,677億円

佐賀地区津波避難タワー（高知県黒潮町）



教育・福祉施設等整備事業



地方公共団体が実施する学校、幼稚園等の教育施設や、
児童福祉施設、老人福祉施設等の社会福祉施設の整備事業
令和7年度貸付実績 227団体 371億円

裾野小学校（青森県弘前市）



※SDGsとは？ Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称であり、2015年9月の国連サミットにおいて、国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標として採択されたものです。気候変動や格差などの幅広い課題の解決を目指し、17分野のゴールと196項目の具体的なターゲットを設定しています。



地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業

地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省との共同事業として、公営企業・第三セクター等の経営改革、公共施設マネジメント、地方公共団体のDX・GX、地方公共団体間の広域連携等の支援分野別に地方公共団体、公営企業へアドバイザーを派遣する事業を実施しています。
【令和7年度実績】 申請数：1,437件 アドバイザー派遣回数：5,203回

活用事例：沖縄県豊見城市

豊見城市下水道事業における経営戦略及び下水道使用料の改定

経営戦略の改定
料金改定

下水道事業

背景・目的

- 現行の下水道使用料水準では収支均衡が図れず不足分を借入金等に依存している状況であり、また今後の人口減少社会への対応や物価高騰などの社会経済情勢への変化に的確に対応する必要があった。
- これらの課題を解決するため、事業を活用し経営戦略及び料金の改定に向けアドバイスを受けることとした。

公営企業情報

- 行政区域内人口 65,719人
(令和6年3月31日時点)
- 行政区域内面積 19.33km²
(令和6年3月31日時点)
- 処理区域内人口 50,828人
(令和5年度決算)

具体的内容 【派遣回数】9回 【アドバイザーの属性】学識経験者

アドバイス内容	派遣後の自治体の取組
第1回・第2回(令和5年4月28日実施・令和5年5月22日実施) 下水道使用料の水準検討及び経営戦略の改定にあたって、調査検討に必要な経営診断及び分析等に関する手法や整理方法について助言を受けた。	第1回・第2回 下水道事業の経営状況を整理し、経営分析を行った。
第3回・第4回・第5回(令和5年7月13日実施・令和5年8月21日実施・令和5年9月25日実施) ・下水道使用料の水準検討に向けた目標額の設定や考え方などについて助言を受けた。 ・下水道事業が借入金なしで自走できる目標額や節水型社会に対応できる使用料となるような料金体系シミュレーションの作成、収支計画等について助言を受けた。	第3回・第4回・第5回 下水道使用料の具体的な目標を設定し、使用料の改定シミュレーションを行った。
第6回(令和5年10月23日実施) 使用料に関する答申の最終確認、経営戦略における原価計算書の取扱い等について助言を受けた。	第6回 下水道使用料の改定額を決定した。
第7回・第8回(令和5年11月16日実施・令和6年1月17日実施) 経営戦略の収支個別項目、事業資金、内部留保の目標金額の考え方等について助言を受けるとともに、施設等を更新措置している農業集落排水事業の今後の経営のあり方についても助言を受けた。	第7回・第8回 経営戦略の骨子案の策定に着手し、策定作業を行った。
第9回(令和6年2月19日実施) 経営戦略改定内容について確認し、今後の方針について助言を受けた。	第9回 経営戦略の改定を行った。

効果

- 経営戦略の改定について、下水道事業に関する経営状況の現状分析や将来の事業環境の把握、経営の基本方針に関して助言を受け、経営戦略の改定版を策定することができた。
- 料金改定について、下水道事業の状況を勘案した目標額を達成できるような使用料改定案について助言を受け、適切な料金水準に改定することができた。

今後の展望

- 借入金解消に必要な収入を確保し、その後は内部留保を増やせるようにする。
- 少なくとも3年から5年に1度の頻度で下水道使用料改定の必要性について検証を行う。





グリーンボンドの発行

世界的なSDGsへの関心の高まりを受け、機構では、長期・低利の融資を安定的に行うため、令和元年度に地方公共団体が行う下水道事業への貸付けを資金使途とするグリーンボンドを国外債により初めて発行し、以後毎年度継続的に発行しています。

さらに、令和6年度からは地方公共団体が行う水道事業への貸付けを資金使途とする国内グリーンボンドを発行しています。

機構のグリーンボンドの資金使途である下水道事業と水道事業は、水資源の有効利用、公衆衛生の向上、生活環境の保全、水質の保全に貢献しており、環境・社会の両面で重要な役割を果たしています。

発行したグリーンボンドについては、地方公共団体の協力の下、資金使途や事業内容、環境改善効果等をまとめたインパクトレポートを作成・公表しており、地方公共団体のSDGsに関する取組を国内外の投資家に幅広く発信しています。

なお、機構のグリーンボンド・フレームワークは、国際資本市場協会（ICMA）のグリーンボンド原則2021及び環境省のグリーンボンドガイドライン2022年版に定める4つの要素（「調達資金の使途」、「プロジェクトの評価と選定プロセス」、「調達資金の管理」及び「レポートング」）に適合するものとして、第三者機関であるMoody'sからセカンド・パーティー・オピニオンを取得しています（5段階評価で上から2番目『非常に高い』）。また、令和2年2月の初回グリーンボンドについては、キャピタル・アイAwards“BEST DEALS OF 2019”の外債部門特別賞を受賞しました。

■発行実績

国外グリーンボンド

発行回数	発行額／通貨	円換算額	年限	利率	発行日
第1回	5億ユーロ	600億円	7年	0.050%	R2.2.12
第2回	5億ユーロ	636億円	7年	0.010%	R3.2.2
第3回	7.5億米ドル	858億円	3年	1.500%	R4.1.27
第4回	5億ユーロ	711億円	5年	3.375%	R5.2.22
第5回	5億ユーロ	797億円	5年	2.875%	R6.1.23
第6回	5億ユーロ	814億円	5年	2.750%	R7.1.16
第7回	7.5億ユーロ	1,367億円	5年	2.750%	R8.1.16

国内グリーンボンド

発行回数	発行額	年限	利率	発行日
第1回	210億円	5年	0.638%	R6.6.19
第2回	200億円	5年	0.809%	R6.12.20
第3回	250億円	5年	1.178%	R7.6.20
第4回	270億円	5年	1.329%	R7.11.28

■インパクトレポートの公表

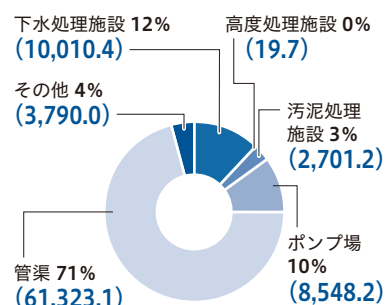
令和7年度に発行したグリーンボンドの充当対象である貸付けについて、貸付先の地方公共団体に対して、下水道事業・水道事業の環境改善効果等に関するアンケート調査を行い、その結果をまとめたインパクトレポートを同年12月に公表しました。

国外グリーンボンド充当事業（下水道事業）の環境改善効果等

環境改善効果のまとめ

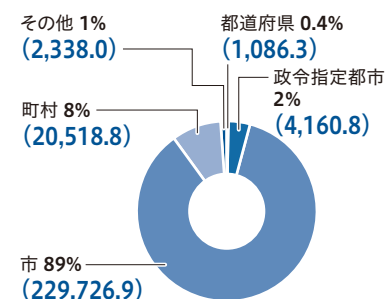
供用区域人口
16,083,013人
年間処理水量
2,822,150,791m ³
年間電気削減量
5,969,822kWh
管渠新設/更新部分
330,939m
管渠新設による 年間増加処理水量
60,463,489m ³

事業別金額の内訳（単位：百万円）



※グリーンボンドの充当対象である約864億円の貸付け（貸付期間：令和7年1月16日～3月31日）のうち、グリーンボンド資金（約814億円）を充当した下水道事業貸付の事業別内訳です。
※各グラフの構成比は、四捨五入等により合計が100とならない場合もあります。

団体別貸付金額の内訳（単位：百万円）



※令和6年度の下水道事業への貸付額（資本費平準化債を除く約2,578億円）の団体別内訳です。

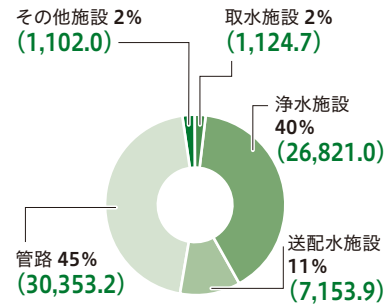
- その他の環境改善効果
- 汚泥のリサイクル（堆肥、セメントなどへの再利用、消化ガスを燃料として利用）
 - 機械・電気設備を省エネ機器に更新することによる電気使用量の削減

国内グリーンボンド充当事業（水道事業）の環境改善効果等

環境改善効果のまとめ

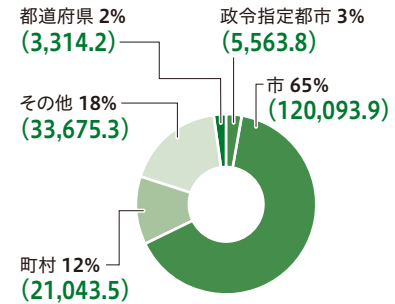
給水人口
18,989,235人
年間給水量
1,834,876,732m ³
管路新設/更新部分
269,991m

事業別金額の内訳（単位：百万円）



※グリーンボンドの充当事業である約665億円の貸付け（貸付期間：令和6年12月20日～令和7年3月31日）のうち、グリーンボンド資金（約410億円）を充当した水道事業貸付の事業別内訳です。

団体別貸付金額の内訳（単位：百万円）



※令和6年度の水道事業への貸付額（資本費平準化債を除く約1,837億円）の団体別内訳です。

- その他の環境改善効果
- 耐震適合管への取替による漏水防止・有効率向上
 - 浄水発生土リサイクル（セメント材料、肥料等へ再利用）

■インパクトレポートの内容

インパクトレポートには、グリーンボンドを活用した事例も掲載しています。

活用事例Ⅰ 弘前市 樋の口浄水場等建設事業



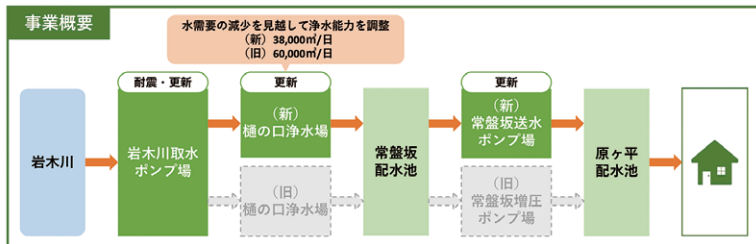
事業概要（事業期間：令和2年度～令和8年度（予定））

総事業費（令和6年度）：4,776百万円 / うち機構資金：1,669.5百万円

- ・基幹水道施設である「樋の口浄水場」、岩木川の水を取水するための施設である「岩木川取水ポンプ場」、水道水の送水施設である「常盤坂増圧ポンプ場」は、建設から半世紀程度が経過し、耐震性能の不足や老朽化が顕著となっており、対策が急務となっていました。
- ・水需要の減少や地震等の災害への対応、効率的な運転管理方法など、長期的な視点からコスト削減と安定的な運転管理が可能である手法を検討した結果、設計及び建設工事並びに90施設の運転管理を一括で発注する「DBO方式」にて事業を実施。
- ・今後の需要見込みをもとに施設規模を現在の60,000m³/日から38,000m³/日へ調整。
- ・機構資金は、「岩木川取水ポンプ場」の耐震改修、設備更新及び「樋の口浄水場」「常盤坂送水ポンプ場」の更新にかかる設計、建設工事費用に充当。

ポイント 高効率モーター等の使用による環境改善効果

- ・水需要の減少を見越して施設規模を60,000m³/日から38,000m³/日へダウンサイジング。また、高効率モーターを導入することにより、電力使用量を年間約142,000kWh削減。
- ・電力使用量の削減等により温室効果ガス排出量を年間約55,000kg削減（推定値）。
- ・地震や停電、浸水などへの対策を強化し、災害時に強い施設に改修。
- ・浄水処理工程を強化し、供給する水の安全性が向上。



事業の効果

使用電力量

使用電力削減量
約142,000kWh/年

4,762,000 kWh/年

4,620,000 kWh/年

標準的なモーター

高効率モーター

温室効果ガス削減量
約55,000kg/年（推定値）



7

「JFM グリーンボンドインパクトレポート2025（国内債）」P.7より抜粋

【ESG債とは】調達資金が環境問題の解決に資するプロジェクトに充当されるグリーンボンドや社会課題の解決に資するプロジェクトに充当されるソーシャルボンド、その両方の性格を有するプロジェクトあるいは両方のプロジェクトに充当されるサステナビリティボンドなどの、環境改善や社会貢献に何らかの効果のあるプロジェクトを資金使途とする債券の総称です。一般の債券と異なり、資金使途、プロジェクトの選定・評価に係るプロセス、調達資金の管理に関する事項や、インパクトレポートを投資家に対して開示することが望ましいとされています。

機構のグリーンボンドについてのホームページ ▶ <https://www.jfm.go.jp/ir/greenbond.html>



2章

業務の紹介

貸付業務

1 概要	30
2 貸付利率	32
3 貸付けの審査体制	34
4 貸付実績・貸付残高	35
5 貸付対象事業の紹介	37

資金調達業務

1 機構債券の種類	45
2 資金調達の基本スタンス	46
3 機構債券の特徴	47
4 資金調達実績の推移	48

地方支援業務

基本姿勢	49
人材育成・実務支援	50
情報発信	50
調査研究	51





福岡県
みやま市

みやまっくす

MIYAMAX

経緯

老朽化した公民館と体育館の解体に伴い、文化とスポーツの融合をコンセプトにした複合施設の整備計画が始動。資材や人件費の高騰により仕様調整を図りながら建築概要が決定した。

融資

地域の願いを形にする大規模建設事業のため資金確保が鍵であったが、JFMの過疎対策事業の融資を活用することで財政的な安心感をもって進めることができた。

効果

舞台ホールと体育館を備えた多目的ホールが完成し開館。文化・芸術、スポーツ・健康、子育て支援などの交流拠点として市民に親しまれ、健康増進と地域活性化に貢献している。



融資先ご担当者様のインタビュー記事など、「JFMだより vol.55」で詳細を紹介しています。

こちらから
閲覧できます。



地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体の地方債につき、長期かつ低利の資金を融通しています。

1. 概要

地方債計画に計上された公的資金として、総務大臣又は都道府県知事が同意又は許可を行った地方債に対して貸付けを行っています。

1. 貸付対象団体

貸付先は、地方公共団体のみを対象としています。

2. 貸付対象事業

貸付対象事業は、地方公共団体の実施する次の事業です。

一般会計債

- ・公共事業等
- ・公営住宅事業
- ・学校教育施設等整備事業
- ・社会福祉施設整備事業
- ・一般廃棄物処理事業
- ・一般事業
- ・地域活性化事業
- ・防災対策事業
- ・地方道路等整備事業
- ・合併特例事業
- ・緊急防災・減災事業
- ・公共施設等適正管理推進事業
- ・緊急自然災害防止対策事業
- ・脱炭素化推進事業
- ・こども・子育て支援事業
- ・辺地対策事業
- ・過疎対策事業

公営企業債

- ・水道事業
- ・工業用水道事業
- ・交通事業
- ・電気事業
- ・ガス事業
- ・港湾整備事業
- ・病院事業
- ・介護サービス事業
- ・市場事業
- ・と畜場事業
- ・下水道事業
- ・観光施設事業
- ・駐車場事業
- ・産業廃棄物処理事業

上記のほか、東日本大震災に係る一般補助施設整備等事業債を対象としています。

3. 貸付けの種類

機構の貸付けは、次の2種類です。

○長期貸付

起債の同意又は許可を得た地方公共団体に対する、償還期限が2会計年度以上にわたる資金の貸付け

○短期貸付

当該年度分として収納された歳入をもって償還が行われる、一時借入金の資金の貸付け

なお、これらのほか、株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う公有林整備及び草地開発のための「受託貸付」も行っています。

4. 償還期限

主な貸付対象事業の償還期限は、次のとおりです。

貸付対象事業			令和8年度同意（許可）債			
			固定金利		利率見直し※1	
			償還期限	据置期間	償還期限	据置期間
一般会計債	公 共 事 業 等※2		年以内 25	年以内 5	年以内 25	年以内 5
	公営住宅事業		25	5	25	5
	教育・福祉施設等 整備事業	学校教育施設等整備事業	25	3	25	3
		社会福祉施設整備事業	25	3	25	3
		一般廃棄物処理事業	30	5	30	5
	一般単独事業	一 般 事 業※2	30	5	30	5
		地 域 活 性 化 事 業	30	5	30	5
		防 災 対 策 事 業	30	5	30	5
		地方道路等整備事業	20	5	20	5
		合 併 特 例 事 業	30	5	30	5
		緊急防災・減災事業	30	5	30	5
		公共施設等適正管理推進事業	30	5	30	5
		緊急自然災害防止対策事業	30	5	30	5
		脱炭素化推進事業	30	5	30	5
		こども・子育て支援事業	25	3	25	3
辺 地 対 策 事 業※2		30	5	40	5	
過 疎 対 策 事 業※2		30	5	40	5	
公営企業債	水 道 事 業	30	5	40	5	
	交 通 事 業※2	30	5	40	5	
	病 院 事 業※2	30	5	30	5	
	下 水 道 事 業	30	5	40	5	
	工 業 用 水 道 事 業	30	5	40	5	
	電 気 事 業※2	30	5	30	5	
	ガ ス 事 業	25	5	25	5	
	港 湾 整 備 事 業※2	30	5	40	5	
	市 場 事 業	30	5	40	5	
と 畜 場 事 業	30	5	30	5		

※1 利率見直しは、借入後5年ごと、10年ごと、15年ごと、20年後、30年後の見直しとなります。

※2 当該事業のうち、償還期限及び据置期間については、それぞれ最も長い事業について記載しています。

2. 貸付利率

資金調達コストに見合う貸付利率を基準利率として設定し、政策課題に応じて基準利率を引き下げた貸付利率を機構特別利率として設定しています。

1. 貸付利率

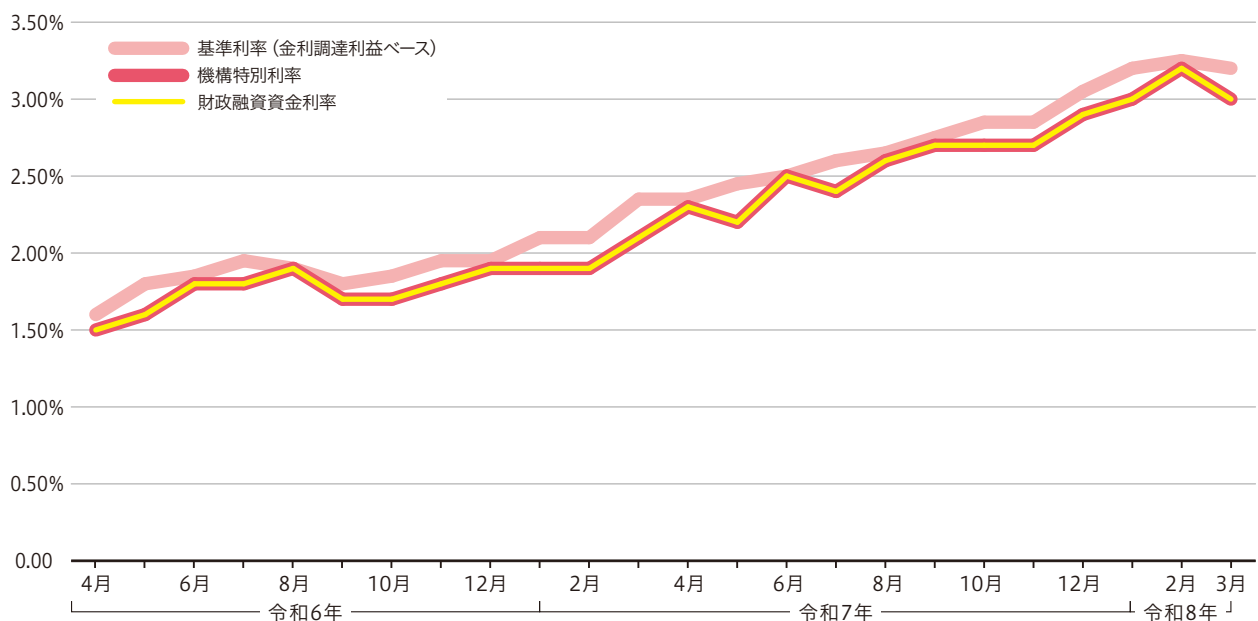
機構では、基準利率及び機構特別利率の2種類の貸付利率を設定しています。

基準利率は、収支相償の考え方に基づき、機構の資金調達コストと貸付けの利息収入とが均衡するように算出した利率です。具体的には、機構が調達した貸付原資に係るキャッシュ・フローの割引現在価値と、機構の貸付けにおけるそれぞれの償還期限及び据置期間並びに償還形態ごとにこれを貸し付けた場合のキャッシュ・フローの割引現在価値が等しくなるよう定めたもので、港湾整備事業、観光施設事業、産業廃棄物処理事業に適用されています。

機構特別利率は、地方公共団体健全化基金の運用益等及び機構自己財源を活用して、基準利率を0.35%利下げたもので(ただし、同一償還条件の財政融資資金の利率が下限となります)、貸付対象事業のうち、住民生活の基盤の整備のために特に必要な事業及び臨時財政対策債に適用されています。

なお、令和6年4月からの貸付利率の推移は次のとおりとなっています。

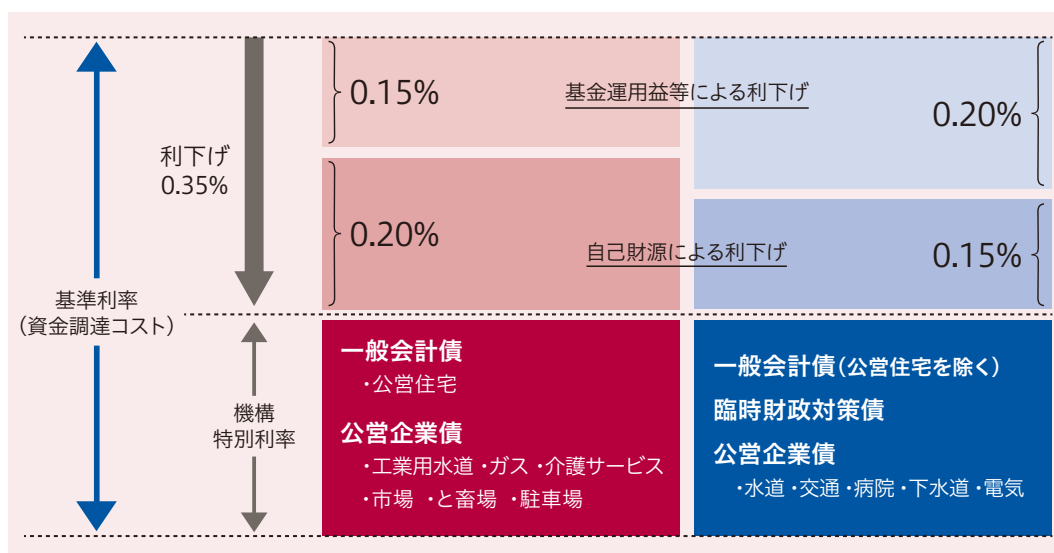
貸付利率の推移(固定金利方式、半年賦元利均等、30年償還(うち5年据置))の例



2. 公営競技納付金等による利下げ

地方公共団体が行う公営競技の収益の均てん化を目的として、地方財政法附則第33条の規定に基づき、公営競技（競馬、競輪、オートレース、ボートレース）を行う地方公共団体は、当該公営競技の収益の一部を地方公共団体金融機構に納付することとされています。

この公営競技納付金は、地方公共団体健全化基金に積み立てられ、その運用益等及び自己財源により機構特別利率と基準利率との利差を補てんしています。



※同一償還条件の財政融資資金利率を下限としています。

※事業ごとの基金運用益による利下げ幅は、地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令（平成20年総務省令第87号）の規定に基づき、総務大臣が定めています。



浦和競馬場



広島競輪



浜松オートレース



ボートレース常滑

3. 貸付けの審査体制

機構では、地方債の同意・許可等の手続により、事業の内容、適法性、償還確実性等が確認されていることを前提に、次のとおり必要な審査を適切に実施しています。

- ①貸付予定の地方公共団体・公営企業について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に定める健全化判断比率等を用いて、決算数値及び個別の財政状況等を確認します。また、必要に応じ都道府県及び市区町村等の関係部署にヒアリングを行います。
- ②貸付けに際して、地方公共団体からの借入申込書類に基づき、地方債の同意又は許可の有無、借入に必要な議会の議決や予算措置等の事項について審査します。
- ③貸付後、貸付団体を対象に、貸付金の使用状況及び貸付事業の実施状況の確認を行うとともに、ヒアリング等により財政状況・経営状況を把握します。

①貸付予定団体・企業の確認

- 財政状況・経営状況の把握
- ヒアリングの実施

②貸付時における確認 借入申込書類の確認

- 同意（許可）額の把握等
- 議決・予算措置の状況確認

貸付けの実行

③貸付後の確認 現地調査の実施

- 貸付金・貸付事業の状況確認
- 財政状況・経営状況の把握

4. 貸付実績・貸付残高

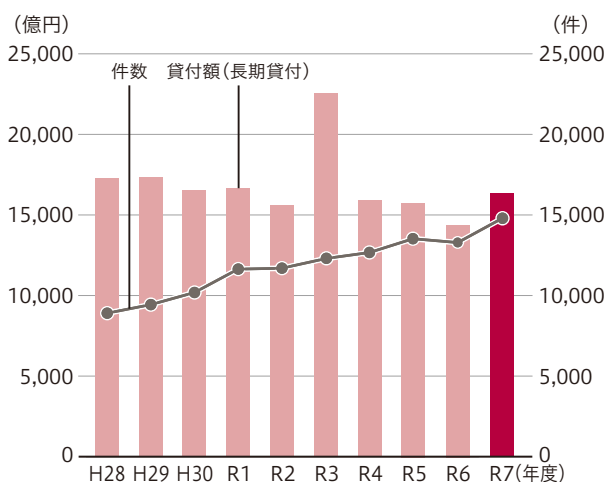
1. 全体の貸付実績・貸付残高の推移

貸付額は、東日本大震災に関連する事業への貸付ニーズの高まり等から毎年増加していましたが、平成26年度には、旧緊急防災・減災事業、東日本大震災に関連する特定被災地方公共団体借換債の制度終了等により減少に転じました。

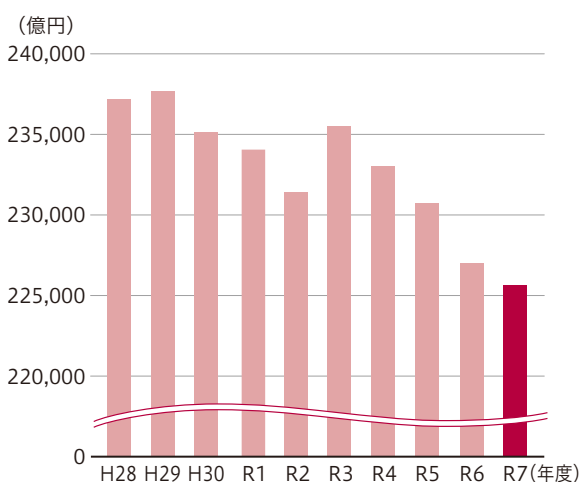
令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響による地方税の大幅な減収等への対応としての減収補填債の計上等により大きく増加しましたが、令和4年度以降は再び減少傾向となっています。

令和7年度の貸付実績は1兆6,329億円であり、令和7年度末における貸付残高は22兆5,640億円となっています。

貸付実績の推移



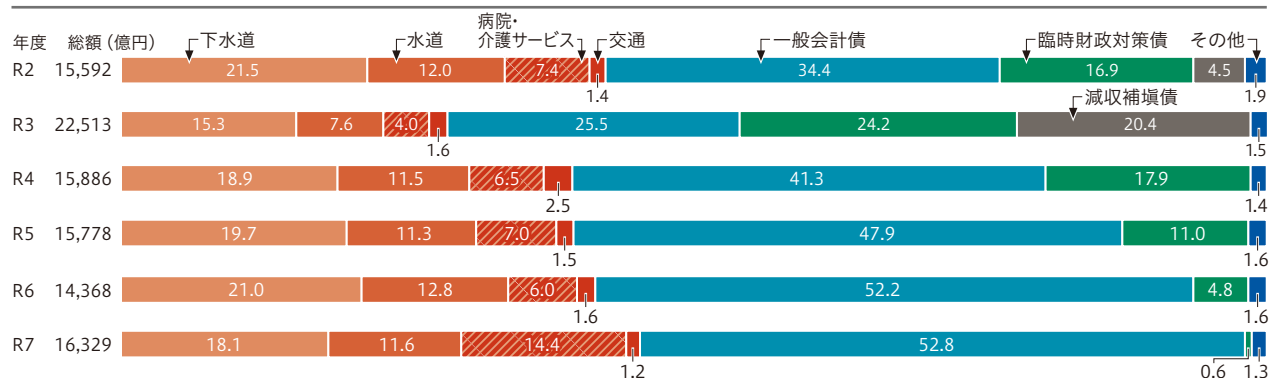
貸付残高の推移



2. 年度別・事業別貸付実績

令和7年度の事業別の貸付実績は、下水道事業が最も多く2,960億円で全体の18.1%を占め、次いで病院事業・介護サービス事業が2,352億円で14.4%、水道事業が1,894億円で11.6%の順になっています。

年度別事業別長期貸付額構成比(受託貸付を除く)

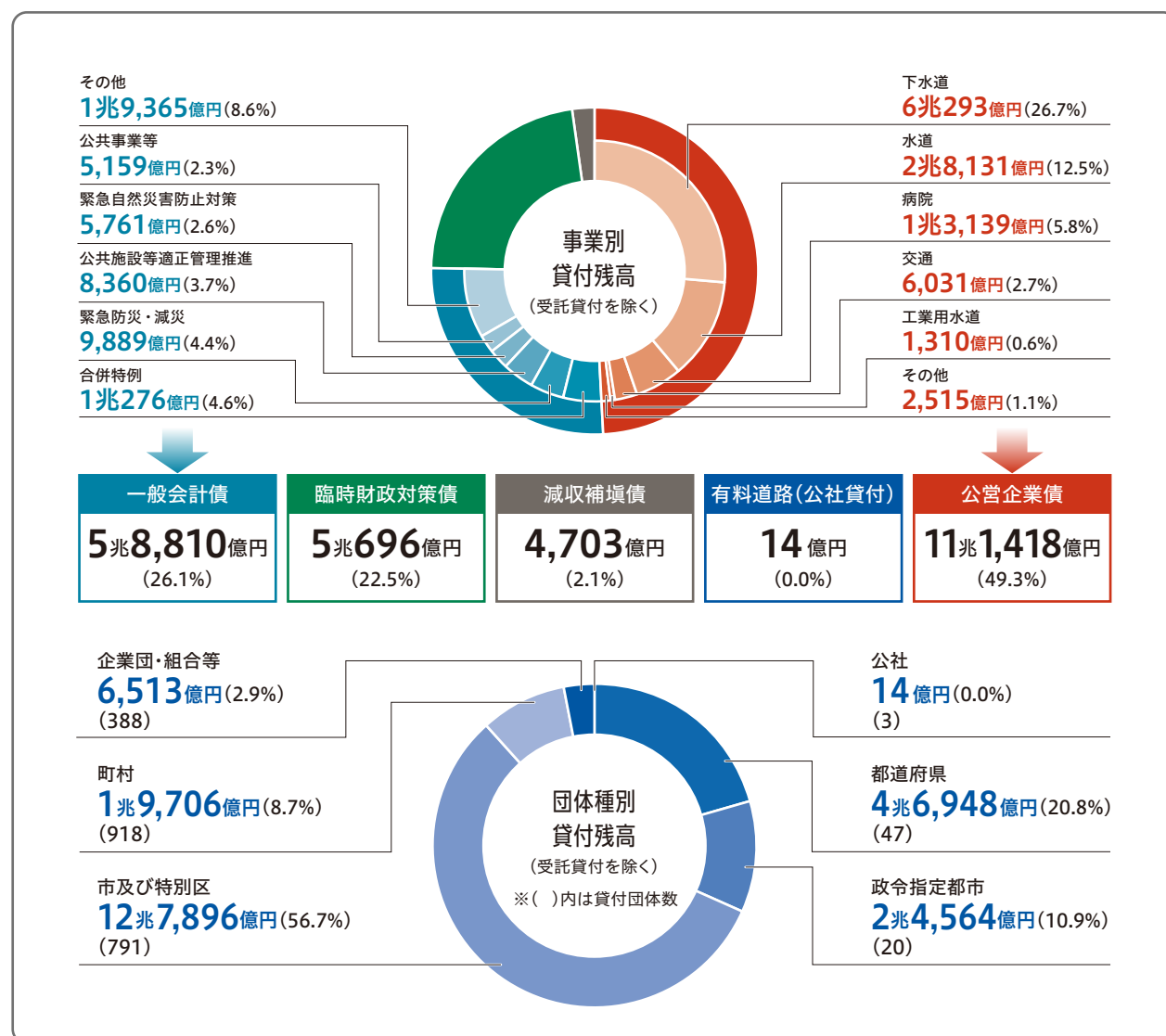


(注) 項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。

3. 事業別・団体種別貸付残高

令和7年度末の貸付残高は22兆5,640億円で、これを事業別にみると下水道事業が6兆293億円で最も多く全体の26.7%を占め、次いで臨時財政対策債が5兆696億円で22.5%、水道事業が2兆8,131億円で12.5%の順になっています。

貸付けを行っている地方公共団体等の数は、令和7年度末現在では、全都道府県をはじめとして2,167団体に及んでいます。残高ベースでの内訳は、政令指定都市を除く市町村及び特別区が14兆7,602億円で最も多く全体の65.4%を占めています。次いで、都道府県が4兆6,948億円で20.8%、政令指定都市が2兆4,564億円で10.9%となっており、残り6,527億円が企業団・組合等及び公社で2.9%となっています。



令和7年度末貸付残高

22兆5,640億円

※四捨五入により計が一致しないことがあります。

5. 貸付対象事業の紹介

水道事業（令和7年度貸付額 1,894億円）

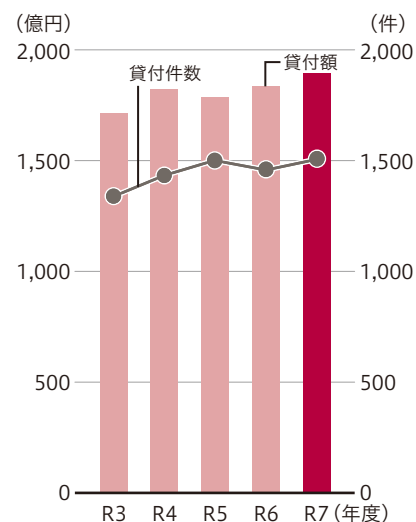


水道事業：金田配水場（千葉県木更津市）

上水道事業は、清浄で豊富廉価な水の供給による、公衆衛生の向上、生活環境の改善に重要な役割を果たしています。

令和6年度において地方公共団体が経営する水道事業（簡易水道事業を含む）は、1,735事業あり、年間約131億m³の給水を行っており、令和6年度末における給水人口は約1億2,140万人となっています。

水道普及率は、令和6年度末で97.6%となっています。



※写真は融資事業の例ですので、令和6年度に貸し付けた事業とは限りません。

1章

事業概況

2章

業務の紹介

3章

業務運営体制

4章

わが国の地方財政制度における機構の役割

5章

機構の財務状況

6章

参考資料・機構データ

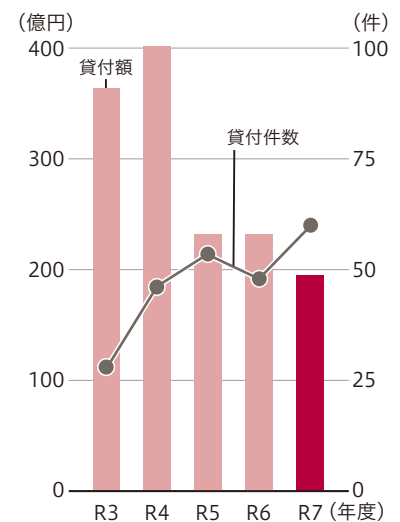
交通事業（令和7年度貸付額 195億円）



交通事業：熊本市交通局 0800系超低床車（熊本県熊本市）

交通事業は、バス、都市高速鉄道、路面電車、モノレール、船舶等地域における交通手段の確保に、重要な役割を果たしています。

令和6年度において地方公共団体が経営する交通事業は、バス事業22事業、都市高速鉄道事業9事業、路面電車事業5事業、モノレール等事業2事業、船舶事業46事業の合計84事業あり、年間延べ約33億人（1日平均906万人）に利用されています。



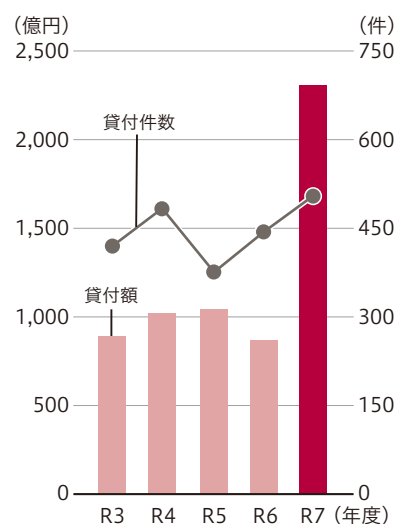
病院事業（令和7年度貸付額 2,304億円※）※地方独立行政法人が経営する病院事業への貸付金を含む。



病院事業：厚木市立病院（神奈川県厚木市）

病院事業は、一般医療はもちろん、民間医療機関が提供することが困難な離島、山間地等のへき地医療、急速な体系的整備が必要とされる救急医療、高度医療及び結核、精神医療等の特殊医療の確保に重要な役割を果たしています。

令和6年度において地方公共団体が開設する病院事業及び公営企業型地方独立行政法人が運営する病院事業は、678事業あり、これらの事業が有する病院の数は848病院（一般病院809、精神科病院39）となっています。



1章

事業概況

2章

業務の紹介

3章

業務運営体制

4章

わが国の地方財政制度における機構の役割

5章

機構の財務状況

6章

参考資料・機構データ

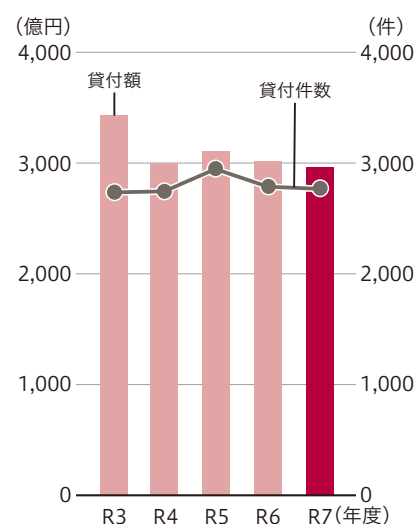
下水道事業（令和7年度貸付額 2,960億円）



下水道事業：塩尻市浄化センター（長野県塩尻市）

下水道事業は、汚水の処理による生活環境の改善や雨水の排除による浸水の防除、公共用水域の水質保全に重要な役割を果たしています。

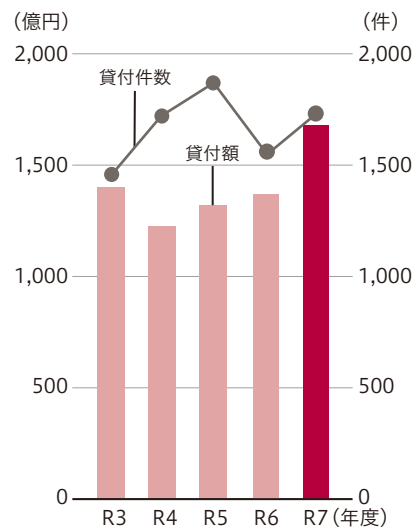
令和6年度において地方公共団体が経営する下水道事業は、3,584事業あり、年間総処理水量（流域下水道分を除く雨水処理水量と汚水処理水量の合計）は約151億 m^3 、令和6年度末における現在処理区域内人口は1億501万人、汚水処理人口普及率は93.7%となっています。



緊急防災・減災事業（令和7年度貸付額 1,677億円）



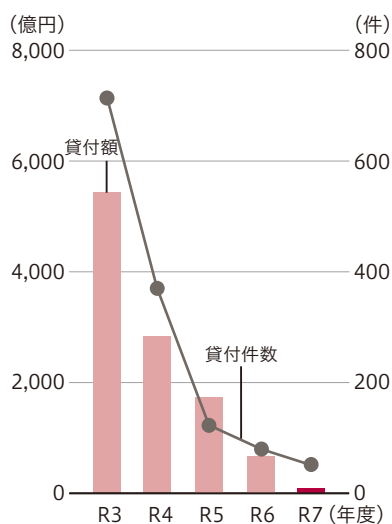
緊急防災・減災事業は、災害に強いまちづくりのための事業、災害に迅速に対応するための情報網の構築及び地域の防災力を強化するための施設の整備などの地方単独事業等が貸付対象となっています。



臨時財政対策債（令和7年度貸付額 94億円）

臨時財政対策債は地方公共団体の一般財源不足を補うため、地方財政法（昭和23年法律第109号）の規定に基づき、特別に発行を認められた地方債です。

臨時財政対策債の発行に伴い地方公共団体が将来にわたって支払うべき元利償還金は、後年度の地方交付税としてその全額が措置されることとなっています。



1章

事業概況

2章

業務の紹介

3章

業務運営体制

4章

わが国の地方財政制度における機構の役割

5章

機構の財務状況

6章

参考資料・機構データ

■ 公共事業等（令和7年度貸付額 422億円）

いわゆる公共事業は、国全体からみて必要とされる事業に対して、それぞれの法律や予算によって国が事業費の一部を補助、負担するか、又は国が直接事業を行うものです。そのうち地方公共団体が負担する部分が起債対象となり、機構資金については、社会資本整備総合交付金を受けて実施する道路事業等が貸付対象となります。

■ 公営住宅事業（令和7年度貸付額 113億円）

公営住宅は、地方公共団体により建設され、令和6年度末では約232万戸が管理されています。

■ 学校教育施設等整備事業（令和7年度貸付額 281億円）

地方公共団体が単独事業として行う高等学校（一般事業の対象となるものを除く）、幼稚園等の施設整備・用地取得造成や義務教育施設の大規模改造事業です。

■ 社会福祉施設整備事業（令和7年度貸付額 89億円）

老人福祉施設や児童福祉施設等の社会福祉施設の整備事業です。

■ 一般廃棄物処理事業（令和7年度貸付額 214億円）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条に規定する一般廃棄物処理施設のうち、地方公共団体が行うし尿処理施設、ごみ処理施設等の整備事業を貸付対象としています。

■ 一般事業（令和7年度貸付額 123億円）

一般事業は、地方財政法第5条等に規定する適債事業のうち、地方債計画の他の事業項目で措置されない全ての事業を対象とするものであり、機構資金については河川等事業（中小河川の整備）や臨時高等学校改築等事業（建築後15年程度を経過した高等学校の改築事業等）等が貸付対象となります。

■ 地域活性化事業（令和7年度貸付額 83億円）

地域の経済循環の創造に資する事業及び活力ある社会経済を維持するための拠点である連携中枢都市圏構想の推進に資する事業等、地域の活性化のための基盤整備事業を対象としています。

■ 防災対策事業（令和7年度貸付額 132億円）

地方公共団体が行う災害等に強い安心安全なまちづくりを推進するための防災対策事業です。

■ 地方道路等整備事業（令和7年度貸付額 292億円）

地方公共団体が単独事業として行う都道府県道、市町村道、農道、林道の整備事業です。

■ 合併特例事業（令和7年度貸付額 574億円）

合併した市町村が行う市町村建設計画に基づく事業や都道府県の構想に位置づけられた市町村の合併に伴い必要となる事業です。上水道、下水道及び病院事業について、合併に伴う増嵩経費に対する一般会計からの出資や市町村振興のための基金造成等も対象となっています。



1章

事業概況

■ 公共施設等適正管理推進事業/旧公共施設最適化事業（令和7年度貸付額 1,628億円）

公共施設最適化事業は、地方公共団体が、公共施設等総合管理計画に基づき実施する事業であって、既存の公共施設の集約化・複合化を実施するものを対象としています。

公共施設等適正管理推進事業は、公共施設最適化事業を拡充し、長寿命化対策、コンパクトシティの推進（立地適正化）等を貸付対象としたものです。

■ 緊急自然災害防止対策事業（令和7年度貸付額 1,182億円）

地方公共団体が緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施する事業です。

■ 脱炭素化推進事業（令和7年度貸付額 330億円）

公共施設及び公用施設における再生可能エネルギーの導入、ZEB化、省エネルギー改修の実施及びLED照明の導入並びに電動車等の導入（EV、FCV、PHEV）を貸付対象としています。

■ こども・子育て支援事業（令和7年度貸付額 39億円）

こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善を目的として実施する事業です。

■ 辺地対策事業（令和7年度貸付額 60億円）

辺地とその他の地域の間における住民生活水準差の是正を目的として実施する事業です。

■ 過疎対策事業（令和7年度貸付額 1,383億円）

過疎地域の市町村が過疎地域持続的発展市町村計画に基づき実施する事業です。

■ 工業用水道事業（令和7年度貸付額 73億円）

令和6年度において地方公共団体が経営する工業用水道事業は、149事業243施設あり、5,489箇所の工場等に年間約40億m³を給水しています。

2章

業務の紹介

3章

業務運営体制

4章

わが国の地方財政制度における機構の役割

5章

機構の財務状況

6章

参考資料・機構データ

■ 電気事業・ガス事業（令和7年度貸付額 56億円）

令和6年度において地方公共団体が経営する電気事業は、97事業503発電所あり、発電能力は最大出力259万kW、年間発電電力量は70億kWhに達しています。

また、令和6年度において地方公共団体が経営するガス事業は、19事業あり、57万戸の家庭に年間206億MJのガスを供給しています。

■ 港湾整備事業（令和7年度貸付額 16億円）

令和6年度において地方公共団体が経営する港湾整備事業は、90事業あり、埋め立て、荷役機械、上屋、倉庫、貯木場、引船等の事業を行っています。

■ 介護サービス事業（令和7年度貸付額 48億円）

介護報酬で運営される老人デイサービスセンター、特別養護老人ホーム等の整備事業及び介護のために必要な機械器具の整備事業を行っています。

■ 市場事業（令和7年度貸付額 54億円）

令和6年度において地方公共団体が経営する市場事業は、144事業あり、年間の取扱量は、そ菜555万トン、果実150万トン、水産物216万トン、肉類その他57万トンに達し、生活物資の流通の近代化に貢献しています。

■ と畜場事業（令和7年度貸付額 2億円）

令和6年度において地方公共団体が経営すると畜場事業は、41事業あり、年間処理実績は278万頭となっています。

■ 観光施設事業・産業廃棄物処理事業（令和7年度貸付額 4億円）

令和6年度において地方公共団体が経営する観光施設事業は、休養宿泊事業60事業、索道事業32事業、その他観光施設事業（温泉、城、資料館、動植物園等）114事業の合計206事業あります。

■ 駐車場事業（令和7年度貸付額 2億円）

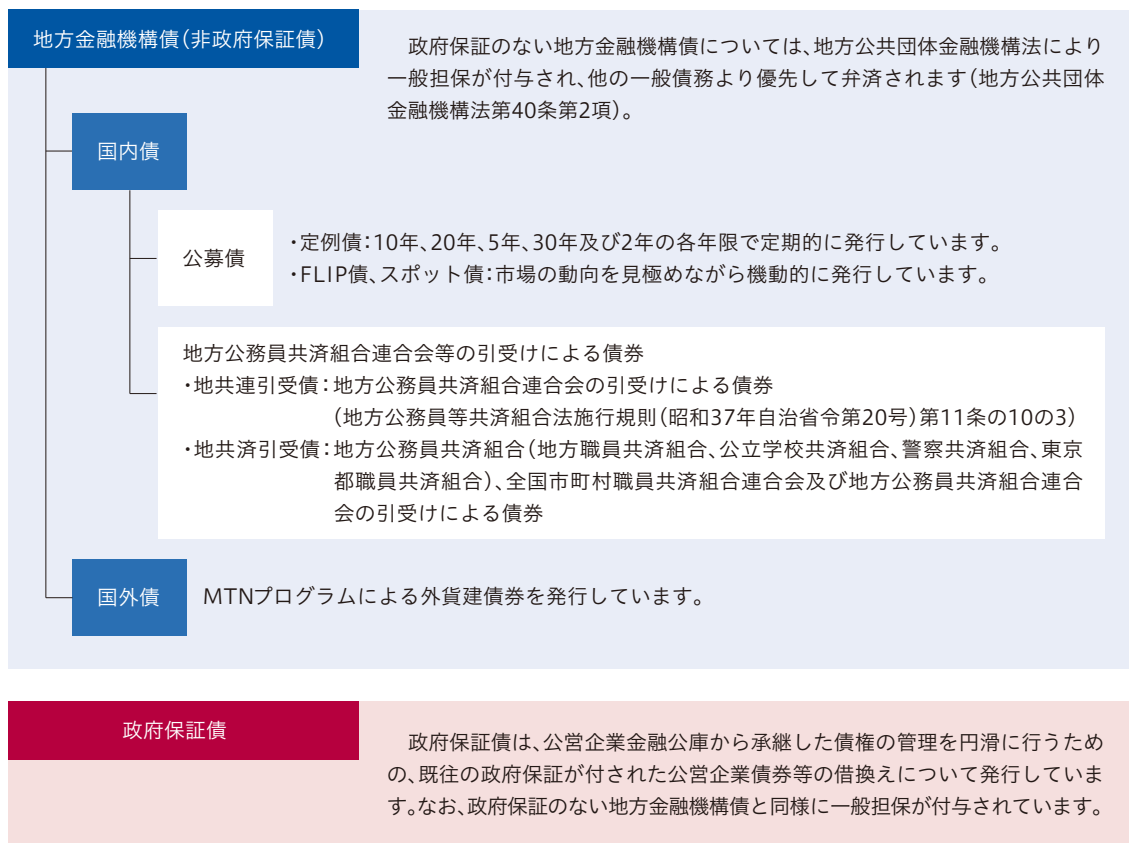
令和6年度において地方公共団体が経営する駐車場事業は、173事業552施設あり、公営駐車場の収容能力は約10万2千台、1日平均利用台数は約13万7千台となっています。

地方の共同資金調達機関として、地方公共団体に対し長期かつ低利で安定した資金を融資するため、その原資となる資金の調達コストの縮減を図りつつ、安定的な調達を行っています。

1. 機構債券の種類

貸付業務等に必要な資金調達については、資本市場における地方金融機構債（政府保証のない債券）のうち、公募による発行を基本としながら、地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券の発行や長期借入を併せて行っています。

また、公営企業金融公庫から承継した債権の管理を円滑に行うための既往の政府保証が付された公営企業債券等の借換えについては、政府保証債の発行によって行っています。



※FLIP債、スポット債、MTNプログラムについては、P.11をご参照ください。

2. 資金調達の基本スタンス

必要な資金を低コストで安定的に資本市場から調達するため、多様な資金調達手段を活用するとともに、積極的な情報開示と説明責任を十分に果たしていくこと等を通じ、機構に対する資本市場からの信認を確固たるものとしていきます。

また、国内外の金融市場や日本銀行の金融政策の動向及び投資家の需要を注視しつつ、実際に資金調達を行うにあたっては、引き続き弾力的・機動的に対応していきます。

1. 多様な資金調達手段の活用

安定的な資金調達を行っていく観点から、投資家層のより一層の拡大を図るため、リスク管理や調達コストを考慮しつつ、市場環境や市場のニーズに応じ、多様な手段による資金調達に努めています。

資金調達にあたっては、債券発行を基本とし、市場のニーズに迅速かつ的確に応えた資金調達を行っています。

国内債については、定例債として10年債、20年債、5年債及び30年債を発行するとともに、令和8年度においては、新たに2年債を発行する計画としています。また、FLIP債による投資家ニーズに応じた柔軟な債券発行を行うほか、市場の環境に応じ、スポット債を発行しています。

国外債については、ベンチマーク債の定例的な発行に努めています。

また、令和元年度から、地方公共団体が行う下水道事業への貸付けを資金使途とする国外グリーンボンドを発行しているほか、令和6年度より、水道事業への貸付けを資金使途とする国内グリーンボンドを発行しています。

そのほか、銀行からの長期借入も活用しています。

加えて、フレックス枠については、定例債の増額やスポット債の発行に活用するなど、市場の動向に応じて、機動的な資金調達に努めています。

こうした取組を通じ、国内、国外を問わず、市場環境を注視しながら、資金調達コストの縮減が図られるよう、多様な市場において資金調達に努めています。

2. 資本市場に対する積極的な情報開示と説明の徹底

投資家保護の観点から、機構の事業・財務内容やリスク管理等の状況についてのディスクロージャーを適切に実施しています。

機構の経営状況や機構債券に対する正しい理解の醸成を図り、資本市場からの信認を確固たるものとするよう、投資家説明会や個別投資家訪問等のIRを積極的に実施しています。また、海外市場における債券発行の円滑化を図る等の観点から、海外投資家に対するIRについても積極的に実施しています。

このほか、投資家の投資計画策定に資するよう年間の資金調達計画を策定し、年度が始まる前にあらかじめ公表するとともに、年度中の8月においても下半期の資金調達計画を公表しています。

国内定例債は、各四半期が始まる1か月前までに、各月の発行年限、発行額及び主幹事会社を公表しています。

3. 資本市場の健全な発展への貢献

資本市場のニーズに合致した機動的・弾力的な資金調達を行う中で、資本市場重視の基本姿勢を堅持しながら、公共債市場における基幹的な発行体としての役割をより一層強固なものとし、資本市場が健全に発展するよう積極的に貢献していきます。

3. 機構債券の特徴

機構が発行する債券は、以下のような特徴から、地方公共団体が発行する地方債と同等のものと考えています。

- 機構は、地方の共同資金調達機関であり、全ての都道府県・市区町村の出資により設立された公的な機関であること
- 機構の貸付先は、地方公共団体に限られており、デフォルトはこれまで一度もないことから、資産の安全性は極めて高いといえること
- 地方公共団体金融機構法において、機構解散時の最終弁済責任は地方公共団体が負うとされていることから、償還確実性が担保されていること（地方公共団体金融機構法第52条第1項）

さらに、以下のような特徴も有しており、国債と同じ格付で極めて信用力の高い債券です。

- 金利変動による損失を補填するための金利変動準備金や貸付利率を軽減するための地方公共団体健全化基金など、万全の財務基盤が確保されていること
- 地方金融機構債は一般担保が付与され、他の一般債務より優先して弁済されること

機構は、S&Pグローバル・レーティング(S&P)、ムーディーズ・ジャパン(Moody's)及び格付投資情報センター(R&I)から、日本国内の公共債発行機関では最高位の発行体格付を取得しています。

また、機構のリスク・ウェイトのカテゴリーは、10%（円建債）となっています。

このほか、海外投資家（非居住者、外国法人等）が受け取る機構債券等（機構が発行する債券（公営企業金融公庫が発行し、機構が承継する債券を含む）の利子等について非課税とする税制上の措置が講じられています。

※リスク・ウェイトについては、日本国内投資家向け数値であり、外貨建て又は海外の投資家に関しては、各国規制当局の確認によるものとされています。（令和8年3月31日現在）

発行体格付(依頼)	S&P : A + Moody's : A 1 R&I : A A + (令和8年3月31日 現在)	
リスク・ウェイト(円建)	地方金融機構債 : 10%	(参考) 国債・地方債 : 0% 政府保証債 : 0%
一般担保	機構債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有します。 なお、この先取特権の順位は、民法(明治29年法律第89号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとされています。(地方公共団体金融機構法第40条)	

4. 資金調達実績の推移

機構では、非政府保証の地方金融機構債（公募債、地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券）及び公営企業金融公庫から承継した債券の借換えのための政府保証債を発行しています。このほか、長期借入による資金調達も行っています。

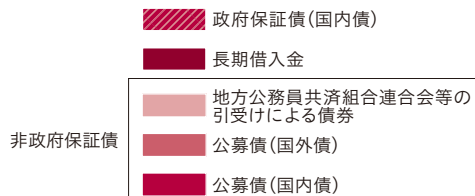
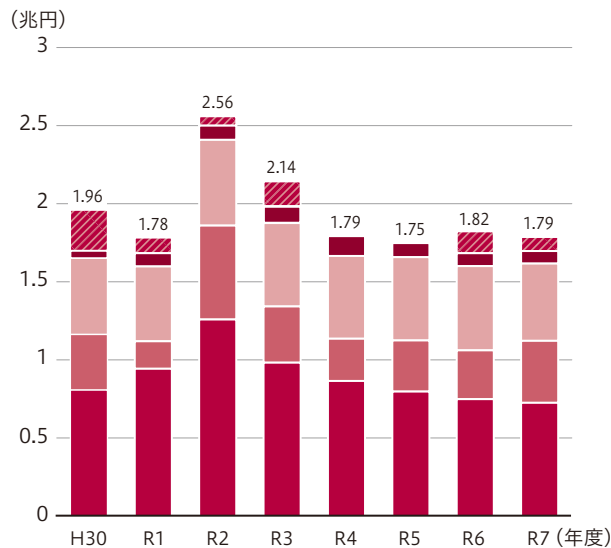
令和7年度の資金調達総額は1兆7,869億円となり、令和6年度と比較し減少しました。これは、政府保証債の発行額が減少したことなどによるものです。

また、令和7年度末の債券発行残高は18兆3,197億円、借入金残高は5,218億円となっており、これらの合計は18兆8,415億円となっています。

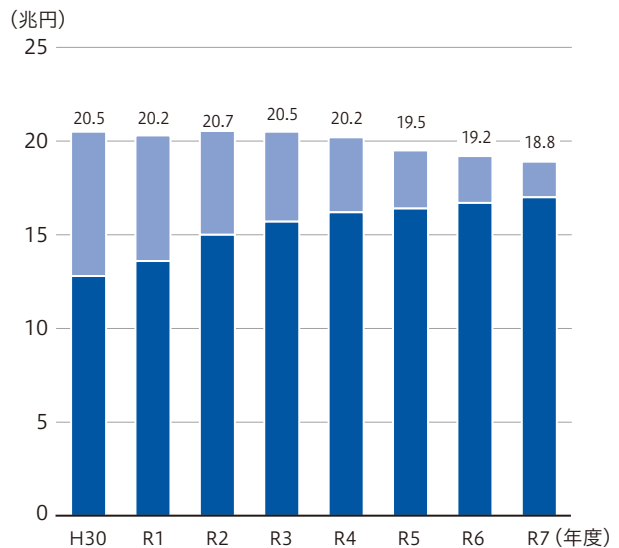
このうち、一般勘定の残高は16兆9,655億円、管理勘定の残高は1兆8,759億円となっています。平成20年度の機構の業務開始以降、一般勘定については残高が増加する一方、管理勘定については減少しており、平成28年度末から一般勘定の残高が管理勘定の残高を上回っています。

（注）債券発行残高については、額面金額ベースの金額を億円未満四捨五入で記載しています。

資金調達額



債券発行及び借入金残高



※管理勘定及び一般勘定についてはP.62をご参照ください。
※債券発行残高については、額面金額ベースを記載しています。

地方公共団体のニーズに合わせて、財政の健全性の確保、資金調達等をはじめ地方公共団体の財政運営全般にわたる課題について必要な調査・支援を実施し、地方公共団体の良き相談相手として、その期待に幅広く応えていきます。

基本姿勢

人口構造等社会情勢の変化やインフラの老朽化等の地方公共団体の政策ニーズの変化や金利など先行き不透明な状況等に対応し、また、そのような変化を見据えながら、地方公共団体の財政の健全性の確保・向上に向け、総合的な地方支援業務を実施します。

その際、地方公共団体の財政の健全性の確保、向上に向けて取り組むことが、機構の信用力の維持、経営基盤の充実につながるという観点も踏まえつつ、大局的、中長期的観点から地方支援業務を展開します。

また、様々な財政課題について、質の高い調査研究を実施し、そこで得られた知見や先進事例等の成果を人材育成・実務支援、情報発信に活用することで、地方公共団体の課題解決につなげるなど、「調査研究」、「人材育成・実務支援」及び「情報発信」の三本柱を有機的に連携させていきます。



財政運営向上の実効性を高めるために 人材育成・実務支援

地方公共団体の財政運営の質の向上を図るため、団体の要請に応じて地方公共団体、公営企業にアドバイザーを派遣する事業に取り組むほか、地方公共団体の職員が、財政・金融に係る知識を習得するためのセミナーや研修等を実施します。実施に当たっては、eラーニングやAIを活用した地方公共団体の相談への対応等ICT技術を積極的に活用します。また、自治体ファイナンス・アドバイザー等による、資金調達・資金運用等に対する個別団体へのアドバイスを実施します。

	地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業	地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省との共同事業として、10の支援分野について、地方公共団体、公営企業にアドバイザーを派遣する事業を実施し、個別団体の要請に応じて、丁寧できめ細かい支援を実施します。
	出前講座（金融・財政関係）	自治体ファイナンス・アドバイザー等を講師として、資金調達・資金運用等、団体の要望に応じたテーマ・方法（講師派遣、WEB会議システム等）で講座を実施します。実施に当たっては、個別団体での単独開催や近隣団体、都道府県（市町村担当課）と連携した共同開催等、ご要望に応じて効率的・効果的にを行います。
	実務支援（個別相談）	自治体ファイナンス・アドバイザー等が地方公共団体の抱える資金調達・資金運用等に係る具体的な課題や疑問の解決に向けて、電話、メール、WEB会議システム及び講師派遣等の方法により専門的なアドバイスを実施します。また、財政・会計担当者向けに、相談内容やキーワードを入力すると回答が表示されるAIを活用した情報ツール（AIチャットボット）を提供します。
	資金調達及び資金運用に関する各種研修会	資金調達及び資金運用業務に携わる職員を対象に、それぞれの業務に必要な金融知識の習得を目的として、集合研修を実施します。また、JAMP・JIAM・RILGとの共催により、各種研修を実施します。
	JFMセミナー等	地方公共団体にとって関心の高い地方財政・地方公営企業に関する時宜にかなったテーマを題材としたセミナーを実施します。JFM地方公営企業セミナーについては、JIAMとの共催により、地方公営企業に関わる基礎知識の習得及び実務遂行能力の向上を目的とする宿泊型研修を実施します。また、首長や地方公共団体の幹部職員等を対象としたセミナーを地方行財政調査会及び時事通信社と共同で開催します。
	eラーニングによる研修事業等	多様な研修機会の充実を図り、遠隔地や小規模な団体も含め、広く研修効果が及ぶよう、eラーニングにより機構主催の集合研修における講義等を提供するとともに、地方財政に関する基本的な制度や地方公会計制度等に関する研修コンテンツを開発・提供します。また、eラーニングで提供した講義の一部については、アーカイブ化し、後年度においても活用できるようにします。
	関係機関との共催事業	JAMP・JIAM・RILGと連携・協力し、財政運営・資金調達等を中心とした市町村職員等への研修を実施します。また、一般財団法人資産評価システム研究センターと共同で、固定資産評価事務関係者の知識の習得及び技術の向上等に資するための研修会を開催します。

活用できる有益な情報を共有するために 情報発信

ホームページ等を効果的に活用して、地方公共団体にとって参考となる情報を積極的に発信します。

	財政分析チャート「New Octagon」の提供	 学習用教材の提供
	先進事例検索システムの運用	 金融知識等の提供

効果的な支援の基盤をつくるために 調査研究

地方公共団体の財政運営、地域金融、諸外国の地方財政制度、地方公共団体の先進事例、財政分析等に関する総合的な調査研究を実施し、その成果を情報発信することで人材育成・実務支援等につなげ、地方公共団体に還元します。

	地方財政史プロジェクト	地方財政制度がその時々社会状況にどのように対応したかをとりまとめ、地方財政の変遷を流れとして把握することは、地方財政の研究者や政策立案者にとって非常に有意義なものとなることから、「地方財政史編集委員会」を設置して「地方財政史」をとりまとめます。
	研究プロジェクト「地方財政からみた社会保障政策」	社会保障政策は地方公共団体の行財政に大きな影響を与えるにもかかわらず、その具体的な影響について詳細な分析がなされていないことから、社会保障政策が地方公共団体の財政に与える影響を研究対象として、本プロジェクトを設置しています。
	JFM・GRIPS連携プロジェクト	GRIPSと連携して、教育及び調査研究事業に関するプロジェクトに中長期的に取り組めます。調査研究事業の成果は、フォーラムやシンポジウムの開催などを通じて広く地方公共団体等に還元します。
	地域金融に関する調査研究	地方公共団体の地域金融機関等からの借入動向及びそれを取り巻く環境等について調査研究を実施します。また、地方公共団体に関連する金融動向の実態調査を実施します。
	地方財政等に関する調査	地方財政（税制を含む）に関し、直面している課題について、総務省と連携し、地方公共団体の政策課題の解決と、持続可能な地方公共団体の財政運営の実現を図ることを目的として、共同で必要な調査研究を実施します。
	諸外国の地方財政制度等に関する調査研究	外国の地方税財政制度やその運用、機構と類似の資金調達機関の動向等について、一般財団法人自治体国際化協会と連携し、調査研究を実施します。
	地方公共団体の先進事例に関する調査研究	地方公共団体の関心の高いテーマに関する先進事例について、先進事例検索システムへの掲載を念頭に、専門機関と連携を図りながら調査研究を実施します。
	地方財政等に関する研究に対する助成事業	地方税財政に関する研究の発展や公営企業の健全な経営に資すること等を目的に、研究に対して研究費や出版経費を助成します。
	財務情報を活用した財政分析・診断事業	財政分析チャート「New Octagon」における分析内容の充実を図るとともに、地方公共団体の財務情報の活用等による財政分析・財政診断の拡充に向けた検討を進めます。
	地方公共団体のニーズ・課題把握のための調査	地方公共団体の財政運営上のニーズや課題を把握するため、地方財務状況調査の機会を利用し、調査対象団体の実務担当者等との間で直面する財政上の課題やこれに関連した機構に対する要望等について意見交換（財政状況ヒアリング）を実施します。
	関係機関との共催事業	地方税財政に関し、将来にわたる地方公共団体の健全な財政運営を確保することを目的として、一般財団法人資産評価システム研究センター、一般財団法人地方財務協会及び一般財団法人自治総合センターとそれぞれ連携し、共催で調査研究を実施します。

機構の地方支援業務についてのホームページ▶
<https://www.jfm.go.jp/support/index.html>



3章 業務運営 体制

機構の基本的な仕組み

- 1 貸付業務・資金調達業務等の基本的な流れ 54
- 2 出資金 55

ガバナンス

- 1 ガバナンス体制 56
- 2 財務報告に係る内部統制の評価 60
- 3 内部監査 61

一般勘定と管理勘定 62

リスク管理

- 1 リスク管理全般 64
- 2 個別リスク管理 65

コンプライアンス(法令等遵守)

- 1 基本的な考え方 71
- 2 コンプライアンス体制 71
- 3 行動指針 72

人的資本

- 1 基本方針 73
- 2 多様な人材の確保と育成 73
- 3 安全で健康的な職場環境 73
- 4 人的資本の状況 73

ディスクロージャー

- 1 情報開示に関する基本姿勢 74
- 2 情報開示資料 74





熊本県
宇土市

宇城広域連合 消防本部・北消防署

経緯

昭和51年建設の旧庁舎が老朽化し、熊本地震で損傷。防災拠点としての機能維持が困難となり、耐震補強と建て替えを比較した上で、長期的な安全性とコスト面から新築を決定した。

融資

災害に強いまちづくりの実現を目的として、JFMの緊急防災・減災事業債を活用。長期の安定資金を確保することで財政負担を平準化し、必要な防災機能の計画的整備が可能となった。

効果

災害時も活動を継続できる免震床や分離構造を採用。動線設計にも工夫を凝らした新庁舎が完成。体験型訓練施設も整い、地域住民の防火・防災意識の啓発につながっている。

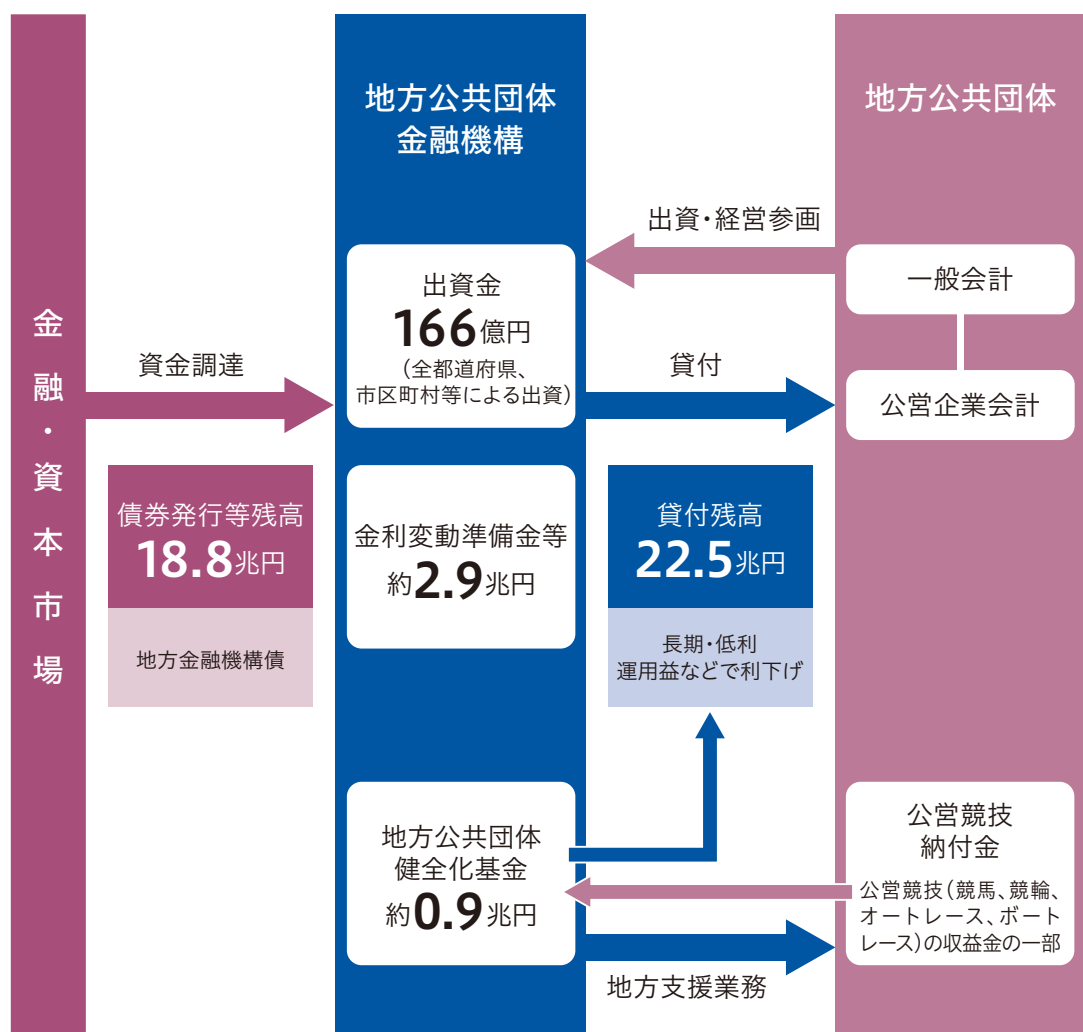


融資先ご担当者様のインタビュー記事など、「JFMだより vol.56」で詳細を紹介しています。

こちらから
閲覧できます。



1. 貸付業務・資金調達業務等の基本的な流れ



(計数は令和7年度末)

全ての地方公共団体の出資による地方共同法人

機構は、地方公共団体金融機構法の規定に基づき、全ての都道府県及び市区町村等の出資により設立された「地方共同法人」です。

機構は、地方公共団体のみを対象として資金の貸付けを行っています。

また、国又は都道府県が同意・許可を行った地方債を対象として貸付けを行っており、これまで貸倒れ(デフォルト)は1件も発生していません。

加えて、仮に機構が解散する場合は、地方公共団体が債務弁済義務を負う旨が法律に規定されており、債券の償還確実性が担保されています(地方公共団体金融機構法第52条第1項)。

地方債資金の共同調達機関

機構は、地方の共同資金調達機関として、個々の地方公共団体の資金調達を補完する役割を果たしています。

地方公共団体の社会資本整備については、資本費の回収に長期を要することや世代間の負担の公平を図る必要があることから、長期資金の調達が望ましい場合が多いと考えられますが、地方公共団体が行う資本

市場からの資金調達、10年以下が一般的となっています。

このため、機構において、資本市場から資金を調達し、地方公共団体に長期・低利の資金を安定的に供給しています。

強固な財務基盤

機構は、地方公共団体に対して、最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じています。そのため、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が生じますが、機構ではこれを地方公共団体に転嫁することなく、金利変動準備金等を設けて対応することとしており、強固な財務基盤を確立しています。

地方公共団体健全化基金を活用した利下げ

地方財政法附則第33条の規定に基づき、公営競技（競馬、競輪、オートレース、ボートレース）を行う地方公共団体は、当該公営競技の収益の一部を機構に納付することとされています。

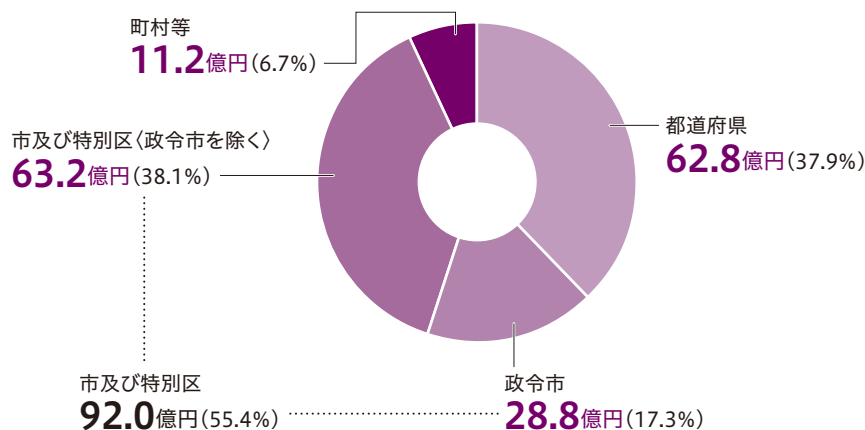
機構は、公営競技を行う地方公共団体から収益金の一部を受け入れて地方公共団体健全化基金に積み立てており、その運用益等を用いて地方公共団体への貸付けについて利下げを行っています。

2. 出資金

機構は、地方公共団体が自ら設立し、主体的に運営する法人であることから、出資者は地方公共団体に限定されています。

令和8年3月31日現在、全ての都道府県及び市区町村等1,791団体から、合計166億210万円の出資を受けています。

地方公共団体別出資額及び割合



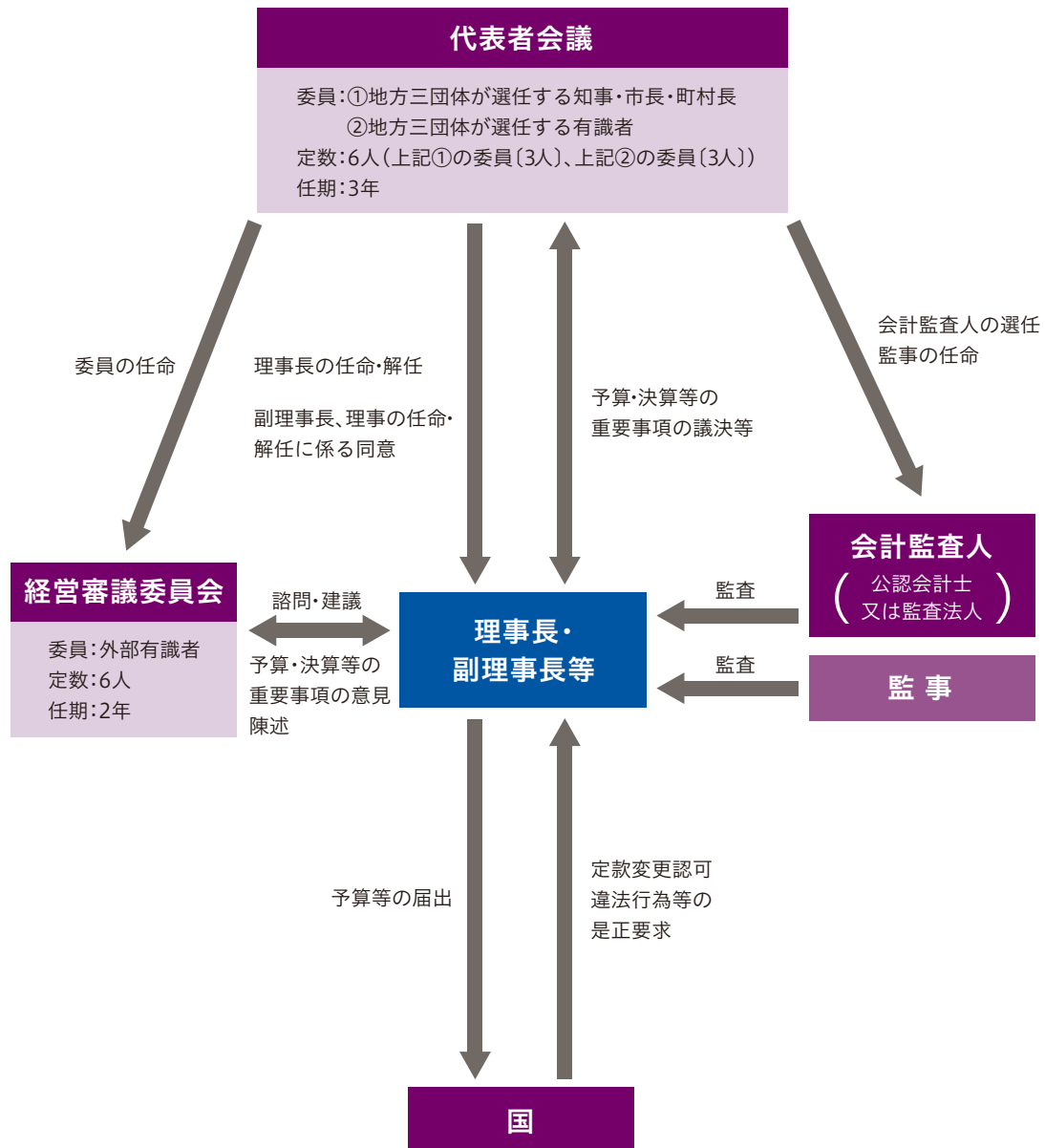
※四捨五入により計が一致しないことがあります。

※町村等には、一部事務組合が含まれます。

機構の運営については、外部有識者の代表者会議・経営審議委員会への参画や、会計監査人による監査等により、責任あるガバナンスが確保されています。

1. ガバナンス体制

機構のガバナンスの仕組み





1. 代表者会議

機構は、地方公共団体が主体的に運営する組織であることから、地方公共団体の代表者からなる代表者会議が機構の最高意思決定機関として設けられています。

また、代表者会議の委員については、都道府県知事、市長、町村長それぞれの代表者（3人）に加え、それと同等の地方行財政、経済、金融、法律又は会計に関して高い識見を有する者が選任されています。

代表者会議は、予算・決算等、機構の運営全般に関する重要事項についての議決権限並びに理事長及び監事の任命及び解任権限を有します。また、機構を監督する機能として、理事長に対して、機構の業務並びに資産及び負債の状況に関し報告をさせ、役職員の違法行為等の是正のため必要な措置を講ずることを命ずる権限を有しています。

2. 経営審議委員会

経営審議委員会は、機構において、機構の出資者と資金の借り手の同一性が高いことに鑑み、機構の業務について透明性及び客観性を確保し、規律ある運営に資するよう審議を行います。

経営審議委員会の委員については、地方行財政、経済、金融、法律又は会計に関して高い識見を有する者その他の学識経験のある者のうちから、代表者会議が任命します。

経営審議委員会は、機構の業務に関するチェック機能を有し、予算・決算等、機構の業務に関する重要事項について建議を行うことができるとともに、チェック機関として必要な場合に理事長から報告を求めることができます。また、理事長は、経営審議委員会の意見を代表者会議に報告するとともに、これを尊重する義務があります。

3. 監事による監査

監事は、独立の機関として財務内容等の監査を含む機構の経営及び業務の執行全般について監査を実施します。また、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、代表者会議、理事長又は総務大臣に意見を提出することができます。

4. 会計監査人による外部監査

機構が市場から信認を得て資金調達を行うためには、適切な情報開示及び会計処理に関する外部チェックが重要となります。

このような観点から、機構には、財務諸表及び決算報告書について、監事による監査のほか、代表者会議が選任する会計監査人（公認会計士又は監査法人）による監査が義務づけられています。

代表者会議委員

議長

河野 俊嗣
全国知事会
地方税財政
常任委員会
委員長・
宮崎県知事



議長代理

中野 正康
全国市長会
財政委員会
委員長・
愛知県一宮市長



議長代理

棚野 孝夫
全国町村会
会長・
北海道白糠町長



委員

小幡 純子
日本大学大学院
法務研究科
(法科大学院)
教授



委員

神野 直彦
東京大学
名誉教授



委員

池田 晃治
株式会社ひろぎん
ホールディングス
代表取締役会長



経営審議委員会委員

委員長

前田 栄治
株式会社
ちばぎん
総合研究所
取締役社長



委員長代理

林 宏昭
関西大学
経済学部
教授



委員

勢一 智子
西南学院大学
教授



委員

玉沖 仁美
株式会社紡
代表取締役



委員

上崎 正則
元 株式会社
時事通信社
取締役



委員

遠藤 尚秀
大阪経済大学
経営学部教授



理事長、副理事長、役員等

理事長

内藤 尚志
2024年
10月1日～現在



副理事長

加藤 純一
2021年
10月1日～現在



理事

須藤 明裕
(経営企画部、
地方支援部)
2025年
7月14日～現在



理事

藤田 裕司
(管理部、融資部、
審査室)
2024年
8月1日～現在



理事

吾郷 俊樹
(資金部)
2024年
7月2日～現在



監事

秋山 公城
2024年
7月5日～現在



監事(非常勤)

山本 泰生
2024年
8月1日～現在



1章

事業概況

2章

業務の紹介

3章

業務運営体制

4章

わが国の地方財政制度
における機構の役割

5章

機構の財務状況

6章

参考資料・
機構データ

2. 財務報告に係る内部統制の評価

機構では、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」（以下「財務会計省令」という。）に基づいて、金融商品取引法上の内部統制報告制度と同様の制度を実施しており、事業年度の末日を基準日として財務報告に係る内部統制の有効性を評価した内部統制報告書を作成し、会計監査人の監査証明を受け、決算と併せて公表しています。

内部統制の評価においては、次のような事項を確認し、何らかの不備があった場合には、必要に応じて改善を図ることとしています。

- 組織全体の方針や手続が示されるとともに、適切に整備及び運用されていること
- 重要な事項に虚偽記載が発生するリスクへの適切な評価及び対応がなされていること
- 重要な事項に虚偽記載が発生するリスクを低減するための体制が適切に整備及び運用されていること
- 真実かつ公正な情報が識別、把握及び処理され、適切な者に適時に伝達される仕組みが整備及び運用されていること
- モニタリングの体制が整備され、適切に運用されていること
- ITに対し、適切な対応がなされていること

なお、機構が令和8年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると評価した内部統制報告書については、会計監査人により「我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める」との監査意見（財務会計省令第32条第2項第1号の無限定適正意見）を得ています。

3. 内部監査

機構では、財務報告の信頼性の確保及び業務の適正かつ効率的な運営の確保に資することを目的として、業務を執行する各部・各課室から独立した立場で、検査役が業務全体における内部管理態勢の適切性及び有効性の検証及び評価を行うことにより、客観性をもって内部監査を実施しています。

○内部監査の内容は次のとおりです。

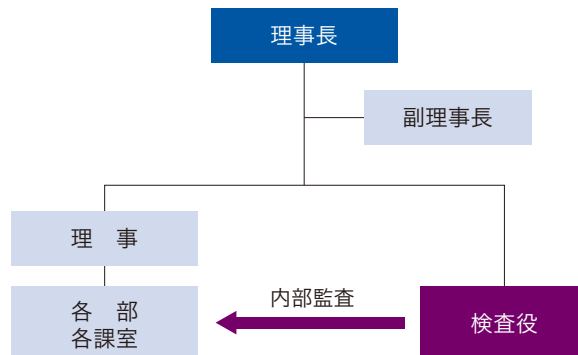
- ①事務処理の適正性及び法令遵守態勢の有効性
- ②職務執行態勢の効率性
- ③所管するリスク管理態勢の適切性及び有効性
- ④職務に係る情報の管理、伝達及び共有態勢の有効性

検査役は、内部監査を終了したときは、その結果を理事長に報告します。

内部監査の結果、措置が必要と認められる事項がある課・室は遅滞なく必要な措置を講じ、検査役は、その措置状況を盛り込んだ内部監査結果報告書を作成し、理事長に報告します。

また、検査役は、必要に応じフォローアップを実施し、その結果を理事長に報告します。

内部監査の仕組み

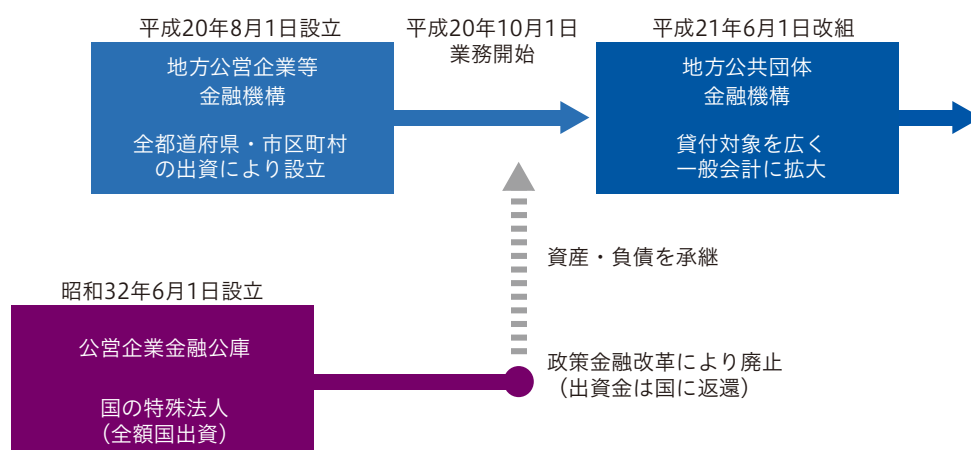


地方公営企業等金融機構は、地方債資金の共同調達機関として全都道府県・市区町村等の出資により平成20年8月1日に設立され、同年10月1日に公営企業金融公庫の資産・負債を承継して業務を開始しました。

また、平成21年6月1日に現在の地方公共団体金融機構に改組し、地方公共団体の一般会計も広く貸付対象となりました。

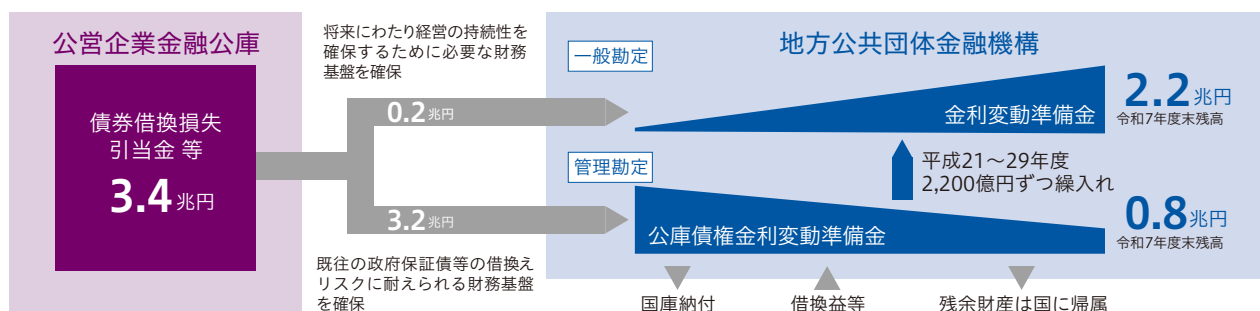
機構が承継した旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理、回収等の業務（公庫債権管理業務）に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（管理勘定）を設けて整理しなければならないとされており、公庫債権管理業務以外の業務に係る勘定（一般勘定）の経理と区分することとされています。

なお、管理勘定においては、既往の政府保証債の借換えに必要な債券を発行しており、これについては政府が保証を付すことができることとされています。



機構の発足に際しては、機構の将来にわたる安定的な経営を確立するため、旧公庫から債券借換損失引当金等約3.4兆円の全額を承継しています。

このうち、機構が将来にわたり経営の持続可能性を確保するために必要な2.2兆円については、10年分割で一般勘定に繰り入れられました。残余については、旧公庫から承継した貸付債権や既往の債券を適切に管理し、政府保証債等の借換えリスクに備えるため、管理勘定の財務基盤として確保することとされています。



また、機構は、公庫債権管理業務を終えたときは遅滞なく、管理勘定を廃止するものとし、その際管理勘定についてその債務を弁済してなお残余財産があるときは、その財産は、国に帰属するものとされています。

ただし、管理勘定廃止前であっても、機構の経営状況を踏まえ、機構の業務が円滑に遂行されていると認められる場合において、公庫債権金利変動準備金等の金額が公庫債権管理業務を将来にわたり円滑に運営するために必要な額を上回ると認められるときは、当該上回ると認められる金額を国に帰属させるものとされています（地方公共団体金融機構法附則第14条）。

この規定に基づき、機構では公庫債権金利変動準備金の一部を国庫に納付しており、その納付金は地方交付税の総額確保や、森林整備などの推進に係る森林環境譲与税の譲与額の増額などのために活用されています。

国庫帰属のこれまでの沿革

年度	国庫帰属額	活用先
平成20年度	3,000億円	地域活性化・生活対策臨時交付金
平成24年度～平成25年度	総額1兆円 <平成24年度> 3,500億円 <平成25年度> 6,500億円	地方交付税
平成27年度～平成29年度	総額6,000億円以内 <平成27年度> 3,000億円 <平成28年度> 2,000億円 <平成29年度> 1,000億円	地方交付税 (まち・ひと・しごと創生事業費)
平成29年度～令和元年度	総額8,000億円以内 <平成29年度> 3,000億円 <平成30年度> 4,000億円 <令和元年度> 1,000億円	地方交付税 (まち・ひと・しごと創生事業費を中心に)
平成30年度～令和5年度	総額15億円以内 <平成30年度> 0.6億円 <令和元年度> - <令和2年度> - <令和3年度> - <令和4年度> - <令和5年度> -	上下水道コンセッションに係る 補償金免除繰上償還の財源
令和2年度～令和6年度	総額2,300億円 <令和2年度> 600億円 <令和3年度> 400億円 <令和4年度> 500億円 <令和5年度> 500億円 <令和6年度> 300億円	森林環境譲与税
令和8年度	2,000億円(予定)	地方交付税

1. リスク管理全般

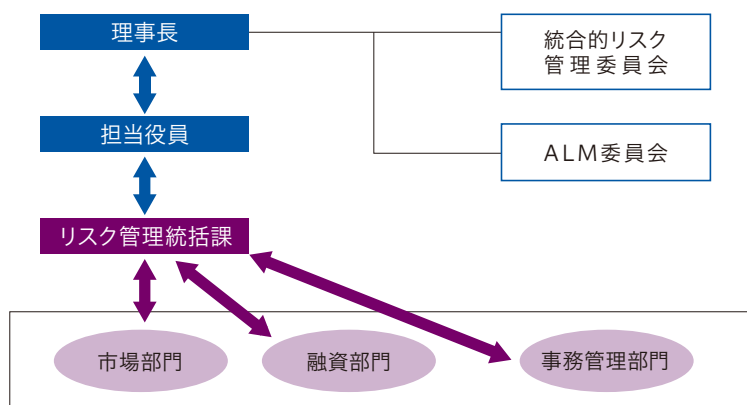
1. 統合的リスク管理とリスク管理体制

機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を強化するためには、地政学的リスクなど様々なリスクが高まる中、金利リスクなど機構が抱える各種リスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っています。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしています。

機構のリスク管理体制



2. 機構におけるリスクの特性と金利リスクの管理

機構は、地方公共団体に対して、最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じています。そのため、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、機構においては、所要の金利変動準備金等を設けてリスクに備えているほか、ALM委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っています。ALM委員会では、シナリオ分析、VaR分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行った上で、分析結果を資金調達計画の策定等の機構の経営判断に反映し、金利リスクを軽減するよう努めています。

2. 個別リスク管理

1. 信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

(1) 貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されています。地方公共団体は、バーゼル規制においてリスク・ウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ(デフォルト)が生じないような仕組みとなっており、公営企業金融公庫時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生していません。

参 考

- 国は、地方財政計画の歳出において、公債費(地方債の元利償還金)を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額(基準財政需要額)に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること
- 地方債協議制度の下、同意に当たっては、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること
- 地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が行われ、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が行われること

○貸付債権の状況

機構全体の貸付残高は令和8年3月末現在で22兆5,640億円となっていますが、そのうち財政再生団体及び財政健全化団体である地方公共団体に対するものは、全体の0.04%未満の86億円となっています。

また、貸付残高のうち0.01%未満の13億円は、公営企業金融公庫が地方道路公社に対して行った貸付けに係るものです。機構は銀行法(昭和56年法律第59号)及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成10年法律第132号)の適用を受けませんが、独自の規程に基づき自己査定を実施しており、債権は全て非分類となっています。なお、当該規程は令和元年12月に廃止された金融庁の「金融検査マニュアル」に準じて定めたものですが、地方道路公社に対する新たな貸付けは発生しないことなどから、引き続き同様の方法による自己査定を実施します。

(2) 市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しています。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間にISDAマスター契約及びCSA(Credit Support Annex)と呼ばれる信用補完契約を締結しています。

2. 市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、価格変動リスクがあります。

(1) 金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少又は損失を被るリスクであり、機構では「借換えに伴う金利リスク」と「調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク」を負っています。

○貸付けと債券等の期間の差異に伴う金利リスクへの対応

機構は、地方公共団体に対して最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じていることから、債券等借換え時に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスクを負っています。

このような貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクについては、機構は次頁のとおり対応することとしています。

○調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応

機構は、資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク(パイプラインリスク)を負っています。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則として金利スワップ取引を活用し、調達から貸付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むこととしています。

○貸付けと債券等の期間の差異に伴う金利リスクへの対応

貸付けと資金調達のための債券及び長期借入金の期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てています。令和8年3月31日現在、金利変動準備金（一般勘定）は2兆2,000億円、公庫債権金利変動準備金（管理勘定）は7,666億円、両勘定合計で2兆9,666億円となっています。

今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね2年以下とする令和8年度から10年度までの中期の管理指標を設定し、金利リスクの軽減に努めています。

この管理指標を基準として、貸付けにおいては、資産（貸付）デュレーションの抑制の観点から、一般勘定における貸付残高の4分の1程度を占める臨時財政対策債について、5年又は10年ごとに利率を見直すこととしているほか、30年超の貸付けの場合、最長でも30年経過時点では利率を見直すこととしています。

また、資金調達においては、その時々金利環境や市場のニーズも踏まえ超長期債を継続的に発行するほか、FLIP債やフレックス枠を活用して債券の発行年限をきめ細かく調整するなど、負債（債券等）デュレーションの適切な管理に取り組んでいます。

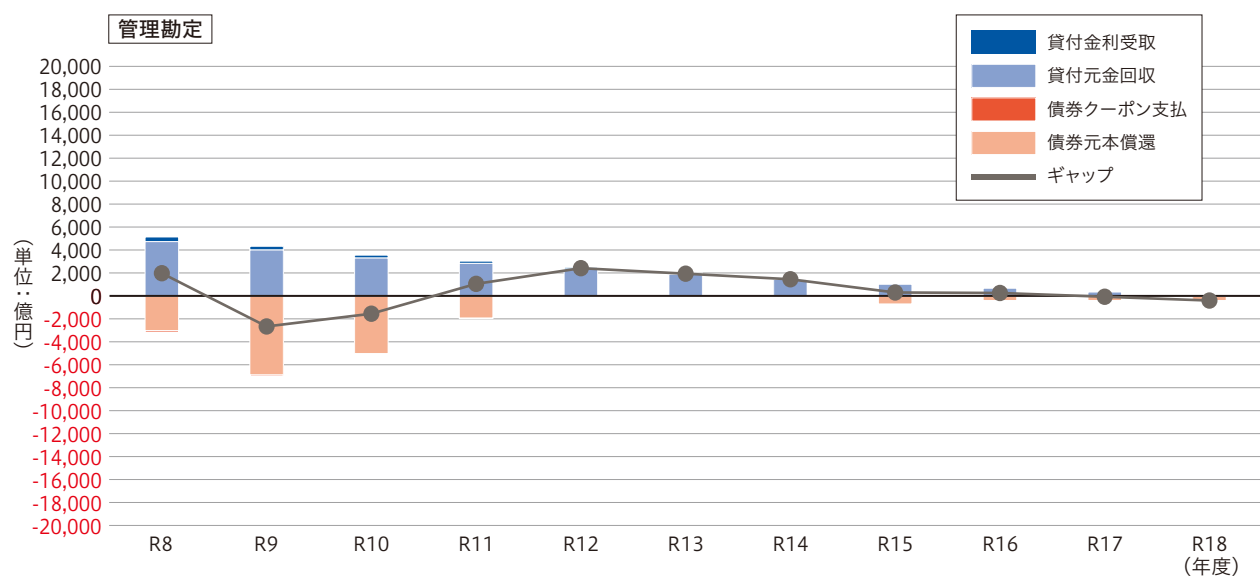
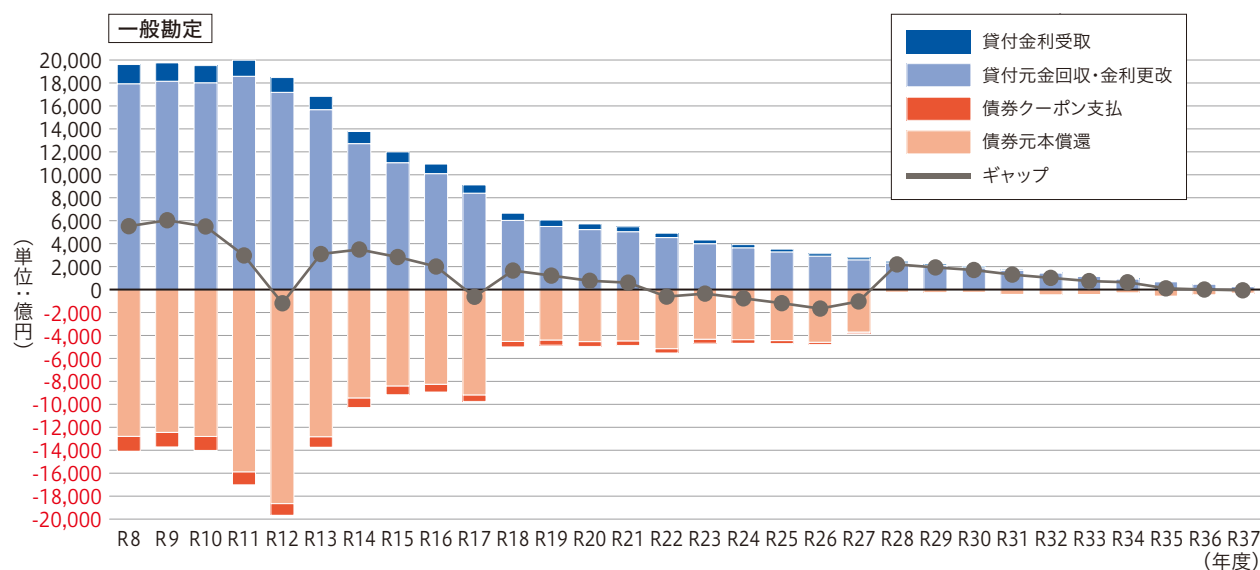
なお、令和7年度末の一般勘定のデュレーションギャップは-0.08年であり、デュレーションギャップをおおむね2年以下とする令和5年度から7年度までの中期の管理指標の範囲内となっています。

一方で、公営企業金融公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においては、平成20年10月以降、新たな貸付けは行っていないことから、期間の経過に伴い金利リスクが縮減していくなかで、管理勘定の公庫債権金利変動準備金は7,666億円となっています。

公庫債権金利変動準備金について、地方公共団体金融機構法附則第14条に基づき、地方交付税の総額確保のため、令和8年度に2,000億円を国庫に納付することとされておりますが、これらは、機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものです。これらを行っても金利リスクへの備えとしては引き続き十分な準備金を保有しており、機構の経営に何ら影響を及ぼすものではありません。

<参考>

貸付金と債券等(資金調達)のマチュリティラダー図(令和8年3月末時点)



機構全体

・資産(貸付)デュレーション 6.10年 ・負債(債券等)デュレーション 6.05年 ・デュレーションギャップ 0.05年(前年比▲0.05)

※マチュリティラダー、デュレーション、デュレーションギャップの用語についてはP.80をご参照ください。

(2) 為替リスク等

債券発行に伴う元金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしています。余裕資金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金解約時の実現損が発生するリスクを負っています。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしています。

3. 流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の間隔の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）です。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、毎月、資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっています。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしています。

また、市場流動性リスクへの対策としては、流動性補完資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払に支障を来さないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとしています。

4. オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、機構の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により、機構が損失を被るリスクです。

(1) 事務リスク

事務リスクとは、機構の役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、機構が損失を被るリスクです。

機構では、マニュアルの整備、教育・研修の実施、システム化による事務作業負担の軽減等を通じ、事務リスクの削減と発生防止に努めています。

(2) システムリスク

システムリスクとは、機構が保有するシステムの不備やシステムが不正に使用されること等に伴い、情報資産の機密性・完全性・可用性が損なわれるリスクです。

こうしたシステムリスクを適切に管理し、機構業務の円滑な運営を確保するため、「システムリスク管理細則」、「システムリスク管理要領」等を制定し、適切に運用しています。

(3) その他のリスク

上記リスクのほか、機構は、法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスクについて、適切な把握及び対応を行うこととしています。

5. 災害等への対応

機構では、地震・風水害・感染症の蔓延等により、機構施設が被害を受けた場合や出勤者が大幅に減少した場合に、被災直後における優先業務の確実な実施や業務の早期立ち上げを図るため、「業務継続計画」を策定しています。

加えて、機構のシステムは、万一に備え、機構の外部にバックアップサーバを構築し、業務が継続できる体制を整えています。

1. 基本的な考え方

機構は、業務遂行にあたって法令等の遵守を確保するとともに、役職員の法令等の違反行為発生時の対応に万全を期すため、地方公共団体金融機構の法令等の遵守に関する規程を定めています。

この規程において、コンプライアンスについての基本的事項を次のように定めています。

- 役職員は、機構の社会的責任と公共的使命を自覚するとともに、違反行為の発生が機構全体の信用の失墜を招く等、機構の業務運営に多大な支障を来すことを十分認識した上、法令等を遵守し、誠実かつ公正に業務を遂行しなければならない。
- 役職員は、機構が担う業務内容について、適切な情報開示を行うこと等により社会からの信頼確保に努めなければならない。

このほか、機構の公共的使命に鑑み、地方公共団体金融機構役職員倫理規程を定め、役職員の職務に係る倫理の保持のため、利害関係者から贈与等を受けることを禁止すること等により、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止に取り組んでいます。

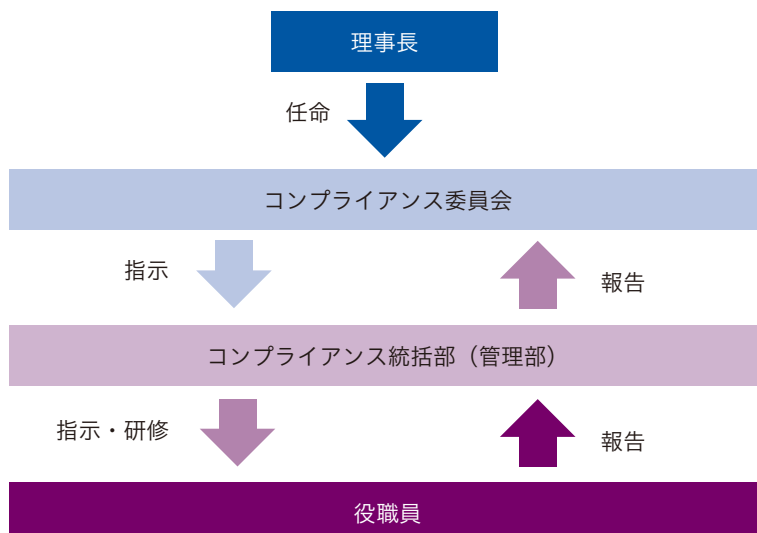
2. コンプライアンス体制

機構では、地方公共団体金融機構の法令等の遵守に関する規程に基づき、コンプライアンス委員会を設置しています。

コンプライアンス委員会は、副理事長を委員長、理事及び部長を委員として、コンプライアンスに関する規程類の制定・改廃、行動指針の作成、実行計画の策定等、コンプライアンスに関する重要事項の審議を行っています。

また、コンプライアンスに関する総合調整を行う部署として、コンプライアンス統括部を設置し、統括部においては、委員会からの指示のもと、コンプライアンスに関する事項の企画(体制指導・研修の実施・マニュアル整備)等を実施しています。

コンプライアンス体制



3. 行動指針

1. 倫理規程と贈収賄の防止

地方公共団体金融機構役職員倫理規程に基づき、役職員の職務に係る倫理の保持のため、利害関係者から贈与等を受けることを禁止すること等により、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止に取り組んでいます。

2. ハラスメント・差別の禁止

機構は、ハラスメントの防止等に関する規程等に基づき、役職員がその能力を十分に発揮できる職場環境を確保するため、職場におけるハラスメント行為・差別的行為を禁止し、その防止に努めるとともに、役職員は、ふさわしい言動等について十分に認識して行動します。

役職員に対して必要な研修を実施するほか、相談体制などハラスメント等に対する組織体制を確立し、ハラスメントなどの事案には厳正に対処します。

3. 反社会的勢力との関係の排除

機構の社会的責任と公共的使命を自覚し、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固とした態度で臨みます。入札手続等においては、反社会的勢力を排除します。

4. 積極的な情報開示と説明責任の実践

機構は、国民の的確な理解と批判の下、公正な業務を推進するため、積極的な情報開示を行い、その事業活動に関して説明責任を果たします。

5. 職務上の秘密の保持

役職員は、職務上知り得た秘密を保持します。

6. コンプライアンス定着のための研修の実践

機構では、毎年度、コンプライアンス委員会が、法令遵守規程に基づいてコンプライアンス実行計画を策定します。機構は、実行計画に基づき、主に以下の取組を実践します。

- 1) 各役職員の職責に応じて、コンプライアンスの重要性や組織内での役割について研修を行い、組織的取組の定着を図ります。
- 2) コンプライアンス違反事例を収集し役職員に周知することで、不祥事に備える体制を構築します。
- 3) 適時にコンプライアンスマニュアルを見直し、法令改正等に適切に対応します。

7. 違反への適切な対応と内部通報制度

コンプライアンス違反事案に対しては、法令遵守規程等に基づき、速やかに対応する体制を構築し、違反に対しては懲戒処分等の厳正な措置をとるとともに、組織全体として再発防止策を講じます。

また、法令遵守規程に基づき、組織内部における通報のほか、外部の弁護士を活用した内部通報制度を設けています。

1. 基本方針

機構は、多様化する地方公共団体のニーズや日々変動する金融市場の動向などに対応して業務を遂行しています。多様かつ高度な職務に対応するためには、他の機関等での勤務経験のある職員を含め、多様な背景を持つ職員がそれぞれの知識・経験を共有し相互に高め合うことが必要です。

機構は、社内環境整備方針や機構職員の育成方針に基づき、各職員の背景や能力に応じて適切な人材育成を行うとともに、多様な職員が活躍できる職場環境を確保します。

2. 多様な人材の確保と育成

機構は、国や地方公共団体、民間企業等での勤務経験のある職員が、それぞれの知識・経験を相互に高めることのできる職場環境を提供します。また、性別や年齢等にかかわらず、それぞれが能力を十分に発揮できる場を提供します。

各職員の背景や経験年数に応じて策定した研修計画に基づき、OJT 研修や金融に関する実務研修等の必要な研修を行います。また、職員の自主性を尊重し、職員本人の能力開発に資する支援措置等を用意します。

3. 安全で健康的な職場環境

機構は、職員一人一人がその能力を最大限に発揮することができる環境を整えるため、各種ハラスメントや差別的行為を禁ずるほか、万が一問題事案が発生した場合には迅速な対応ができる体制を構築しています（コンプライアンス体制についてはP.71を参照）。

ワークライフバランスの確保についても、主に以下のとおり取組を一層推進します。

- 1) テレワーク環境の整備
- 2) 時間外勤務の縮減
- 3) 育児・介護休業等の整備と積極的な活用の促進
- 4) 衛生委員会の設置と心身の健康維持・向上に関する施策の実施

4. 人的資本の状況

従業員数	121名（職員：108名 非常勤：13名）（男性：74名 女性：47名）
従業員の男女の割合	男性：61.2% 女性：38.8%
平均年齢	38.7歳
年次有給休暇取得率	81.2% ※令和7年1月～令和7年12月実績
管理職員に占める女性職員割合	10.0%
男性の育休取得率	100% ※令和7年4月～令和8年3月実績

※令和8年4月現在。

1. 情報開示に関する基本姿勢

機構は、投資家保護の観点から、財務状況等の開示を行うことにより、経営の透明性を確保しています。

2. 情報開示資料

1. 法令等に基づく情報開示資料

地方公共団体金融機構法第36条第3項の規定に基づく説明書類

(有価証券報告書に類する書類、内部統制報告書)

事業報告書

財務諸表

決算報告書

2. その他の情報開示資料

予算、事業計画、資金計画及び収支に関する中期的な計画

事業実施方針

資金調達計画

業務案内パンフレット

ディスクロージャー誌

アニュアルレポート

地方公共団体向け広報誌「JFMだより」



WEBサイト(https://www.jfm.go.jp/)



広報誌「JFMだより」

わが国の地方財政制度における 機構の役割

1 日本の地方自治制度	75	5 地方債計画	77
2 地方財政と地方財政計画	76	6 地方債の資金としての地方公共団体金融機構資金	77
3 地方交付税	76	7 地方債の安全性	79
4 地方債	76		

1. 日本の地方自治制度

我が国の地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担っています。

国が、国際社会における国家としての存立にかかわる事務等を重点的に担う一方で、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体が担うこととされており、福祉、学校教育、消防、道路や河川等の基盤の整備等については、その多くが地方公共団体により実施されています。

日本の地方自治制度では二層制が採用されており、地方公共団体には、都道府県並びに市町村及び東京都の特別区等があります。

都道府県は市町村を包括する広域の地方公共団体として、広域にわたる事務や市町村に関する連絡調整に関する事務を、市町村は住民生活に身近な事務を処理しています。

機構は、これらの地方公共団体を対象として、資金の貸付けを行っています。

日本の地方公共団体（普通地方公共団体及び特別区）の数

都道府県	47
市町村及び特別区	1,741
政令指定都市	20
市	772
特別区	23
町	743
村	183
計	1,788

※令和8年4月1日現在。



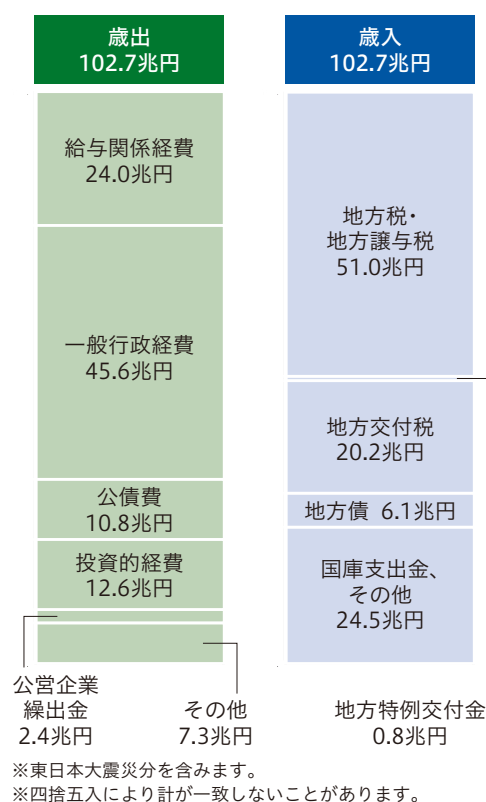
2. 地方財政と地方財政計画

地方公共団体は、その自然的・歴史的条件、産業構造、人口規模等が異なっており、これに対応してさまざまな行政活動を行っています。このような行政活動を支えている個々の地方公共団体の財政の集合を「地方財政」と呼んでいます。地方財政は、国の財政と並ぶ車の両輪として、国の財政と密接な関係を保ちながら、国民経済及び国民生活上大きな役割を担っており、令和8年度の地方財政の規模は約102.7兆円となっています（地方財政計画ベース（東日本大震災分を含む））。

地方公共団体は、人口や産業の集積の度合いによる地域間格差や景気の動向による税収の年度間格差にかかわらず安定的に行政サービスを提供していく必要があります。これを担保するために、国は、毎年度、地方財政の規模や収支見通しを全体として捉えた「地方財政計画」を策定しています。

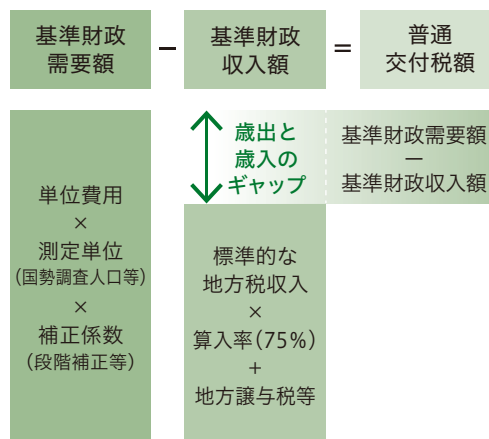
地方財政計画は、毎年度の国の予算編成を受けて、地方公共団体総体としての歳入と歳出が均衡するように策定され、この計画を通じて、地方公共団体が標準的な行政水準を確保できるよう地方交付税や地方債等により各地方公共団体の財源が保障されています。

地方財政計画（令和8年度当初計画）



3. 地方交付税

本来、地方公共団体の事業実施に必要な財源は自ら徴収する地方税等の自主財源をもって賄うことが望ましいといえます。しかし、現実には税源等は地域的に偏在しているため、これを調整し、地方税収の少ない団体にも、財源を保障するための仕組みが必要となります。このような趣旨から設けられたのが地方交付税制度です。地方交付税は国税である所得税、法人税、消費税等の一定割合とされ、地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行するために「国が地方に代わって徴収する地方税」として、地方公共団体にとって重要な財源となっています。



4. 地方債

地方債とは、地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が一会計年度を超えて行われるものをいいます。地方公共団体の歳出は地方債以外の歳入をもって賄うことが原則ですが、建設事業等将来の住民にも経費を分担してもらうことが望ましい場合や災害等臨時的に多額な出費の必要がある場合等には、地方債をその財源とすることができます。

5. 地方債計画

地方債計画は、国が毎年度策定する地方債の発行に関する年間計画です。地方債計画は、国の予算編成と並行して策定される地方財政計画及び財政投融资計画と密接な関連を有しており、地方財政の運営上、次のような重要な役割を果たしています。

(1) 地方債計画に基づく同意（許可）の運用

地方債計画は、同意（許可）をする地方債の予定総額や事業別の起債予定額等を示すものであり、地方債の同意（許可）は、通常この計画に基づいて運用されます。

(2) 地方債の原資の保障

地方債計画は、地方債の所要額と原資との調整を図った上で、地方債の原資を事業別に予定し、地方債を同意（許可）する場合の資金供給先別の内訳を示すものです。

(3) 地方公共団体の起債の指針

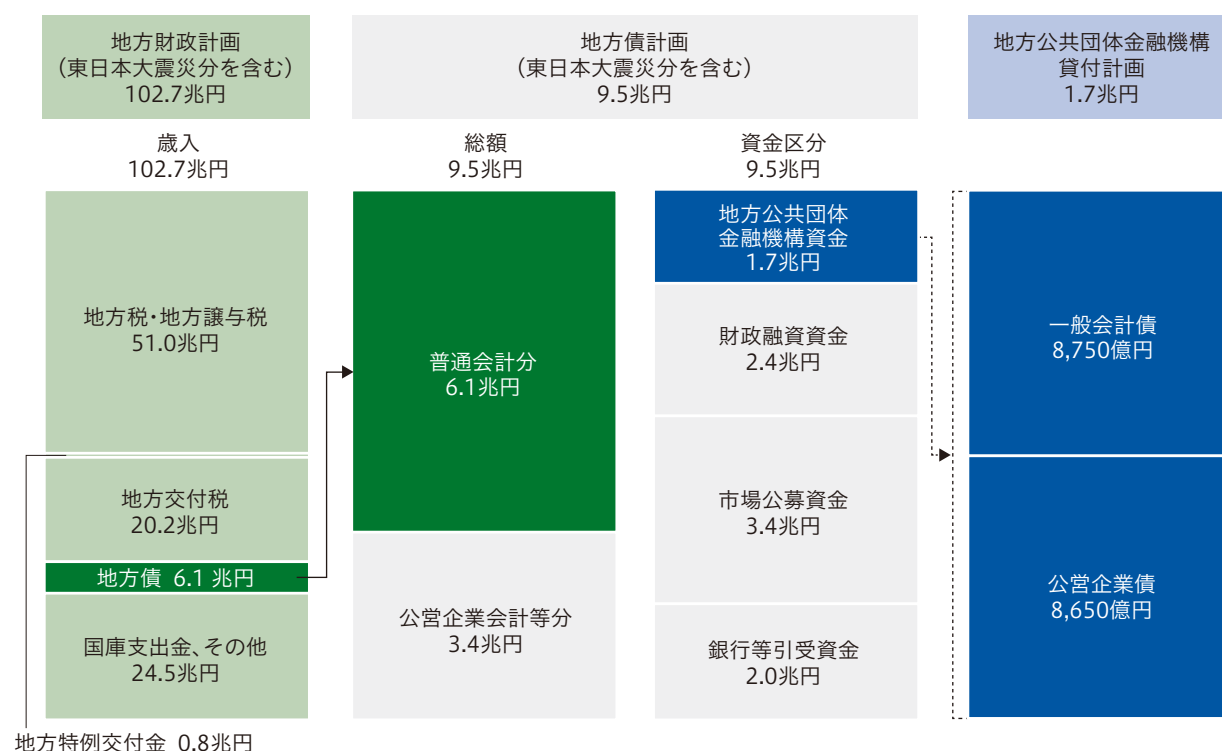
地方債計画は、地方財政計画と同様に公表され、事業別の地方債の同意等の見通しを示しています。

※令和8年度地方債計画については、参考資料P.130～134をご参照ください。

6. 地方債の資金としての地方公共団体金融機構資金

地方債の資金をその引受先から大別すると、財政融資資金、地方公共団体金融機構資金及び民間等資金（市場公募資金及び銀行等引受資金）に分けられ、地方財政計画と地方債計画、機構資金の関係は下図のようになっています。

地方財政計画と地方債計画との関係（令和8年度当初計画）



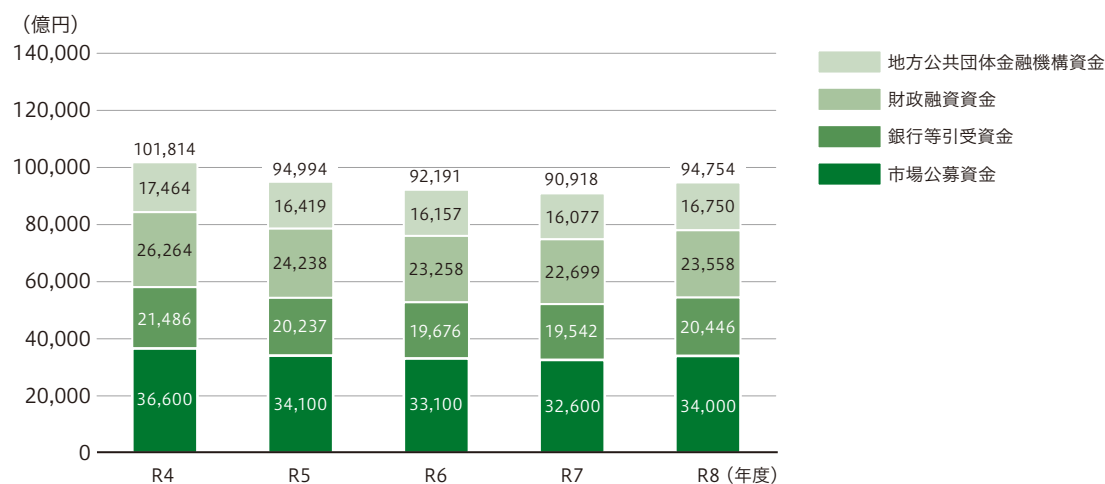
※地方公共団体金融機構貸付計画は地方債計画を基礎として、過年度同意（許可）債の貸付等を勘案して作成するため、地方債計画と一致しません。

地方債計画における資金区分の推移

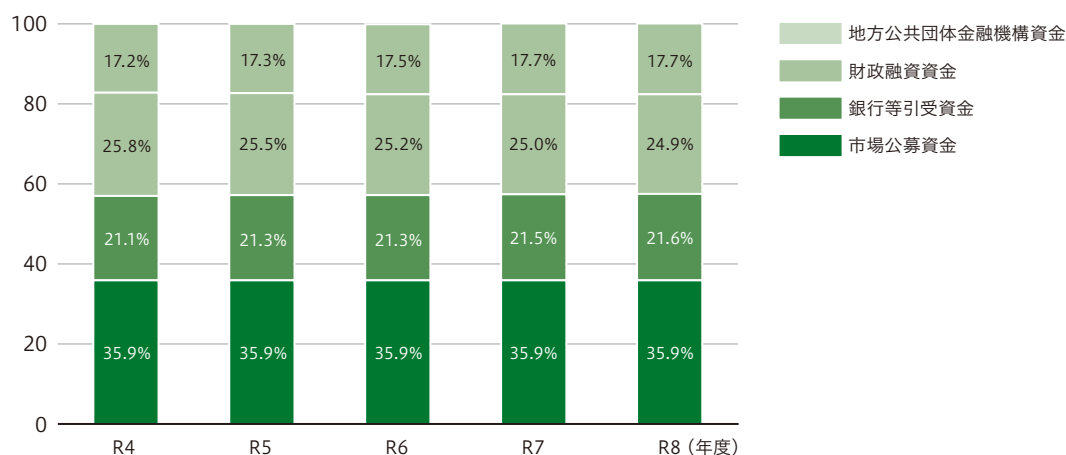
令和8年度の地方債計画（当初計画ベース）における機構資金は1兆6,750億円（前年度比673億円増）、構成比では17.7%（前年度比0.0ポイント）となっています。

このように、機構資金は我が国の地方債制度における公的資金のうち財政融資資金と並び大きな役割を果たしており、地方公共団体の事業実施や財政運営に大きく貢献しています。

資金別地方債計画額(当初)の推移



地方債計画(当初)における資金別構成比の推移



※項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。

※地方公共団体金融機構資金と財政融資資金については、東日本大震災(関連)分を含みます。

7. 地方債の安全性

地方債の元利金は、以下の仕組みのもと確実に償還され、バーゼル規制の標準的な手法におけるリスク・ウェイトは0%とされています。

(1) 地方債の元利償還に要する財源の確保

- ①自らの課税権に基づいて地方税収入を確保
- ②地方財政計画の歳出に公債費（地方債の元利償還金）を計上
- ③公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保
- ④地方交付税の算定において、標準的な財政需要額（基準財政需要額）に地方債の元利償還金の一部を算入
→マクロ（地方財政計画）・ミクロ（地方交付税措置）の両面において地方債の元利償還に必要な財源を国が保障しています。

※上記②、③、④の措置については、同意等を得た地方債のみが対象となっています。

(2) 早期是正措置としての起債許可制度

- ①実質公債費比率が18%以上の地方公共団体に対する起債制限
- ②赤字団体への起債制限
→個々の地方公共団体が地方債の元利償還に支障を来さないよう、地方債の発行を事前に制限できる仕組みがとられています。

(3) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律

- ①財政指標の公表による情報開示の徹底
- ②財政指標が早期健全化基準以上となった団体について自主的な改善努力に基づく財政健全化
- ③財政指標が財政再生基準以上となった団体について国等が関与した財政再生
→地方財政の情報開示の徹底や早期健全化、財政再生等により地方債の元利償還が確実に行われるよう担保されています。

用語解説

資金調達関係

地方金融機構債

地方公共団体金融機構が発行する債券のうち、政府保証がない債券。

FLIP(Flexible Issuance Program)債

投資家のニーズに応じ、発行額や発行年限等を柔軟かつ迅速に設定し、機動的に発行する地方公共団体金融機構独自の債券。

- ・債券の年限は投資家の指定する年限。ただし、状況により対象となる発行年限を制限する場合がある（原則、満期一括固定利付債の場合、10年、20年、5年及び30年は除く）。

- ・1回の発行額30億円以上。

※これまでの実績年限2～40年。

スボット債

市場のニーズに対応し、原則、10年、20年、5年及び30年と異なる年限で、主幹事方式により機動的に発行する債券。

MTNプログラム

Medium Term Notesプログラムの略称。あらかじめ発行体とディーラーとの間で債券発行の大枠に関する法的書類について合意・作成し、個別の債券発行に際しては、発行価格、償還期限、利率等の主要な条件決定のみを行うことで、海外市場において機動的な債券発行を行うことができる仕組み。

リスク管理関係

リスク・ウェイト

債券の安全性を表す指標であり、資産ごとにその信用リスクの度合いに応じて設定されている。

国際決済銀行(Bank for International Settlements)に事務局があるバーゼル銀行監督委員会が定める自己資本比率規制において、標準的手法によって総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用いる。

ALM(Asset Liability Management)

資産(Asset)と負債(Liability)の総合管理(Management)を意味する。金融機関等において、財務の健全性を確保するために将来の資産と負債を予測し、総合的に把握しながらリスク管理を行う手法。

マチュリティラダー

資産（貸付金の回収等）及び負債（債券等の償還等）について、その満期額や金利更改額を期間ごとにまとめて時系列に並べたもの。

デュレーション

キャッシュ・フローの平均回収年限を表すと同時に価格変動性の指標として用いられる。キャッシュ・フローの受取・支払までの期間をその現在価値で加重平均したもの。デュレーションが大きいほど金利変動に対する現在価値の変化が大きくなる。

デュレーションギャップ

資産（貸付）デュレーションと負債（債券等）デュレーションの差。ギャップが大きいほど、金利変動による現在価値の変動幅が資産と負債で異なるため、より大きな金利変動リスクを負うこととなる。

地方債制度関係

銀行等引受資金

地方債資金のうち、銀行や各種共済組合等から、借入又は引受けの方法により調達する資金。

市場公募資金

地方債資金のうち、起債市場において広く投資家に購入を募る方法（公募）により調達する資金。

地方公共団体金融機構資金

地方債資金のうち、地方公共団体金融機構からの借入による資金。

財政融資資金

地方債資金のうち、国の財政投融资特別会計からの借入による資金。

5章 機構の財務状況

財務諸表

貸借対照表	82
損益計算書	83
利益の処分にに関する書類	84
純資産変動計算書	85
キャッシュ・フロー計算書	86
重要な会計方針	87
追加情報	89
注記事項等	90
勘定別情報（貸借対照表関係）	105
勘定別情報（損益計算書関係）	106
附属明細書	107

参考情報

内部統制報告書	110
健全化判断比率等に基づく 令和7年度末貸付残高の分類	111
地方公共団体金融機構貸付債権における 自己査定結果（令和7年度末残高）	112
市場リスクに係る定量的情報	113
流動性リスクに係る定量的情報	114

機構は、地方公共団体金融機構法（平成19年法律第64号）に基づき財務諸表を作成し、会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。

また、機構は子会社等を有していないため、連結財務諸表は作成しておりません。

貸借対照表

（単位：百万円）

科目	令和6年度 (令和7年3月31日)	令和7年度 (令和8年3月31日)	科目	令和6年度 (令和7年3月31日)	令和7年度 (令和8年3月31日)
	金額	金額		金額	金額
(資産の部)			(負債の部)		
貸付金	22,700,180	22,564,078	債券	18,677,661	18,315,800
有価証券	272,000	255,000	借入金	529,500	521,800
現金預け金	908,700	859,086	金融商品等受入担保金	370,616	456,380
その他資産	6,527	7,470	その他負債	6,341	8,432
有形固定資産	2,807	2,713	賞与引当金	63	73
無形固定資産	3,583	3,290	役員賞与引当金	10	10
前払年金費用	25	56	退職給付引当金	78	87
			役員退職慰労引当金	11	19
			地方公共団体健全化基金	931,870	937,248
			基本地方公共団体 健全化基金	931,870	937,248
			特別法上の準備金等	2,928,649	2,966,640
			金利変動準備金	2,200,000	2,200,000
			公庫債権金利変動準備金	727,327	766,640
			利差補てん積立金	1,321	－
			負債の部合計	23,444,803	23,206,494
			(純資産の部)		
			地方公共団体出資金	16,602	16,602
			利益剰余金	406,639	441,759
			一般勘定積立金	406,639	441,759
			評価・換算差額等	△ 32,029	△ 30,969
			管理勘定利益積立金	57,808	57,808
			純資産の部合計	449,020	485,200
資産の部合計	23,893,823	23,691,695	負債及び純資産の部合計	23,893,823	23,691,695

損益計算書

(単位：百万円)

科目	令和6年度 (令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで)	令和7年度 (令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで)
	金額	金額
経常収益	208,625	220,028
資金運用収益	191,146	202,477
役務取引等収益	62	57
その他業務収益	3	4
その他経常収益	17,413	17,488
地方公共団体健全化基金受入額	17,304	17,438
その他の経常収益	108	49
経常費用	125,816	146,916
資金調達費用	116,879	136,094
役務取引等費用	264	281
その他業務費用	3,744	4,773
営業経費	4,928	5,766
経常利益	82,808	73,111
特別利益	32,097	1,321
公庫債権金利変動準備金取崩額	30,000	—
利差補てん積立金取崩額	2,097	1,321
特別損失	78,673	39,312
公庫債権金利変動準備金繰入額	48,673	39,312
国庫納付金	30,000	—
当期純利益	36,232	35,119

利益の処分にに関する書類【一般勘定】

令和6年度（令和7年3月31日）

（単位：百万円）

I 処分対象利益		36,232
当期純利益	36,232	
前期繰越欠損金	—	
II 利益処分数額		
積立金	36,232	36,232

（注）1. 「地方公共団体金融機構法」（平成19年法律第64号。以下「法」という。）第39条第1項の規定に基づき、当事業年度末に利益処分しております。
2. 利益処分数額の積立金は貸借対照表上、一般勘定積立金として計上しております。

令和7年度（令和8年3月31日）

（単位：百万円）

I 処分対象利益		35,119
当期純利益	35,119	
前期繰越欠損金	—	
II 利益処分数額		
積立金	35,119	35,119

（注）1. 「地方公共団体金融機構法」（平成19年法律第64号。以下「法」という。）第39条第1項の規定に基づき、当事業年度末に利益処分しております。
2. 利益処分数額の積立金は貸借対照表上、一般勘定積立金として計上しております。

利益の処分にに関する書類【管理勘定】

令和6年度（令和7年3月31日）

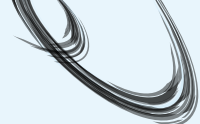
（単位：百万円）

I 処分対象利益		—
当期純利益	—	
前期繰越欠損金	—	
II 利益処分数額		
積立金	—	—

令和7年度（令和8年3月31日）

（単位：百万円）

I 処分対象利益		—
当期純利益	—	
前期繰越欠損金	—	
II 利益処分数額		
積立金	—	—



純資産変動計算書

令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

（単位：百万円）

	出資者資本				評価・換算 差額等	管理勘定 利益積立金	純資産合計
	地方公共団体 出資金	利益剰余金		出資者資本 合計	繰延 ヘッジ損益		
		一般勘定 積立金	利益剰余金 合計				
当期首残高	16,602	370,406	370,406	387,008	△ 18,926	57,808	425,891
当期変動額							
当期純利益	－	36,232	36,232	36,232	－	－	36,232
出資者資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－	△ 13,103	－	△ 13,103
当期変動額合計	－	36,232	36,232	36,232	△ 13,103	－	23,129
当期末残高	16,602	406,639	406,639	423,241	△ 32,029	57,808	449,020

令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

（単位：百万円）

	出資者資本				評価・換算 差額等	管理勘定 利益積立金	純資産合計
	地方公共団体 出資金	利益剰余金		出資者資本 合計	繰延 ヘッジ損益		
		一般勘定 積立金	利益剰余金 合計				
当期首残高	16,602	406,639	406,639	423,241	△ 32,029	57,808	449,020
当期変動額							
当期純利益	－	35,119	35,119	35,119	－	－	35,119
出資者資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－	1,060	－	1,060
当期変動額合計	－	35,119	35,119	35,119	1,060	－	36,180
当期末残高	16,602	441,759	441,759	458,361	△ 30,969	57,808	485,200

1章

事業概況

2章

業務の紹介

3章

業務運営体制

4章

わが国の地方財政制度
における機構の役割

5章

機構の財務状況

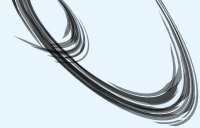
6章

参考資料・
データ

キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	令和6年度 (令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで)	令和7年度 (令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで)
	金額	金額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
当期純利益	36,232	35,119
減価償却費	927	1,227
資金運用収益	△ 191,146	△ 202,477
資金調達費用	116,879	136,094
賞与引当金の増減額	3	10
役員賞与引当金の増減額	0	0
退職給付引当金の増減額	32	9
役員退職慰労引当金の増減額	△ 4	7
前払年金費用の増減額	△ 25	△ 31
地方公共団体健全化基金の増減額	△ 17,304	△ 17,438
公庫債権金利変動準備金の増減額	48,673	39,312
利差補てん積立金の増減額	△ 2,097	△ 1,321
貸付金の純増(△)減	373,824	136,102
債券の純増減(△)	△ 272,557	△ 362,824
借入金の純増減(△)	△ 800	△ 7,700
資金運用による収入	190,265	201,668
資金調達による支出	△ 114,893	△ 133,042
その他	△ 55,891	86,914
営業活動によるキャッシュ・フロー	112,118	△ 88,367
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の償還による収入	1,982,900	2,163,500
有価証券の取得による支出	△ 2,050,400	△ 2,146,499
有形固定資産の取得による支出	△ 342	△ 171
無形固定資産の取得による支出	△ 1,945	△ 892
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 69,787	15,936
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
国庫納付による支出	△ 30,000	-
公営競技納付金による収入	22,676	22,816
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 7,323	22,816
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
V 現金及び現金同等物の増減額	35,007	△ 49,613
VI 現金及び現金同等物の期首残高	873,692	908,700
VII 現金及び現金同等物の期末残高	908,700	859,086



1章

事業概況

2章

業務の紹介

3章

業務運営体制

4章

わが国の地方財政制度
における機構の役割

5章

機構の財務状況

6章

参考資料・
機構データ

重要な会計方針

項目	令和6年度 (令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで)	令和7年度 (令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで)
1.有価証券の評価基準及び 評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については償却原価法(定額法)により行っております。	同左
2.デリバティブ取引の 評価基準及び評価方法	時価法により行っております。	同左
3.固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりです。 建物 41年～47年 その他 2年～20年 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。なお、当機構利用のソフトウェアについては、5年で償却しております。	(1)有形固定資産 同左 (2)無形固定資産 同左
4.繰延資産の処理方法	債券発行費用は、発生した期に全額費用として処理しております。	同左
5.外貨建の資産及び負債の 本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権・債務については通貨スワップもしくは為替予約が付されており、振当処理を行っているため、確定している円貨額を付しております。	同左
6.引当金の計上基準	(1)賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (2)役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (3)退職給付引当金 退職給付引当金(前払年金費用を含む。)は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。 なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 (4)役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金(前払年金費用を含む。)は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。	(1)賞与引当金 同左 (2)役員賞与引当金 同左 (3)退職給付引当金 同左 (4)役員退職慰労引当金 同左

項目	令和6年度 (令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで)	令和7年度 (令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで)
7.収益の計上基準	当機構は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 令和2年3月31日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識しております。	同左
8.ヘッジ会計の方法	(1)ヘッジ会計の方法 金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しております。 また、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。 なお、将来の債券発行をヘッジ対象とする場合には、当該予定取引が実行されるまで、決算日において通貨スワップを時価評価したことによる評価差額を繰延ヘッジ損益として計上して繰り延べております。 (2)ヘッジ手段とヘッジ対象 [1]ヘッジ手段・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・債券及び長期借入金 [2]ヘッジ手段・・・通貨スワップ ヘッジ対象・・・外貨建債券 [3]ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・外貨預金 (3)ヘッジ方針 金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。 また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。 (4)ヘッジ有効性評価の方法 債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。 また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。	(1)ヘッジ会計の方法 同左 (2)ヘッジ手段とヘッジ対象 同左 (3)ヘッジ方針 同左 (4)ヘッジ有効性評価の方法 同左
9.キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」です。	同左

10. 地方公共団体健全化基金の会計処理	法第46条第1項の規定に基づき地方財政法第32条の2の規定による納付金を積み立てるための地方公共団体健全化基金を設けております。 また、法第46条第5項の規定に基づき同基金の運用により生じる収益（以下「基金運用益」という。）を地方債の利子の軽減に要する費用に充て、当該基金運用益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお、剰余があるときは、当該剰余の額を同基金に組み入れ、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足するときは、同条第6項の規定に基づき前年度までに組み入れた額及び当該不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として同基金を取り崩すこととしております。	法第46条第1項の規定に基づき地方財政法第33条の規定による納付金を積み立てるための地方公共団体健全化基金を設けております。 また、法第46条第5項の規定に基づき同基金の運用により生じる収益（以下「基金運用益」という。）を地方債の利子の軽減に要する費用に充て、当該基金運用益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお、剰余があるときは、当該剰余の額を同基金に組み入れ、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足するときは、同条第6項の規定に基づき前年度までに組み入れた額及び当該不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として同基金を取り崩すこととしております。
11. 金利変動準備金及び公庫債権金利変動準備金の会計処理	金利変動準備金の会計処理については、当機構が発行した債券の借換え（公営企業債券の借換えを除く。）に伴う金利変動リスクに備えるため、法第38条第1項、第3項、法附則第9条第8項及び第10項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」（平成20年総務省令第87号）第34条並びに「公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（平成20年政令第226号。以下「整備令」という。）第22条及び第23条に定めるところにより算出した額を計上しております。 また、公庫債権金利変動準備金の会計処理については、公営企業債券の借換えに伴う金利変動リスクに備えるため、法附則第9条第9項、第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の公庫債権管理業務に関する省令」（平成20年総務省・財務省令第2号。以下「管理業務省令」という。）第1条から第3条まで、同省令附則第3条及び第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。	同左
12. 利差補てん積立金の会計処理	公営企業金融公庫（以下「旧公庫」という。）が利子を軽減して貸し付けた資金に係るものについて、当該資金の利子の軽減に充てるため、法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、管理業務省令第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。	同左
13. 管理勘定利益積立金の会計処理	管理勘定において生じた利益については、法附則第13条第8項及び整備令第26条第2項の規定に基づき、利益剰余金と区分して、管理勘定利益積立金として計上しております。	同左

追加情報

令和6年度 （令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで）	令和7年度 （令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで）
国庫納付について 法附則第14条の規定による公庫債権金利変動準備金等の帰属について、令和7年度においては、「令和7年度における地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」（令和7年総務省・財務省令第1号）に基づき、2,000億円を取り崩し、同額を国に納付することとなっております。	国庫納付について 法附則第14条の規定による公庫債権金利変動準備金等の帰属について、令和8年度においては、「令和8年度における地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」（令和8年総務省・財務省令第1号）に基づき、2,000億円を取り崩し、同額を国に帰属させることとなっております。

注記事項等

【重要な会計上の見積りに関する注記】

令和6年度 (令和7年3月31日)	令和7年度 (令和8年3月31日)
1.貸倒引当金 (1)当事業年度の財務諸表に計上した金額 - (2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報 当機構は、貸付先の破綻等に備えるための貸倒引当金を以下の点から計上しておりません。 ・「【貸借対照表に関する注記】2.貸付金」に記載のとおり、現在破産更生債権及びこれらに準ずる債権等がなく、過去における貸倒実績がないこと ・「【金融商品に関する注記】1.(3) [1]①貸付債権に係る信用リスク」に記載のとおり、当機構の貸付対象は地方公共団体に限定されており、貸倒れ(デフォルト)が生じないような仕組みとなっていること 上記の点は翌事業年度においても同様と見込まれ、翌事業年度の財務諸表に与える影響はございません。	1.貸倒引当金 同左

【貸借対照表に関する注記】

令和6年度 (令和7年3月31日)	令和7年度 (令和8年3月31日)
1.有形固定資産の減価償却累計額 907百万円 2.貸付金 貸付金のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。また、過去における貸倒実績はありません。よって、貸倒引当金は計上しておりません。 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。 3.担保提供資産 法第40条第2項の規定に基づき、当機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等18,677,661百万円の一般担保に供しております。 4.特別法上の準備金等 (1)金利変動準備金 法第38条第1項、第3項、法附則第9条第8項及び第10項の規定に基づくものです。 (2)公庫債権金利変動準備金 法附則第9条第9項、第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づくものです。 (3)利差補てん積立金 法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づくものです。	1.有形固定資産の減価償却累計額 1,145百万円 2.貸付金 同左 3.担保提供資産 法第40条第2項の規定に基づき、当機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等18,315,800百万円の一般担保に供しております。 4.特別法上の準備金等 (1)金利変動準備金 同左 (2)公庫債権金利変動準備金 同左 (3)利差補てん積立金 同左

【損益計算書に関する注記】

令和6年度 (令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで)	令和7年度 (令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで)
1.当期純利益の勘定別内訳 一般勘定 36,232 百万円 管理勘定 - 百万円 2.公庫債権金利変動準備金取崩額及び国庫納付金について 令和6年度においては「令和6年度における地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令の一部を改正する省令」（令和6年総務省・財務省令第6号）による改正後の「令和6年度における地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」（令和2年総務省・財務省令第1号。以下「国帰属省令」という。）に基づき、公庫債権金利変動準備金300億円を取り崩し、同額を国に納付しております。	当期純利益の勘定別内訳 一般勘定 35,119 百万円 管理勘定 - 百万円 —

【収益認識に関する注記】

令和6年度 (令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで)	令和7年度 (令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで)
当機構の顧客との契約から生じた主たる収益は以下のとおりです。 役務取引等収益 役務取引等収益には、株式会社日本政策金融公庫からの委託を受けて行う資金の貸付けに係る手数料が含まれ、貸付けを実行又は回収した利息を顧客に払い込んだ時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。	同左

【金融商品に関する注記】

○令和6年度

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を強化するためには、地政学的リスクなど様々なリスクが高まる中、金利リスクなど当機構が抱える各種リスクを適切に管理する必要があります。

当機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、当機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当機構は、地方公共団体に対して最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク(債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク)が大きという特性があります。

このため、当機構においては、所要の金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別にALM委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM委員会では、シナリオ分析、VaR分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を資金調達計画の策定等の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

[1] 信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

① 貸付債権に係る信用リスク

当機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、バーゼル規制においてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ(デフォルト)が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

- 国は、地方財政計画の歳出において、公債費(地方債の元利償還金)を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額(基準財政需要額)に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- 地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。
- 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成19年法律第94号)において、財政指標が早期健全化基準に該当

する地方公共団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する地方公共団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、当機構は「銀行法」(昭和56年法律第59号)及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)の適用を受けませんが、適切なリスク管理の観点から、独自の規程に基づき自己査定を実施しております。

②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間にISDAマスター契約及びCSA(Credit Support Annex)と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

[2]市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、当機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、価格変動リスクがあります。

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少又は損失を被るリスクであり、当機構では「借換えに伴う金利リスク」と「調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク」を負っております。

a. 借換えに伴う金利リスクへの対応

当機構は、地方公共団体に対して最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じていることから、債券等借換え時に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクについて、当機構は、以下のとおり対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。
- ・地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね2年以下とする令和5年度から令和7年度までの中期の管理指標を設定しております。
- ・この管理指標を基準として、貸付けにおいては、資産(貸付)デュレーションの抑制の観点から、一般勘定における貸付残高の4分の1程度を占める臨時財政対策債について、5年又は10年ごとに利率を見直すこととしているほか、30年超の貸付けの場合、最長でも30年経過時点では利率を見直すこととしております。また、資金調達においては、その時々々の金利環境や市場ニーズも踏まえ超長期債を継続的に発行するほか、FLIP債やフレックス枠を活用して債券の発行年限をきめ細かく調整するなど、負債(債券等)デュレーションの適切な管理に取り組んでおります。
- ・なお、旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定の公庫債権金利変動準備金においては、法附則第14条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させることとされております。これは、当機構の経営状況を踏まえ、当機構の業務が円滑に運営されていると認められる場合において、公庫債権管理業務を将来にわたり円滑に運営するために必要な額を上回ると認められるときに国に帰属させるものです。
- ・令和6年度には、森林整備などの推進に係る森林環境譲与税の譲与額の増額のため、令和2年度から令和6年度までの5年間で総額2,300億円として定めた額の内、最終年度分として300億円を国に帰属させました。
- ・同様に、令和6年度に地方交付税の総額確保のために予定していた公庫債権金利変動準備金(2,000億円)を国に帰属させることについては、国の令和6年度補正予算において、活用時期を見直し、地方の財源として後年度に活用することとされました。
- ・令和7年度には、地方交付税の総額確保のため、2,000億円を国に帰属させる予定となっております。

b. 調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応

当機構は資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク（パイプラインリスク）を負っております。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則金利スワップ取引を活用し、調達から貸付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むこととしております。

②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕資金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金解約時の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

③市場リスクに係る定量的情報

当機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及び長期借入金です。

一般勘定の貸付金、債券及び長期借入金については、前記のとおりデュレーションギャップによる管理指標を設定し、金利リスクを適切に管理しております。一方で、金利リスクの定量的情報については、それらの算出結果をALM委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理指標としては定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

一般勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、令和7年3月31日現在の金利が10ベース・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は20,738百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が10ベース・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は20,992百万円増加するものと考えられます。

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資金を調達するに留まるものです。このため、一般勘定と同様に金利リスクの定量的情報の算出結果をALM委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理指標としては定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、令和7年3月31日現在の金利が10ベース・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は3,837百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が10ベース・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は3,864百万円増加するものと考えられます。

[3]流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、月ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

また、市場流動性リスクへの対策としては、流動性補完資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)貸付金	22,700,180	21,197,673	△ 1,502,507
(2)有価証券			
満期保有目的のもの	272,000	272,000	-
(3)現金預け金	908,700	908,700	-
(4)金融商品等差入担保金	-	-	-
資産計	23,880,880	22,378,373	△ 1,502,507
(1)債券	18,677,661	17,501,886	△ 1,175,775
(2)借入金	529,500	518,032	△ 11,467
(3)金融商品等受入担保金	370,616	370,616	-
負債計	19,577,777	18,390,534	△ 1,187,242
デリバティブ取引 ^(*)			
ヘッジ会計が適用されているもの	102	102	-
デリバティブ取引計	102	102	-

(*)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注1)有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1)有価証券

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「【有価証券に関する注記】」に記載しております。

(2)デリバティブ取引(ヘッジ会計が適用されているもの)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
原則的処理	金利スワップ取引 支払変動・受取固定	債券 長期借入金	-	-	-	※1
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	20,000	20,000	※2	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	1,868,110	1,536,900	※3	※3
			150,930	150,930	102	※4
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	-	-	※3	
合計			2,039,040	1,707,830	102	

※1 原則的処理による金利スワップの時価は、金利等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しております。

※2 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※3 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

※4 将来の債券発行をヘッジ対象とする場合には、当該予定取引が実行されるまで、決算日において通貨スワップの時価評価したことによる評価差額を繰延ヘッジ損益として計上して繰り延べております。当該通貨スワップの時価は、為替等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しております。

(注2)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
貸付金	1,777,570	1,745,215	1,699,225	1,633,913	1,571,802	6,185,416	6,365,063	1,657,683	64,288
有価証券									
満期保有 目的のもの	272,000	-	-	-	-	-	-	-	-
預け金	908,700	-	-	-	-	-	-	-	-

(注3)債券及び借入金の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
債券 借入金	2,069,380 88,000	1,476,386 104,500	1,782,405 140,000	1,595,107 97,800	1,601,498 82,600	5,188,296 13,000	4,508,144 3,600	361,000 -	99,000 -

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されているもの	-	102	-	102
デリバティブ取引計	-	102	-	102

(2)時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
(1)貸付金	-	-	21,197,673	21,197,673
(2)有価証券 満期保有目的のもの	-	272,000	-	272,000
(3)現金預け金	-	908,700	-	908,700
(4)金融商品等差入担保金	-	-	-	-
資産計	-	1,180,700	21,197,673	22,378,373
(1)債券	-	17,501,886	-	17,501,886
(2)借入金	-	518,032	-	518,032
(3)金融商品等受入担保金	-	370,616	-	370,616
負債計	-	18,390,534	-	18,390,534

(注1)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

(1)貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、令和7年3月31日現在の国債レートを用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

このうち、繰上償還については、過去一定期間の繰上償還実績額が過去一定期間の定期償還額に占める割合を算出し、後年の定期償還額に乗じて算定を行っております。

また、利率見直し方式の債権については、時価算定時点での適用利率に対し、利率見直し適用債権の平均利下げ率を反映した上で算定を行っております。

このため、当該繰上償還の見込額及び利下げ率が観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

(2)有価証券

有価証券は譲渡性預金であり、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル2に分類し、当該帳

簿価額を時価としております。

(3)現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル2に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

(4)金融商品等差入担保金

金融商品等差入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル2に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1)債券

当機構の発行する債券の時価は、相場価格のあるものについては相場価格によって時価を算定し、相場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて時価を算定しております。相場価格のあるものであっても市場が活発ではないことから、ともにレベル2に分類しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該通貨スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて時価を算定していることから、レベル2に分類しております。

なお、変動金利による債券についても、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて時価を算定していることから、レベル2に分類しております。

(2)借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当機構の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて時価を算定していることから、レベル2に分類しております。

(3)金融商品等受入担保金

金融商品等受入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル2に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引

金利スワップ及び評価差額を繰延ヘッジ損益として計上した通貨スワップの時価は、金利及び為替等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2)時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

該当なし

○令和7年度

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を強化するためには、地政学的リスクなど様々なリスクが高まる中、金利リスクなど当機構が抱える各種リスクを適切に管理する必要があります。

当機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、当機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当機構は、地方公共団体に対して最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク(債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク)が大きいという特性があります。

このため、当機構においては、所要の金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別にALM委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM委員会では、シナリオ分析、VaR分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を資金調達計画の策定等の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

[1]信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、当機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

①貸付債権に係る信用リスク

当機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、バーゼル規制においてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ(デフォルト)が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

- a. 国は、地方財政計画の歳出において、公債費(地方債の元利償還金)を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額(基準財政需要額)に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- b. 地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。
- c. 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成19年法律第94号)において、財政指標が早期健全化基準に該当する地方公共団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する地方公共団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、当機構は「銀行法」(昭和56年法律第59号)及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)の適用を受けませんが、適切なリスク管理の観点から、独自の規程に基づき自己査定を実施しております。

②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間にISDAマスター契約及びCSA(Credit Support Annex)と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

[2]市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、当機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、価格変動リスクがあります。

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少又は損失を被るリスクであり、当機構では「貸付けと債券等の期間の差異に伴う金利リスク」と「調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク」を負っております。

a. 貸付けと債券等の期間の差異に伴う金利リスクへの対応

当機構は、地方公共団体に対して最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じていることから、債券等借換え時に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクについて、当機構は、以下のとおり対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。

・地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね2年以下とする令和8年度から令和10年度までの中期の管理指標を設定しております。

・この管理指標を基準として、貸付けにおいては、資産（貸付）デュレーションの抑制の観点から、一般勘定における貸付残高の4分の1程度を占める臨時財政対策債について、5年又は10年ごとに利率を見直すこととしているほか、30年超の貸付けの場合、最長でも30年経過時点では利率を見直すこととしております。また、資金調達においては、その時々金利環境や市場ニーズも踏まえ超長期債を継続的に発行するほか、FLIP債やフレックス枠を活用して債券の発行年限をきめ細かく調整するなど、負債（債券等）デュレーションの適切な管理に取り組んでおります。

・なお、旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定の公庫債権金利変動準備金においては、法附則第14条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させることとされております。これは、当機構の経営状況を踏まえ、当機構の業務が円滑に運営されていると認められる場合において、公庫債権管理業務を将来にわたり円滑に運営するために必要な額を上回ると認められるときに国に帰属させるものです。

・令和7年度に地方交付税の総額確保のために予定していた公庫債権金利変動準備金（2,000億円）を国に帰属させることについては、国の令和7年度補正予算において、活用時期を見直し、地方の財源として後年度に活用することとされました。

・令和8年度には、地方交付税の総額確保のため、2,000億円を国に帰属させる予定となっております。

b. 調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応

当機構は資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク（パイプラインリスク）を負っております。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則金利スワップ取引を活用し、調達から貸付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むこととしております。

②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余剰資金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金解約時の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

③市場リスクに係る定量的情報

当機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及び長期借入金です。

一般勘定の貸付金、債券及び長期借入金については、前記のとおりデュレーションギャップによる管理指標を設定し、金利リスクを適切に管理しております。一方で、金利リスクの定量的情報については、それらの算出結果をALM委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理指標としては定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

一般勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、令和8年3月31日現在の金利が10ベース・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は18,692百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が10ベース・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は18,921百万円増加するものと考えられます。

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資金を調達するに留まるものです。このため、一般勘定と同様に金利リスクの定量的情報の算出結果をALM委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理指標としては定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、令和8年3月31日現在の金利が10ベース・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は2,948百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が10ベース・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は2,966百万円増加するものと考えられます。

[3]流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の間期の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、当機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、当機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、月ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

また、市場流動性リスクへの対策としては、流動性補完資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)貸付金 ^(※1)	22,564,078	19,683,342	△ 2,880,735
(2)有価証券			
満期保有目的のもの	255,000	255,000	－
(3)現金預け金	859,086	859,086	－
(4)金融商品等差入担保金	－	－	－
資産計	23,678,164	20,797,429	△ 2,880,735
(1)債券	18,315,800	16,376,451	△ 1,939,349
(2)借入金	521,800	508,274	△ 13,525
(3)金融商品等受入担保金	456,380	456,380	－
負債計	19,293,980	17,341,105	△ 1,952,875
デリバティブ取引 ^(※2)			
ヘッジ会計が適用されているもの	237	237	－
デリバティブ取引計	237	237	－

(※1) 貸付金に係る債権の譲渡を行ったことはなく、今後も行う予定はございません。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注1)有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1)有価証券

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「【有価証券に関する注記】」に記載しております。

(2)デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されているもの）

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
原則的処理	金利スワップ取引 支払変動・受取固定	債券 長期借入金	－	－	－	※1
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	20,000	20,000	※2	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	1,935,017	1,621,301	※3	※3
			79,576	79,576	237	※4
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	－	－	※3	
合計			2,034,593	1,720,877	237	

※1 原則的処理による金利スワップの時価は、金利等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しております。

※2 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※3 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

※4 将来の債券発行をヘッジ対象とする場合には、当該予定取引が実行されるまで、決算日において通貨スワップの時価評価したことによる評価差額を繰延ヘッジ損益として計上して繰り延べております。当該通貨スワップの時価は、為替等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
貸付金	1,770,860	1,742,254	1,699,287	1,646,696	1,551,588	6,082,463	6,328,677	1,669,774	72,475
有価証券 満期保有 目的のもの	255,000	-	-	-	-	-	-	-	-
預け金	859,086	-	-	-	-	-	-	-	-

(注3) 債券及び借入金の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
債券	1,476,386	1,791,405	1,654,107	1,697,498	1,805,384	4,954,874	4,488,000	363,000	89,000
借入金	104,500	140,000	127,800	82,600	61,300	4,000	1,600	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されているもの	-	237	-	237
デリバティブ取引計	-	237	-	237

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
(1) 貸付金	-	-	19,683,342	19,683,342
(2) 有価証券 満期保有目的のもの	-	255,000	-	255,000
(3) 現金預け金	-	859,086	-	859,086
(4) 金融商品等差入担保金	-	-	-	-
資産計	-	1,114,086	19,683,342	20,797,429
(1) 債券	-	16,376,451	-	16,376,451
(2) 借入金	-	508,274	-	508,274
(3) 金融商品等受入担保金	-	456,380	-	456,380
負債計	-	17,341,105	-	17,341,105

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

(1) 貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、令和8年3月31日現在の国債レートを用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

このうち、繰上償還については、過去一定期間の繰上償還実績額が過去一定期間の定期償還額に占める割合を算出し、

後年の定期償還額に乗じて算定を行っております。

また、利率見直し方式の債権については、時価算定時点での適用利率に対し、利率見直し適用債権の平均利下げ率を反映した上で算定を行っております。

このため、当該繰上償還の見込額及び利下げ率が観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

(2) 有価証券

有価証券は譲渡性預金であり、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル2に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル2に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 金融商品等差入担保金

金融商品等差入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル2に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 債券

当機構の発行する債券の時価は、相場価格のあるものについては相場価格によって時価を算定し、相場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて時価を算定しております。相場価格のあるものであっても市場が活発ではないことから、ともにレベル2に分類しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該通貨スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて時価を算定していることから、レベル2に分類しております。

なお、変動金利による債券についても、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて時価を算定していることから、レベル2に分類しております。

(2) 借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当機構の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて時価を算定していることから、レベル2に分類しております。

(3) 金融商品等受入担保金

金融商品等受入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル2に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引

金利スワップ及び評価差額を繰延ヘッジ損益として計上した通貨スワップの時価は、金利及び為替等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

該当なし

【有価証券に関する注記】

○令和6年度

満期保有目的の債券で時価のあるもの(令和7年3月31日現在)

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	譲渡性預金	272,000	272,000	-
	小計	272,000	272,000	-
合計		272,000	272,000	-

(注) 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。

○令和7年度

満期保有目的の債券で時価のあるもの(令和8年3月31日現在)

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	譲渡性預金	255,000	255,000	-
	小計	255,000	255,000	-
合計		255,000	255,000	-

(注) 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。

【デリバティブ取引に関する注記】

令和6年度 (令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで)	令和7年度 (令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで)
1.取引の内容 当機構の行っているデリバティブ取引は、金利関連取引については金利スワップ、通貨関連取引については通貨スワップ及び為替予約です。 2.取組方針及び利用目的 金利スワップ、通貨スワップ及び為替予約については、将来の金利、為替の変動に伴うリスクの回避を目的として行っており、投機的な取引は行わない方針です。 金利スワップについては資金調達に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で、通貨スワップ取引及び為替予約についてはそれぞれ外貨建債券発行及び外貨預金における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。 なお、金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び為替予約の会計処理は、ヘッジ会計を採用しております。 (1)ヘッジ会計の方法 金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。なお、将来の債券発行をヘッジ対象とする場合には、当該予定取引が実行されるまで、決算日において通貨スワップを時価評価したことによる評価差額を繰延ヘッジ損益として計上して繰り延べております。 (2)ヘッジ手段とヘッジ対象 [1]ヘッジ手段・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・債券及び長期借入金 [2]ヘッジ手段・・・通貨スワップ ヘッジ対象・・・外貨建債券 [3]ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・外貨預金 (3)ヘッジ方針 金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。 また、外貨預金の元利息の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。 (4)ヘッジ有効性評価の方法 債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。 また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。	1.取引の内容 同左 2.取組方針及び利用目的 同左 (1)ヘッジ会計の方法 同左 (2)ヘッジ手段とヘッジ対象 同左 (3)ヘッジ方針 同左 (4)ヘッジ有効性評価の方法 同左

令和6年度 (令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで)	令和7年度 (令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで)
3.取引に係るリスクの内容 デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。市場リスクとは、市場の価格の変動によって将来の収益が変動するリスクです。信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクです。 ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクについてはヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リスクについては、全てのデリバティブの取引先との間にISDAマスター契約及びCSAを締結することにより抑制しております。また、取引の再構築コスト及び取引先の信用力を常時把握するとともに、取引先を分散させております。 4.取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い、資金部が決裁権者の承認を得て行っております。 また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額及びカウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に統合的リスク管理委員会へ報告しております。	3.取引に係るリスクの内容 同左 4.取引に係るリスク管理体制 同左

【退職給付に関する注記】

令和6年度 (令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで)	令和7年度 (令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで)																																																												
1.採用している退職給付制度の概要 当機構は、確定給付型制度及び確定拠出型制度を採用しており、確定給付制度では、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設け、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。 2.確定給付型の制度 (1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td><td>45百万円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>20百万円</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td>-百万円</td></tr> <tr> <td>制度への拠出額</td><td>9百万円</td></tr> <tr> <td>前払年金費用</td><td><u>△ 21百万円</u></td></tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td><td><u>78百万円</u></td></tr> </table> (2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表 <table> <tr> <td>積立型制度の退職給付債務</td><td>212百万円</td></tr> <tr> <td>年金資産</td><td><u>△ 233百万円</u></td></tr> <tr> <td></td><td><u>△ 21百万円</u></td></tr> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td><td><u>78百万円</u></td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td><u>56百万円</u></td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>78百万円</td></tr> <tr> <td>前払年金費用</td><td><u>△ 21百万円</u></td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td><u>56百万円</u></td></tr> </table> (注) 貸借対照表に計上されている前払年金費用には、役員分が含まれております。 (3)退職給付に関連する損益 <table> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td><td>20百万円</td></tr> </table>	期首における退職給付引当金	45百万円	退職給付費用	20百万円	退職給付の支払額	-百万円	制度への拠出額	9百万円	前払年金費用	<u>△ 21百万円</u>	期末における退職給付引当金	<u>78百万円</u>	積立型制度の退職給付債務	212百万円	年金資産	<u>△ 233百万円</u>		<u>△ 21百万円</u>	非積立型制度の退職給付債務	<u>78百万円</u>	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>56百万円</u>	退職給付引当金	78百万円	前払年金費用	<u>△ 21百万円</u>	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>56百万円</u>	簡便法で計算した退職給付費用	20百万円	1.採用している退職給付制度の概要 同左 2.確定給付型の制度 (1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td><td>78百万円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>△ 4百万円</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td>1百万円</td></tr> <tr> <td>制度への拠出額</td><td>11百万円</td></tr> <tr> <td>前払年金費用</td><td><u>△ 27百万円</u></td></tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td><td><u>87百万円</u></td></tr> </table> (2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表 <table> <tr> <td>積立型制度の退職給付債務</td><td>246百万円</td></tr> <tr> <td>年金資産</td><td><u>△ 296百万円</u></td></tr> <tr> <td></td><td><u>△ 49百万円</u></td></tr> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td><td><u>87百万円</u></td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td><u>38百万円</u></td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>87百万円</td></tr> <tr> <td>前払年金費用</td><td><u>△ 49百万円</u></td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td><u>38百万円</u></td></tr> </table> (注) 貸借対照表に計上されている前払年金費用には、役員分が含まれております。 (3)退職給付に関連する損益 <table> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td><td>△ 4百万円</td></tr> </table>	期首における退職給付引当金	78百万円	退職給付費用	△ 4百万円	退職給付の支払額	1百万円	制度への拠出額	11百万円	前払年金費用	<u>△ 27百万円</u>	期末における退職給付引当金	<u>87百万円</u>	積立型制度の退職給付債務	246百万円	年金資産	<u>△ 296百万円</u>		<u>△ 49百万円</u>	非積立型制度の退職給付債務	<u>87百万円</u>	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>38百万円</u>	退職給付引当金	87百万円	前払年金費用	<u>△ 49百万円</u>	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>38百万円</u>	簡便法で計算した退職給付費用	△ 4百万円
期首における退職給付引当金	45百万円																																																												
退職給付費用	20百万円																																																												
退職給付の支払額	-百万円																																																												
制度への拠出額	9百万円																																																												
前払年金費用	<u>△ 21百万円</u>																																																												
期末における退職給付引当金	<u>78百万円</u>																																																												
積立型制度の退職給付債務	212百万円																																																												
年金資産	<u>△ 233百万円</u>																																																												
	<u>△ 21百万円</u>																																																												
非積立型制度の退職給付債務	<u>78百万円</u>																																																												
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>56百万円</u>																																																												
退職給付引当金	78百万円																																																												
前払年金費用	<u>△ 21百万円</u>																																																												
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>56百万円</u>																																																												
簡便法で計算した退職給付費用	20百万円																																																												
期首における退職給付引当金	78百万円																																																												
退職給付費用	△ 4百万円																																																												
退職給付の支払額	1百万円																																																												
制度への拠出額	11百万円																																																												
前払年金費用	<u>△ 27百万円</u>																																																												
期末における退職給付引当金	<u>87百万円</u>																																																												
積立型制度の退職給付債務	246百万円																																																												
年金資産	<u>△ 296百万円</u>																																																												
	<u>△ 49百万円</u>																																																												
非積立型制度の退職給付債務	<u>87百万円</u>																																																												
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>38百万円</u>																																																												
退職給付引当金	87百万円																																																												
前払年金費用	<u>△ 49百万円</u>																																																												
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>38百万円</u>																																																												
簡便法で計算した退職給付費用	△ 4百万円																																																												

勘定別情報（貸借対照表関係） （令和8年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
資産の部				
貸付金	20,310,525	2,253,552		22,564,078
有価証券	255,000			255,000
現金預け金	859,086			859,086
その他資産	6,182	1,288		7,470
有形固定資産	2,713			2,713
無形固定資産	3,290			3,290
前払年金費用	56			56
一般勘定貸		447,696	△ 447,696	
資産の部合計	21,436,855	2,702,537	△ 447,696	23,691,695
負債の部				
債券	16,439,931	1,875,869		18,315,800
借入金	521,800			521,800
金融商品等受入担保金	456,380			456,380
その他負債	6,214	2,218		8,432
賞与引当金	73			73
役員賞与引当金	10			10
退職給付引当金	87			87
役員退職慰労引当金	19			19
地方公共団体健全化基金	937,248			937,248
基本地方公共団体健全化基金	937,248			937,248
管理勘定借	447,696		△ 447,696	
特別法上の準備金等	2,200,000	766,640		2,966,640
金利変動準備金	2,200,000			2,200,000
公庫債権金利変動準備金		766,640		766,640
負債の部合計	21,009,462	2,644,728	△ 447,696	23,206,494
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	441,759			441,759
一般勘定積立金	441,759			441,759
評価・換算差額等	△ 30,969			△ 30,969
管理勘定利益積立金		57,808		57,808
純資産の部合計	427,392	57,808		485,200
負債及び純資産の部合計	21,436,855	2,702,537	△ 447,696	23,691,695

（注）1. 一般勘定、管理勘定

管理勘定は、法附則第13条第1項の規定に基づく当機構が旧公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を行うための勘定であり、同条第3項の規定に基づき、その他の経理（一般勘定）と区分して整理しております。

2. 一般勘定積立金、管理勘定利益積立金

損益計算書において計上した一般勘定の「当期純利益」は、法第39条第1項の規定に基づき、「一般勘定積立金」として計上し、管理勘定の「当期純利益」は、法附則第13条第8項の規定に基づき、「管理勘定利益積立金」として計上しております。

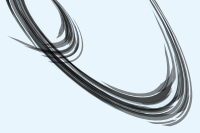
3. 一般勘定貸、管理勘定借

法附則第13条第4項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額です。

勘定別情報（損益計算書関係） （令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
経常収益	170,413	54,139	△ 4,525	220,028
資金運用収益	152,615	49,862		202,477
役務取引等収益	57			57
その他業務収益	4			4
その他経常収益	17,488			17,488
地方公共団体健全化基金受入額	17,438			17,438
その他の経常収益	49			49
管理勘定事務受託費	247		△ 247	
一般勘定貸受取利息		1,446	△ 1,446	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		2,830	△ 2,830	
経常費用	135,293	16,148	△ 4,525	146,916
資金調達費用	120,390	15,703		136,094
役務取引等費用	239	42		281
その他業務費用	4,636	136		4,773
営業経費	5,748	17		5,766
管理勘定借支払利息	1,446		△ 1,446	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	2,830		△ 2,830	
一般勘定事務委託費		247	△ 247	
経常利益	35,119	37,991	－	73,111
特別利益	－	1,321	－	1,321
利差補てん積立金取崩額		1,321		1,321
特別損失	－	39,312	－	39,312
公庫債権金利変動準備金繰入額		39,312		39,312
当期純利益	35,119	－	－	35,119



附属明細書

1. 有形固定資産等明細書

(単位：百万円)

資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	当期末減価 償却累計額 又は 償却累計額	当期 償却額	差引当期末 残高
有形固定資産							
建物	1,012	108	-	1,120	549	18	570
土地	1,332	-	-	1,332	-	-	1,332
その他の有形固定資産	1,370	63	27	1,406	595	242	810
有形固定資産計	3,714	172	27	3,858	1,145	261	2,713
無形固定資産							
ソフトウェア	4,706	660	205	5,161	1,886	966	3,275
その他の無形固定資産	2	74	61	15	-	-	15
無形固定資産計	4,708	735	266	5,177	1,886	966	3,290

2. 地方公共団体金融機構債券等明細書

(単位：百万円)

銘柄	発行年月日	当期首残高	当期末残高	利率(%)	償還 期限
政府保証債(国内債) 第71回～第123回地方公共団体金融機構債券	平成27年4月27日 ～令和2年1月21日	1,705,000	1,205,000 (240,000)	0.001 ～0.557	10年
政府保証債(国内債) 4年第12回～第17回地方公共団体金融機構債券	令和3年6月30日 ～令和7年9月30日	300,026	230,000	0.001 ～1.104	4年
非政府保証公募債 5年第27回～第38回地方公共団体金融機構債券	令和2年5月26日 ～令和7年11月28日	170,000	192,000 (35,000)	0.001 ～1.329	5年
非政府保証公募債 第71回～第202回地方公共団体金融機構債券	平成27年4月20日 ～令和8年3月23日	3,098,000	3,146,000 (240,000)	0.049 ～2.386	10年
非政府保証公募債 15年第1回～第3回地方公共団体金融機構債券	平成25年1月31日 ～平成26年1月22日	50,000	50,000	1.161 ～1.334	15年
非政府保証公募債 20年第1回～第124回地方公共団体金融機構債券	平成21年6月25日 ～令和8年1月23日	2,268,000	2,367,000	0.180 ～3.134	20年
非政府保証公募債 30年第1回～第22回地方公共団体金融機構債券	平成26年6月26日 ～令和7年10月21日	266,000	287,000	0.446 ～3.272	30年
非政府保証公募債 40年第1回～第3回地方公共団体金融機構債券	平成31年2月26日 ～令和2年9月24日	40,000	40,000	0.646 ～0.882	40年
非政府保証公募債 F2～6、8～11、13～14、16、28、37、43、45～47、 49、51～52、55～56、59～61、63～64、66～68、 71、73、76～77、79～80、83～85、88～90、93、 96～98、102、108～109、112、116～125、 129～134、136～137、139、143、146～152、 156～164、167～169、172～174、177～179、 181～185、189、191～198、201～210、 213～217、219～222、224～228、230～234、 236～243、245～250、252～256、258～263、 265～270、273～276、278～284、286～288、 291～298、302～308、318～319、332～333、 339～341、343～345、348～354、357～360、 368～369、374～379、385～389、393～395、 398、400、404～406、409～411、420～424、 426～443、445～454、457～459、461～466、 470～484、486、489、491～494、496～530、 532～543、546～559、561～564、566～880回 地方公共団体金融機構債券	平成21年7月23日 ～令和8年3月26日	3,306,933	3,200,062 (394,000)	0.001 ～2.989	3年 ～40年

(単位：百万円)

銘柄	発行年月日	当期首残高	当期末残高	利率(%)	償還期限
非政府保証公募債 F211、F244回地方公共団体金融機構債券(変動利付)	平成26年2月26日 ～平成26年7月25日	20,000	20,000	変動	20年 ～30年
非政府保証債(外債) 第58、64、67、72～91、93～98、100～110回 地方公共団体金融機構債券	平成29年6月26日 ～令和8年1月16日	1,861,962	1,928,446 (7,629百万米ドル) (1,274百万豪ドル) (5,630百万ユーロ) (313,701)	0.010 ～5.125	3年 ～15年
非政府保証債(外債) 第99回地方公共団体金融機構債券	令和4年10月26日	3,730	3,730 (25百万米ドル)	変動	5年
縁故債 A号第63回～第194回地方公共団体金融機構債券	平成27年4月20日 ～令和8年3月24日	1,660,000	1,435,000 (150,000)	0.069 ～2.416	10年
縁故債 B号第1回～第126回地方公共団体金融機構債券	平成27年11月24日 ～令和8年3月27日	853,000	1,001,700 (41,500)	0.069 ～2.416	10年
縁故債 C号第1回～第125回地方公共団体金融機構債券	平成27年11月24日 ～令和8年3月24日	1,107,000	1,269,000	0.190 ～3.225	20年
縁故債 D号第1回～第120回地方公共団体金融機構債券	平成28年4月21日 ～令和8年3月24日	1,340,000	1,415,000	0.190 ～3.225	20年
地方公共団体金融機構債券小計	－	18,049,652	17,789,939	－	－
非政府保証公募債 20年第1回～第2回地方公営企業等金融機構債券	平成21年1月26日 ～平成21年4月30日	84,988	84,991	2.070 ～2.290	20年
地方公営企業等金融機構債券小計	－	84,988	84,991	－	－
非政府保証公募債 20年第13回～第25回公営企業債券	平成17年9月7日 ～平成20年6月16日	339,970	239,983 (59,998)	2.100 ～2.580	20年
非政府保証公募債 30年第1回～第10回公営企業債券	平成16年1月29日 ～平成18年9月20日	189,939	189,946	2.390 ～2.950	30年
非政府保証公募債 定時償還第1回～第3回公営企業債券	平成15年2月14日 ～平成16年6月9日	13,110	10,940 (2,170)	1.390 ～2.010	28年
公営企業債券小計	－	543,020	440,869	－	－
合計	－	18,677,661	18,315,800	－	－

- (注) 1. 法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等18,315,800百万円の一般担保に供しております。
2. 「非政府保証債(外債)第58、64、67、72～91、93～98、100～110回地方公共団体金融機構債券」及び「非政府保証債(外債)第99回地方公共団体金融機構債券」の「当期末残高」欄の〔 〕は外貨建による金額です。
3. 「当期末残高」欄の(内書)は1年以内償還予定の金額です。
4. 貸借対照表日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額です。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
債券	1,476,386	1,791,405	1,654,107	1,697,498	1,805,384

3. 借入金等明細書

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期末残高	平均利率(%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	88,000	104,500	0.072	-
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	441,500	417,300	0.560	令和9年9月14日 ～令和22年3月16日
合計	529,500	521,800	-	-

(注) 1. 平均利率は、支払利息額の合計を当期末残高に返済年数を乗じた額の合計で除することにより算出しております。
2. 貸借対照表日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額です。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金	104,500	140,000	127,800	82,600	61,300

4. 引当金明細書

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
賞与引当金	63	73	63	-	73
役員賞与引当金	10	10	10	-	10
役員退職慰労引当金	11	7	-	-	19

5. 金利変動準備金等明細書

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額		当期減少額		差引当期末残高
			うち 繰入額等		うち 繰出額	
金利変動準備金	2,200,000	-	-	-	-	2,200,000
公庫債権金利変動準備金	727,327	39,312	-	-	-	766,640
合計	2,927,327	39,312	-	-	-	2,966,640

6. 地方公共団体健全化基金明細書

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額		当期減少額		当期末残高
		積立額	組入額	取崩額	その他	
基本地方公共団体健全化基金	931,870	22,816	-	17,438	-	937,248
合計	931,870	22,816	-	17,438	-	937,248

(注) 1. 「基本地方公共団体健全化基金」の「当期増加額」の「積立額」は、全額が法第46条第1項に規定する納付金の法第46条第2項に基づく受入額です。
2. 「基本地方公共団体健全化基金」の「当期減少額」の「取崩額」は、法第46条第6項の規定に基づき、地方公共団体健全化基金を取り崩した額です。

内部統制報告書

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令第19条第1項及び第28条
【作成日】	令和8年5月27日
【法人名】	地方公共団体金融機構
【英訳名】	Japan Finance Organization for Municipalities
【代表者の役職氏名】	理事長 内藤 尚志
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【主たる事務所の所在の場所】	東京都千代田区日比谷公園1番3号
【縦覧に供する場所】	東京都千代田区日比谷公園1番3号

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

理事長内藤尚志は、当機構の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である令和8年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、当機構の財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。また、対象の性質に応じて、決算業務の適正性（決算・財務報告プロセス統制）、ITの適切な運営（IT全般統制）についての評価活動を実施しております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当機構は事業拠点が単一であることも踏まえ、事業目的に大きく関わる勘定科目として貸付金及び債券に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、金利スワップの締結、ヘッジ会計の適用のプロセス等といった重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しました。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度の末日（令和8年3月31日）現在の当機構の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。

健全化判断比率等に基づく 令和7年度末貸付残高の分類

令和7年度の機構貸付残高22兆5,640億円のうち、22兆5,627億円、99.99%は、地方公共団体向けの貸付債権となっております。

近年、一部の地方公共団体において、公債費の増大により、財政が硬直化する団体が見られるようになりました。

国は、そのような地方公共団体及び地方公営企業の財政を、早期に健全化させるため、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号。以下「財政健全化法」という。）を制定し、財政の硬直化が見られる地方公共団体及び地方公営企業における早期健全化を進めています。

機構では、財政健全化法による分類をもとに、地方公共団体・地方公営企業の財政状況を把握するとともに貸付残高の分類を行い、債権管理を実施しております。

1. 地方公共団体（都道府県・市区町村・一部事務組合等）への貸付残高の状況

（単位：百万円）

財政健全化法による分類	団体数	令和7年度末 貸付残高	割合	団体数	令和6年度末 貸付残高	割合	増減		
							団体数	貸付残高	割合
財政再生団体	1	8,607	0.04%	1	8,816	0.04%	0	-208	0.00%
財政健全化団体	0	0	0.00%	0	0	0.00%	0	0	0.00%
健全団体	2,163	22,554,102	99.96%	2,154	22,688,934	99.96%	9	-134,831	0.00%
合計	2,164	22,562,710	100.00%	2,155	22,697,751	100.00%	9	-135,040	

（注）1. 地方公共団体（都道府県・市区町村・一部事務組合等）への貸付残高は、各地方公共団体への一般会計債、臨時財政対策債、減収補填債及び公営企業債の貸付残高の合計です。

2. 都道府県・市区町村、一部事務組合等の残高に地方道路公社（3）1,367百万円を加えると、令和7年度末貸付残高は22,564,078百万円となります。

3. 「令和7年度末貸付残高」は、総務省が令和7年度に発表した「令和6年度決算に基づく健全化判断比率（確報値）」により分類しています。

4. 貸付残高は単位未満切り捨てのため、割合は小数点第3位を四捨五入しているため、計が合わないことがあります。

5. 「財政再生団体」とは、財政健全化法に基づき、財政再生計画を定めている団体です。

6. 「財政健全化団体」とは、財政健全化法に基づき、財政健全化計画を定めている団体です。

7. 「健全団体」とは、前記5、6以外の団体です。

2. 地方公営企業への貸付残高の状況

（単位：百万円）

財政健全化法による分類	事業 主体数	令和7年度末 貸付残高	割合	事業 主体数	令和6年度末 貸付残高	割合	増減		
							事業 主体数	貸付残高	割合
経営健全化企業	1	3,558	0.03%	0	0	0.00%	1	3,558	0.03%
健全企業	4,763	11,256,251	99.97%	4,805	11,355,902	100.00%	-42	-99,651	-0.03%
合計	4,764	11,259,809	100.00%	4,805	11,355,902	100.00%	-41	-96,092	

（注）1. 「令和7年度末貸付残高」は、総務省が令和7年度に発表した「令和6年度決算に基づく資金不足比率（確報値）」により分類しています。

2. 「令和7年度末貸付残高」及び「令和6年度末貸付残高」は、1の内数です。

3. 事業主体数とは、地方公共団体（都道府県・市区町村・一部事務組合等）が所管する各事業数です。

4. 貸付残高は単位未満切り捨てのため、割合は小数点第3位を四捨五入しているため、計が合わないことがあります。

5. 「経営健全化企業」とは、財政健全化法に基づき、経営健全化計画を定めている事業主体です。

6. 「健全企業」とは、前記5以外の事業主体です。

地方公共団体金融機構貸付債権における 自己査定結果（令和7年度末残高）

（単位：百万円）

	自己査定による債務者区分		自己査定による債権分類	(参考) 銀行法及び金融再生法に基づく債権
	破綻先 0	実質破綻先 0	破綻懸念先 0	要管理先 0 (要管理先に相当 ^{※2})
機構には該当なし				
				破産更生債権及びこれらに準ずる債権 0
				危険債権 0
				要管理債権 0 三月以上延滞債権 0 貸出条件緩和債権 0
機構貸付債権	地方道路公社の内訳		全債権 非分類 ^{※3}	全債権 正常債権
	要管理先(1公社) (要管理先以外に相当 ^{※2}) 375 (0.00%)	地方道路公社(3公社) 1,368(0.01%)		
	正常先(2公社) 992 (0.00%)	地方公共団体 (非区分 ^{※3}) 22,568,742 (99.99%)		
総計	22,570,110		22,570,110	22,570,110

(注) 1. 地方道路公社については機構が定める自己査定に関する規程の区分を用い、地方公共団体については貸付審査に関する規程の区分を用いて、貸付債権を適正に管理しています。

2. 地方道路公社の自己査定による債務者区分は、令和6年度決算の数値を用いて区分しています。

3. 自己査定、銀行法及び金融再生法に基づく債権は、貸出金及び未収利息です。

4. 債権額は単位未満切り捨てのため、割合は小数点第3位を四捨五入しているため、計が合わないことがあります。

5. 「銀行法及び金融再生法に基づく債権」について、当機構は銀行法及び金融再生法の適用を受けないが、参考として、当機構の全ての貸付債権を、当該法令に当てはめた場合の債権区分との関係を示しています。

【参考】

※1 自己査定に関する規程は、令和元年12月に廃止された金融庁の「金融検査マニュアル」（以下「廃止マニュアル」という。）に準じて独自に定めたものです。なお、地方道路公社については、新たな貸付けは発生しないことなどから、引き続き同様の方法による自己査定を実施しています。

※2 廃止マニュアルでは、債務者区分は5区分とされていますが、債務者区分と銀行法及び金融再生法に基づく開示債権等との関係性を明示するため、便宜的に要管理先を2つ（要管理先に相当・要管理先以外に相当）に区分して表記しています。

※3 廃止マニュアルでは、地方公共団体に対する貸付債権については、回収の危険性又は価値の毀損の危険性がないという理由から、債務者区分は要しないもの（非区分）とされ、債権分類については非分類とされています。

市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及び長期借入金です。

一般勘定の貸付金、債券及び長期借入金については、前記のとおりデュレーションギャップによる管理指標を設定し、金利リスクを適切に管理しております。一方で、 ΔEVE ^{注1}のTier1資本相当額^{注2}に対する比率をはじめとする金利リスクの定量的情報については、それらの算出結果をALM委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行うこととしておりますが、管理指標としては定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

(注) 1. 金融庁が定めた監督指針に基づいて我が国の民間金融機関が適用を受ける重要性テストに準じて算出した、金利ショックに対する経済的価値の減少額の最大値を指します。
2. 金利変動準備金も民間金融機関のTier1資本に相当するものとしています。

一般勘定におけるこれらの金融商品について、定期的に推移等の確認を行うこととした ΔEVE のTier1資本相当額に対する比率は、令和8年3月31日現在、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	ΔEVE のTier1 資本相当額に 対する比率 (a) = -(b)/(e)	ΔEVE (100ベース・ポイントの金利上昇による時価変動額) ※利益はプラス、損失はマイナス			Tier1資本に 相当する額 (e)
		合計 (b) = (c) + (d)	貸付金 (c)	債券及び 長期借入金 (d)	
一般勘定	6.7% ($\Delta 0.9\%$)	$\Delta 177,237$ (+19,422)	$\Delta 1,123,572$ (+129,211)	946,335 ($\Delta 109,789$)	2,627,392 (+36,180)

(注) ()内は前年同期比です。

ΔEVE のTier1資本相当額に対する比率は以下の条件等に基づき算出しております。

a. 将来キャッシュ・フローについて

貸付金については、金利方式ごとに区分して将来キャッシュ・フローを算出しております。なお、将来の繰上償還等は見込んでおりません。

債券のうち固定利付債券及び長期借入金については、償還計画に基づき将来キャッシュ・フローを算出しております。金利スワップの特例処理適用後の変動利付債券については固定利付債券として将来キャッシュ・フローを算出しております。

b. 指標となる金利について

貸付金、債券及び長期借入金の評価にあたっては、令和8年3月31日現在の国債レートをを用いております。

c. ΔEVE の算出について

ΔEVE の算出にあたっては、令和8年3月31日現在、金利を除くリスク変数が一定であることを前提に、指標となる金利（国債レート）について、①一律に上昇、②一律に下落、③スティープ化、④フラット化、⑤短期金利が上昇、⑥短期金利が下落すると想定した場合のいずれかのうち、時価損失額が最も大きくなる額としています。

なお、金利が一律に上昇することを想定した場合に、時価損失額が最も大きくなることを把握しており、外貨建債券は通貨スワップ、外貨預金は為替予約取引を行っていることから、100ベース・ポイントの金利上昇の場合のみ算出しております。

流動性リスクに係る定量的情報

機構では、平成27年3月から自主的な取組としてバーゼルⅢ規制を参考にして流動性リスク管理の対応を行っており、ALM委員会の下で流動性補完資産確保方針を定め、機構債券等の償還金や利息の支払に支障をきたさないよう、換金性の高い資産（＝流動性補完資産）を保有しております。

機構の主要な資金収支は、自治体への貸付け及び貸付けに伴う回収、債券発行を中心とした市場からの資金調達及び資金調達に伴う元利金の支払です。このことから、機構における資金流出及び資金流入は限定的であり、あらかじめ資金収支が予測できるため、年度末時点を基準として、資金管理部署において流動性補完資産を保有しております。また、流動性補完資産の保有状況について、資金管理部署とは独立したリスク管理部署においてモニタリングをしております。

（単位：百万円、％（四捨五入により計上））

項目		令和7年3月末		令和8年3月末	
<1>流動性補完資産					
1	流動資産の合計額 ^{※1}	40,000		61,900	
<2>資金流出額		資金流出率を乗じる前の額	資金流出率を乗じた後の額	資金流出率を乗じる前の額	資金流出率を乗じた後の額
2	無担保資金調達に係る資金	0	0	0	0
3	負債性有価証券の額	139,680	139,680	222,915	222,915
4	資金流出合計額		139,680		222,915
<3>資金流入額		資金流入率を乗じる前の額	資金流入率を乗じた後の額	資金流入率を乗じる前の額	資金流入率を乗じた後の額
5	資金運用等に係る資金流入額 ^{※2}	570,000	104,760	280,000	167,186
6	貸付金等の回収に係る資金流入額	0	0	0	0
7	その他資金流入額 ^{※3}	0	0	0	0
8	資金流入合計額 ^{※4}	570,000	104,760	280,000	167,186
<4>流動性補完資産比率					
9	算入可能流動資産の合計額		40,000		61,900
10	純資金流出額		34,920		55,729
11	流動性補完資産比率		115		111
<参考>					
準流動資産の合計額 ^{※5}			220,700		72,187
準流動性補完資産比率 ^{※6}			747		241

※1 機構は中央銀行（日本銀行）には預金口座を保有していないため、流動資産とは当座預金により保有する金額です。なお、当座預金は、万が一預金先金融機関が破綻した場合においても、預金保険制度により預金全額が保護対象となっております。

※2 資金運用等に係る資金流入額は、地方公共団体金融機構法第45条第2号又は第3号に定めのあるもののうち、元本が確保されかつ期日の定めのある一定要件を満たしたものです。

※3 その他資金流入額とは、政府保証債発行額です。

※4 資金流入合計額は、資金流出合計額に75%を乗じて得た額が上限となっております。

※5 準流動資産とは、普通預金により保有する金額です。

※6 準流動性補完資産比率とは、流動資産と準流動資産の合計額を合算した値を純資金流出額で除して算出しております。

6章 参考資料・機構データ

参考資料

代表者会議・経営審議委員会開催実績（令和7年度）	116
令和7年度地方債計画資金区分（改正後）	117
令和7年度事業別貸付計画	120
令和7年度貸付金回収状況	121
令和7年度末事業別貸付残高	122
令和7年度末都道府県別貸付残高	124
令和8年度同意（許可）債貸付条件一覧	128
令和8年度地方債計画	130
令和7年度債券発行実績	135

機構データ

沿革	139
組織図	140
組織概要	141

代表者会議・経営審議委員会開催実績（令和7年度）

●代表者会議の開催実績

回数	年月日	概要
第82回	令和7年6月23日	・令和6年度決算 ・令和7年度予算の変更 ・会計監査人の選任 ・その他報告事項
第83回	令和7年7月9日	・役員の任命の同意
第84回	令和8年3月18日	・令和8年度事業計画 ・令和8年度予算、資金計画、収支に関する中期的な計画 ・地方公共団体金融機構定款の変更 ・その他報告事項

●経営審議委員会の開催実績

回数	年月日	概要
第46回	令和7年6月9日	・令和6年度決算 ・令和7年度予算の変更 ・「地方債及び一時借入金の資金の貸付け等の条件ほか貸付け等の実施に係る基本的な事項」の変更 ・その他報告事項
第47回	令和8年3月5日	・令和8年度事業計画 ・令和8年度予算 ・その他報告事項

令和7年度地方債計画資金区分(改正後)

●通常収支分

(単位：億円)

項目	合計	公的資金			民間等資金		
		計	財政融資	地方公共団体 金融機構	計	市場公募	銀行等引受
一 一般会計債							
1 公共事業等	15,908	4,260	3,952	308	11,648	9,273	2,375
2 公営住宅建設事業	1,100	489	366	123	611	475	136
3 災害復旧事業	3,083	3,083	3,083	0	0	0	0
4 教育・福祉施設等整備事業	5,723	3,390	2,916	474	2,333	1,461	872
(1) 学校教育施設等	2,670	1,677	1,468	209	993	693	300
(2) 社会福祉施設	367	161	72	89	206	156	50
(3) 一般廃棄物処理	1,603	1,287	1,111	176	316	153	163
(4) 一般補助施設等	546	265	265	0	281	108	173
(5) 施設(一般財源化分)	537	0	0	0	537	351	186
5 一般単独事業	27,625	7,685	926	6,759	19,940	11,661	8,279
(1) 一般	2,893	323	0	323	2,570	2,038	532
(2) 地域活性化	690	85	0	85	605	448	157
(3) 防災対策	871	262	126	136	609	337	272
(4) 地方道路等	3,821	608	0	608	3,213	2,830	383
(5) 旧合併特例	2,500	332	0	332	2,168	26	2,142
(6) 緊急防災・減災	5,000	2,000	0	2,000	3,000	1,950	1,050
(7) 公共施設等適正管理	4,500	1,828	100	1,728	2,672	1,587	1,085
(8) 緊急自然災害防止対策	4,000	1,707	700	1,007	2,293	1,134	1,159
(9) 緊急浚渫推進	1,100	0	0	0	1,100	422	678
(10) 脱炭素化推進	900	360	0	360	540	374	166
(11) こども・子育て支援	450	180	0	180	270	192	78
(12) デジタル活用推進	900	0	0	0	900	323	577
6 辺地及び過疎対策事業	6,508	6,503	4,951	1,552	5	0	5
(1) 辺地対策	592	592	524	68	0	0	0
(2) 過疎対策	5,916	5,911	4,427	1,484	5	0	5
7 公共用地先行取得等事業	345	0	0	0	345	91	254
8 行政改革推進	700	0	0	0	700	553	147
9 調整	100	0	0	0	100	69	31
計	61,092	25,410	16,194	9,216	35,682	23,583	12,099
二 公営企業債							
1 水道事業	8,895	6,580	3,614	2,966	2,315	1,145	1,170
2 工業用水道事業	509	166	0	166	343	15	328
3 交通事業	1,600	307	78	229	1,293	1,118	175
4 電気事業・ガス事業	260	49	0	49	211	50	161
5 港湾整備事業	618	195	175	20	423	105	318
6 病院事業・介護サービス事業	6,002	2,581	993	1,588	3,421	664	2,757
7 市場事業・と畜場事業	624	245	0	245	379	221	158
8 地域開発事業	1,346	0	0	0	1,346	631	715
9 下水道事業	15,170	8,533	4,388	4,145	6,637	4,979	1,658
10 観光その他事業	113	4	0	4	109	18	91
計	35,137	18,660	9,248	9,412	16,477	8,946	7,531
合計	96,229	44,070	25,442	18,628	52,159	32,529	19,630
三 臨時財政対策債	0	0	0	0	0	0	0
四 退職手当債	800	0	0	0	800	71	729
五 補正予算債	16,433	8,515	8,252	263	7,918	0	7,918
総計	113,462	52,585	33,694	18,891	60,877	32,600	28,277

1章

事業概況

2章

業務の紹介

3章

業務運営体制

4章

わが国の地方財政制度
における機構の役割

5章

機構の財務状況

6章

参考資料・
機構データ

●東日本大震災分

復旧・復興事業

(単位：億円)

項目	合計	公的資金	
		財政融資	地方公共団体 金融機構
一般会計債			
公営住宅建設事業	10	7	3
災害復旧事業	1	1	0
一般単独事業	1	0	1
計	12	8	4
公営企業債			
水道事業	3	3	0
計	3	3	0
総計	15	11	4

●通常収支分と東日本大震災分の合計

(単位：億円)

項目	合計	公的資金			民間等資金		
		計	財政融資	地方公共団体 金融機構	計	市場公募	銀行等引受
一 一般会計債							
1 公共事業等	15,908	4,260	3,952	308	11,648	9,273	2,375
2 公営住宅建設事業	1,110	499	373	126	611	475	136
3 災害復旧事業	3,084	3,084	3,084	0	0	0	0
4 教育・福祉施設等整備事業	5,723	3,390	2,916	474	2,333	1,461	872
(1) 学校教育施設等	2,670	1,677	1,468	209	993	693	300
(2) 社会福祉施設	367	161	72	89	206	156	50
(3) 一般廃棄物処理	1,603	1,287	1,111	176	316	153	163
(4) 一般補助施設等	546	265	265	0	281	108	173
(5) 施設(一般財源化分)	537	0	0	0	537	351	186
5 一般単独事業	27,626	7,686	926	6,760	19,940	11,661	8,279
(1) 一般	2,894	324	0	324	2,570	2,038	532
(2) 地域活性化	690	85	0	85	605	448	157
(3) 防災対策	871	262	126	136	609	337	272
(4) 地方道路等	3,821	608	0	608	3,213	2,830	383
(5) 旧合併特例	2,500	332	0	332	2,168	26	2,142
(6) 緊急防災・減災	5,000	2,000	0	2,000	3,000	1,950	1,050
(7) 公共施設等適正管理	4,500	1,828	100	1,728	2,672	1,587	1,085
(8) 緊急自然災害防止対策	4,000	1,707	700	1,007	2,293	1,134	1,159
(9) 緊急浚渫推進	1,100	0	0	0	1,100	422	678
(10) 脱炭素化推進	900	360	0	360	540	374	166
(11) こども・子育て支援	450	180	0	180	270	192	78
(12) デジタル活用推進	900	0	0	0	900	323	577
6 辺地及び過疎対策事業	6,508	6,503	4,951	1,552	5	0	5
(1) 辺地対策	592	592	524	68	0	0	0
(2) 過疎対策	5,916	5,911	4,427	1,484	5	0	5
7 公共用地先行取得等事業	345	0	0	0	345	91	254
8 行政改革推進	700	0	0	0	700	553	147
9 調整	100	0	0	0	100	69	31
計	61,104	25,422	16,202	9,220	35,682	23,583	12,099
二 公営企業債							
1 水道事業	8,898	6,583	3,617	2,966	2,315	1,145	1,170
2 工業用水道事業	509	166	0	166	343	15	328
3 交通事業	1,600	307	78	229	1,293	1,118	175
4 電気事業・ガス事業	260	49	0	49	211	50	161
5 港湾整備事業	618	195	175	20	423	105	318
6 病院事業・介護サービス事業	6,002	2,581	993	1,588	3,421	664	2,757
7 市場事業・と畜場事業	624	245	0	245	379	221	158
8 地域開発事業	1,346	0	0	0	1,346	631	715
9 下水道事業	15,170	8,533	4,388	4,145	6,637	4,979	1,658
10 観光その他事業	113	4	0	4	109	18	91
計	35,140	18,663	9,251	9,412	16,477	8,946	7,531
合計	96,244	44,085	25,453	18,632	52,159	32,529	19,630
三 臨時財政対策債	0	0	0	0	0	0	0
四 退職手当債	800	0	0	0	800	71	729
五 補正予算債	16,433	8,515	8,252	263	7,918	0	7,918
総計	113,477	52,600	33,705	18,895	60,877	32,600	28,277

1章

事業概況

2章

業務の紹介

3章

業務運営体制

4章

わが国の地方財政制度
における機構の役割

5章

機構の財務状況

6章

参考資料・
機構データ

令和7年度事業別貸付計画

(単位：億円、%)

事業等名		令和7年度 計画額 (A)	令和6年度 計画額 (B)	差引 (A) - (B) = (C)	増減率 (C)/(B)×100	【参考】地方債計画計上額 当初計画ベース		
						令和7年度	令和6年度	差引
一般会計債	公共事業等	365	363	2	0.6	308	306	2
	公営住宅事業	110	101	9	8.9	126	121	5
	学校教育施設等整備事業	301	273	28	10.3	209	166	43
	社会福祉施設整備事業	127	78	49	62.8	89	89	0
	一般廃棄物処理事業	278	187	91	48.7	176	138	38
	一般事業	80	72	8	11.1	84	84	0
	地域活性化事業	94	89	5	5.6	85	85	0
	防災対策事業	119	100	19	19.0	136	136	0
	地方道路等整備事業	211	234	△ 23	△ 9.8	248	248	0
	合併特例事業	533	663	△ 130	△ 19.6	332	504	△ 172
	緊急防災・減災事業	1,489	1,354	135	10.0	2,000	1,678	322
	公共施設等適正管理推進事業	1,575	1,396	179	12.8	1,728	1,728	0
	緊急自然災害防止対策事業	985	1,053	△ 68	△ 6.5	1,007	1,007	0
	脱炭素化推進事業	305	183	122	66.7	360	360	0
	こども・子育て支援事業	48	10	38	380.0	180	180	0
	辺地対策事業	63	30	33	110.0	68	66	2
	過疎対策事業	1,305	1,057	248	23.5	1,480	1,430	50
計		7,988	7,243	745	10.3	8,616	8,326	290
臨時財政対策債		183	764	△ 581	△ 76.0	—	600	△ 600
(一般会計債等分計)		8,171	8,007	164	2.0	8,616	8,926	△ 310
公営企業債	水道事業(上水道)	2,214	1,769	445	25.2	2,053	1,889	164
	水道事業(簡易水道)	85	65	20	30.8	80	70	10
	交通事業(一般交通)	18	17	1	5.9	16	16	0
	交通事業(都市高速鉄道)	220	254	△ 34	△ 13.4	201	249	△ 48
	病院事業	1,376	1,051	325	30.9	1,553	1,280	273
	下水道事業	3,576	3,299	277	8.4	3,345	3,515	△ 170
	工業用水道事業	130	84	46	54.8	81	81	0
	電気事業	46	45	1	2.2	44	44	0
	ガス事業	6	6	0	0.0	5	5	0
	介護サービス事業	28	26	2	7.7	34	33	1
	市場事業	98	48	50	104.2	24	25	△ 1
	と畜場事業	3	1	2	200.0	1	0	1
	駐車場事業	1	2	△ 1	△ 50.0	0	1	△ 1
	小計	7,801	6,667	1,134	17.0	7,437	7,208	229

(単位：億円、%)

事業等名		区分	令和7年度 計画額 (A)	令和6年度 計画額 (B)	差引 (A) - (B) = (C)	増減率 (C)/(B)×100	【参考】地方債計画計上額 当初計画ベース		
							令和7年度	令和6年度	差引
公営企業債	港湾整備事業		20	21	△ 1	△ 4.8	20	20	0
	観光施設事業・産業廃棄物処理事業		8	5	3	60.0	4	3	1
	小計		28	26	2	7.7	24	23	1
	計		7,829	6,693	1,136	17.0	7,461	7,231	230
計			16,000	14,700	1,300	8.8	16,077	16,157	△ 80 (対前年比: △ 0.5%)

- (注) 1. 事業等名は、令和7年度地方債計画に基づき区分しました。
2. 貸付計画額は、地方債計画を基礎として過去の執行実績等を勘案しました。
3. 地方債計画における東日本大震災分については、本表の各関係事業において計2億円を計上しました。
4. 上記のほか、次のものを貸付けの対象とします。
- ・東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債です。
5. 各項目の金額は各単位未満を四捨五入しているため、内訳の計は合計と一致しない場合があります。

令和7年度貸付金回収状況

(単位：件、百万円)

区分		元金		利息	
		件数	金額	件数	金額
長期貸付 定期償還	一般貸付	443,831	1,756,817	512,931	195,667
	公社貸付	33	1,046	33	41
	計	443,864	1,757,863	512,964	195,708
長期繰上償還	一般貸付	344	11,089	341	7
	公社貸付	2	16	2	0
	計	346	11,105	343	7
同意(許可)前貸付償還		—	—	—	—
短期貸付償還		—	—	—	—
計		444,210	1,768,968	513,307	195,715

(注) 四捨五入により計が一致しないことがあります。

令和7年度末事業別貸付残高

区分	事業等名	件数(件)	金額(百万円)	構成比(%)
一般会計債	公共事業等	7,425	515,905	2.3
	公営住宅	2,539	172,535	0.8
	全国防災	897	71,301	0.3
	学校教育施設等整備	2,670	143,063	0.6
	社会福祉施設整備	2,308	107,953	0.5
	一般廃棄物処理	776	82,492	0.4
	一般	1,221	88,216	0.4
	地域活性化	2,260	98,525	0.4
	防災対策	3,601	162,748	0.7
	地方道路等整備	7,189	409,600	1.8
	合併特例	6,668	1,027,648	4.6
	緊急防災・減災	14,248	988,894	4.4
	公共施設最適化	86	14,244	0.1
	公共施設等適正管理推進	6,365	836,000	3.7
	緊急自然災害防止対策	7,915	576,061	2.6
	脱炭素化推進	1,097	49,182	0.2
	こども・子育て支援	120	3,840	0.0
	辺地対策	316	11,696	0.0
	過疎対策	7,526	453,174	2.0
	臨時地方道整備	2,934	58,757	0.3
	臨時河川等整備	340	2,509	0.0
	臨時高等学校整備	21	1,129	0.0
	一般補助施設整備等	49	5,524	0.0
小計		78,571	5,880,996	26.1
臨時財政対策債		9,716	5,069,645	22.5
減収補填債		461	470,285	2.1
公営企業債	上水道	36,693	2,609,411	11.6
	簡易水道	9,031	203,645	0.9
	一般交通	235	19,047	0.1
	高速鉄道	689	584,049	2.6
	病院	5,003	1,313,860	5.8
	下水道	103,192	6,029,273	26.7
	工業用水道	1,760	131,007	0.6

区分	事業等名	件数(件)	金額(百万円)	構成比(%)
公営企業債	電気	327	49,549	0.2
	ガス	233	15,129	0.1
	介護サービス	419	26,495	0.1
	市場	558	112,802	0.5
	と畜場	99	4,814	0.0
	駐車場	81	5,762	0.0
	港湾整備	575	32,457	0.1
	観光施設	63	4,477	0.0
	産業廃棄物処理	1	6	0.0
小計		158,959	11,141,783	49.3
計		247,707	22,562,709	0.0
地方道路公社	有料道路(公社)	12	1,367	0.0
合 計		247,719	22,564,078	100.0

(注) 1. 有料道路事業については、機構の貸付対象事業とされておりません。また、機構は、地方道路公社に対しては貸付けを行いません。

2. 四捨五入により計が一致しないことがあります。

令和7年度末都道府県別貸付残高

県域	都道府県		市		町村	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
北海道	282	453,375	5,702	673,601	9,263	273,799
青森県	140	24,300	2,255	263,960	1,495	59,936
岩手県	208	49,786	2,656	248,454	1,019	37,888
宮城県	229	80,500	4,210	341,990	2,590	57,071
秋田県	166	23,545	4,124	296,506	835	7,869
山形県	185	70,302	2,685	174,405	1,808	34,678
福島県	336	84,203	3,540	233,212	2,954	58,403
茨城県	444	128,639	7,061	475,175	1,353	41,994
栃木県	220	68,879	2,966	241,582	944	34,118
群馬県	133	24,398	3,066	221,127	1,601	29,034
埼玉県	225	276,410	7,010	706,963	2,013	61,840
千葉県	282	173,212	5,620	765,161	805	25,928
東京都	47	27,569	2,357	310,734	140	3,728
神奈川県	155	210,171	3,479	709,651	1,396	50,280
新潟県	240	67,487	6,549	318,575	842	13,567
富山県	187	24,772	3,024	241,793	610	21,099
石川県	92	22,886	2,600	142,977	1,195	41,236
福井県	120	16,746	2,184	173,017	669	10,320
山梨県	103	18,455	2,356	97,846	801	17,435
長野県	291	43,338	3,601	227,763	2,794	51,426
岐阜県	209	140,505	3,997	221,949	1,431	48,141
静岡県	222	30,567	4,813	399,025	903	31,731
愛知県	140	261,806	5,060	567,736	871	23,754
三重県	378	140,203	3,577	303,941	1,100	35,151

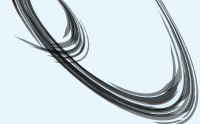
(単位：件、百万円、%)

企業団等		道路公社		合計		構成比
件数	金額	件数	金額	件数	金額	
241	24,116			15,488	1,424,890	6.3
124	17,080			4,014	365,275	1.6
170	18,721			4,053	354,850	1.6
114	6,695			7,143	486,256	2.2
12	1,817			5,137	329,737	1.5
165	10,014			4,843	289,400	1.3
141	11,784			6,971	387,601	1.7
257	31,559			9,115	677,367	3.0
29	2,259			4,159	346,838	1.5
187	19,855			4,987	294,414	1.3
341	25,341			9,589	1,070,554	4.7
639	44,137			7,346	1,008,438	4.5
32	12,396			2,576	354,427	1.6
42	12,830			5,072	982,933	4.4
237	32,514			7,868	432,142	1.9
152	10,044			3,973	297,708	1.3
26	2,211			3,913	209,310	0.9
49	2,254			3,022	202,338	0.9
87	3,196			3,347	136,933	0.6
136	8,355			6,822	330,882	1.5
26	26,550			5,663	437,147	1.9
65	6,298			6,003	467,621	2.1
62	4,168	3	756	6,136	858,220	3.8
21	2,437			5,076	481,733	2.1

県域	都道府県		市		町村	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
滋賀県	186	73,265	3,623	222,504	616	14,386
京都府	146	36,630	3,848	442,811	1,215	27,040
大阪府	57	240,776	6,753	1,157,215	1,080	39,453
兵庫県	271	468,682	7,720	875,355	2,223	92,434
奈良県	157	65,343	2,182	187,071	2,121	73,768
和歌山県	151	47,147	1,982	242,847	2,162	79,872
鳥取県	316	83,630	1,166	114,039	1,874	43,275
島根県	295	81,894	2,855	184,976	422	16,065
岡山県	135	66,003	3,990	249,496	1,233	29,609
広島県	361	200,090	3,414	371,070	1,012	32,525
山口県	377	50,039	3,801	254,088	642	13,421
徳島県	176	43,415	1,673	127,885	836	28,878
香川県	141	23,169	1,792	134,225	817	24,687
愛媛県	50	28,924	2,137	170,811	850	29,121
高知県	205	82,791	2,122	147,880	1,211	35,267
福岡県	92	174,426	5,763	776,416	2,507	110,985
佐賀県	84	37,700	1,795	160,405	677	28,592
長崎県	118	51,950	2,639	244,706	895	25,285
熊本県	170	86,154	2,560	169,836	2,076	61,807
大分県	71	28,755	2,463	171,030	253	7,538
宮崎県	139	60,540	1,912	153,037	722	19,235
鹿児島県	201	123,514	2,304	171,069	1,141	33,534
沖縄県	195	77,902	1,625	160,045	946	33,430
合計	9,128	4,694,794	164,611	15,245,964	66,963	1,970,637

(注) 1. 四捨五入により計が一致しないことがあります。

2. 東京都の「市」欄には特別区に対する貸付(336件、65,991百万円)を含みます。



(単位：件、百万円、%)

企業団等		道路公社		合計		構成比
件数	金額	件数	金額	件数	金額	
208	7,606			4,633	317,761	1.4
45	7,924			5,254	514,405	2.3
501	88,306			8,391	1,525,749	6.8
368	39,021			10,582	1,475,492	6.5
484	26,765			4,944	352,948	1.6
89	5,293			4,384	375,159	1.7
32	2,098			3,388	243,042	1.1
68	4,793			3,640	287,728	1.3
62	5,008			5,420	350,116	1.6
629	40,157	5	375	5,421	644,217	2.9
136	3,930			4,956	321,478	1.4
9	573			2,694	200,752	0.9
393	14,444			3,143	196,525	0.9
21	735			3,058	229,591	1.0
19	4,208			3,557	270,146	1.2
318	27,752	4	237	8,684	1,089,816	4.8
101	5,873			2,657	232,570	1.0
12	2,720			3,664	324,661	1.4
79	21,354			4,885	339,152	1.5
				2,787	207,323	0.9
16	596			2,789	233,408	1.0
13	909			3,659	329,026	1.5
47	4,620			2,813	275,998	1.2
7,005	651,316	12	1,367	247,719	22,564,078	100.0

1章

事業概況

2章

業務の紹介

3章

業務運営体制

4章

わが国の地方財政制度
における機構の役割

5章

機構の財務状況

6章

参考資料・
機構データ

令和8年度同意（許可）債貸付条件一覧

貸付の種類		貸付対象事業			貸付条件					利率の種類	償還の方法
					固定金利方式		利率見直し方式				
					償還期限 年以内	据置期間 年以内	償還期限 年以内	据置期間 年以内			
一般貸付	長期貸付	一般会計債	公共事業等		道路事業	20	5	20	5	機構特別利率	半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等償還
					学校教育施設等整備事業 (太陽光発電整備)	15	3	15	3		
					社会福祉施設整備事業	25	3	25	3		
		公営住宅事業				25	5	25	5		
		教育・福祉施設等整備事業	学校教育施設等整備事業	義務教育諸学校及び高等学校等施設	25	3	25	3			
				幼稚園その他の学校施設等	25	3	25	3			
			社会福祉施設整備事業		25	3	25	3			
			一般廃棄物処理事業		30	5	30	5			
		一般単独事業	一般事業	地域総合整備資金貸付事業	30	5	30	5			
				被災施設復旧関連事業	30	5	30	5			
				河川等分	20	5	20	5			
				臨時高等学校改築等分	30	5	30	5			
				出資金・貸付金、負担金							
			地域活性化事業		30	5	30	5			
			防災対策事業		20	5	20	5			
			地方道路等整備事業								
			合併特例事業								
			緊急防災・減災事業								
			公共施設等適正管理推進事業								
			緊急自然災害防止対策事業								
			脱炭素化推進事業								
			こども・子育て支援事業		25	3	25	3			
		辺地及び過疎対策事業	辺地対策事業	簡易水道施設・下水道処理施設	30	5	40	5			
				上記以外の施設	30	5	30	5			
			過疎対策事業	簡易水道施設・下水道処理施設・港湾施設	30	5	40	5			
				出資及び上記以外の施設	30	5	30	5			
				過疎地域持続的発展特別事業	12	3	12	3			
		公営企業債	水道事業	上水道		30	5	40	5		
				簡易水道							
			交通事業	一般交通	バス	5	1	－	－		
					電車	13	3	13	3		
					車庫・営業所	20	5	30	5		
					連絡船	15	3	15	3		
				高速鉄道		30	5	40	5		
			病院事業	病院・診療所・看護師宿舍・職員宿舍		30	5	30	5		
				その他		10	2	10	2		
			下水道事業		30	5	40	5			
			工業用水道事業		30	5	40	5			

貸付の種類		貸付対象事業			貸 付 条 件					
					固定金利方式		利率見直し方式		利率の 種類	償還の 方法
					償還期限 年以内	据置期間 年以内	償還期限 年以内	据置期間 年以内		
一般貸付	長期貸付	公営企業債	電気事業	水力発電	30	5	30	5	機構 特別利率	半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等償還
				廃棄物発電・ごみ固形燃料発電	15	3	15	3		
				風力発電	17	3	17	3		
				太陽光発電						
		ガス事業			25	5	25	5	基準利率	
		港湾整備事業	埋立	30	5	40	5			
			上屋・倉庫・貯木場	30	3	31	3			
			荷役機械・引船	17	3	17	3			
		介護サービス事業			30	5	30	5	機構 特別利率	
		市場事業			30	5	40	5		
		と畜場事業			30	5	30	5		
		観光施設事業	水族館・動物園舎等の建築物	18	3	18	3	基準利率		
			上記以外の施設	10	3	10	3			
		駐車場事業			20	3	20	3	機構特別利率	
		産業廃棄物処理事業			10	3	10	3	基準利率	
		同意・許可前貸付	長期貸付の対象事業すべて			原則として長期貸付に振り替える日		－		

備考1 公営住宅事業の償還期限は、東日本大震災対策、熊本地震対策、平成30年7月豪雨対策、令和元年台風第19号対策、令和2年7月豪雨対策及び令和6年能登半島地震対策に係るもの(東日本大震災、熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号、令和2年7月豪雨及び令和6年能登半島地震に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律関連)については、「30年以内」とします。

備考2 辺地及び過疎対策事業のうち、公営企業債の対象とならない普通会計で実施する事業の償還期限は、30年以内とします。

備考3 「出資金・貸付金、負担金」については、東日本大震災に係る災害援護資金貸付金分に限ります。(償還期限15年以内、据置期間8年以内)

備考4 「出資金・貸付金、負担金」のうち貸付金の償還期限及び据置期間の設定に当たっては、当該貸付金の償還期限及び据置期間を上回らないこととします。

備考5 資本費平準化債の貸付条件については、各貸付対象事業ごとの貸付条件に準じます。

備考6 一般会計出資債の償還期限は、30年以内とします。

備考7 交通事業債及び病院事業債のうち経営改善推進事業の償還期限は、15年以内(据置期間3年以内)とします。

備考8 利率見直し方式は借入後5年ごと、10年ごと、15年ごと、20年後又は30年後に利率の見直しを行うものとします。

備考9 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債を貸付けの対象とします。

この事業の償還期限及び据置期間は、建設される施設を本表により分類した場合に属することとなる施設(事業(合併特例事業を除く。))の償還期限及び据置期間とします。

本表により分類した場合のいずれにも属さないときは、財政融資資金法(昭和26年法律第100号)第10条第1項第6号の規定による貸付けの償還期限及び据置期間とします。

令和8年度地方債計画

1. 令和8年度地方債計画（通常収支分）

（単位：億円、％）

項目	令和8年度計画額 (A)	令和7年度計画額 (B)	差引 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)×100
一 一般会計債				
1 公共事業等	15,765	15,908	△ 143	△ 0.9
2 公営住宅建設事業	1,083	1,100	△ 17	△ 1.5
3 災害復旧事業	1,127	1,127	0	0.0
4 教育・福祉施設等整備事業	6,726	5,723	1,003	17.5
(1) 学校教育施設等	3,143	2,670	473	17.7
(2) 社会福祉施設	365	367	△ 2	△ 0.5
(3) 一般廃棄物処理	1,989	1,603	386	24.1
(4) 一般補助施設等	692	546	146	26.7
(5) 施設（一般財源化分）	537	537	0	0.0
5 一般単独事業	28,125	26,625	1,500	5.6
(1) 一般	3,043	2,493	550	22.1
(2) 地域活性化	690	690	0	0.0
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,921	3,221	700	21.7
(5) 旧合併特例	1,400	2,500	△ 1,100	△ 44.0
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	4,500	4,500	0	0.0
(8) 緊急自然災害防止対策	4,000	4,000	0	0.0
(9) 緊急浚渫推進	1,100	1,100	0	0.0
(10) 脱炭素化推進	900	900	0	0.0
(11) こども・子育て支援	450	450	0	0.0
(12) デジタル活用推進	1,350	900	450	50.0
(13) 高等学校教育改革等推進	900	-	900	皆増
6 辺地及び過疎対策事業	6,700	6,490	210	3.2
(1) 辺地対策	600	590	10	1.7
(2) 過疎対策	6,100	5,900	200	3.4
7 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
8 行政改革推進	700	700	0	0.0
9 調整	100	100	0	0.0
計	60,671	58,118	2,553	4.4
二 公営企業債				
1 水道事業	7,912	7,339	573	7.8
2 工業用水道事業	398	420	△ 22	△ 5.2
3 交通事業	1,652	1,584	68	4.3
4 電気事業・ガス事業	173	260	△ 87	△ 33.5
5 港湾整備事業	634	618	16	2.6
6 病院事業・介護サービス事業	6,378	5,998	380	6.3
7 市場事業・と畜場事業	456	395	61	15.4
8 地域開発事業	991	1,346	△ 355	△ 26.4
9 下水道事業	15,373	13,918	1,455	10.5
10 観光その他事業	100	107	△ 7	△ 6.5
計	34,067	31,985	2,082	6.5
合計	94,738	90,103	4,635	5.1

(単位：億円、%)

項目		令和8年度計画額 (A)	令和7年度計画額 (B)	差引 (A) - (B) (C)	増減率 (C) / (B) × 100
三 退職手当債		-	800	△ 800	△ 100.0
四 国の予算等貸付金債		(139)	(176)	(△ 37)	(△ 21.0)
総計		(139) 94,738	(176) 90,903	(△ 37) 3,835	(△ 21.0) 4.2
内訳	普通会計分	61,448	59,620	1,828	3.1
	公営企業会計等分	33,290	31,283	2,007	6.4
資金区分					
公的資金		40,292	38,761	1,531	3.9
財政融資資金		23,546	22,688	858	3.8
地方公共団体金融機構資金		16,746	16,073	673	4.2
(国の予算等貸付金)		(139)	(176)	(△ 37)	(△ 21.0)
民間等資金		54,446	52,142	2,304	4.4
市場公募		34,000	32,600	1,400	4.3
銀行等引受		20,446	19,542	904	4.6

その他同意等の見込まれる項目

- 1 第1次国土強靱化実施中期計画に基づき推進が特に必要となる施策に係る直轄事業及び補助事業の地方負担額に対して発行する防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 公営企業の資金不足額が発生又は拡大することとなる場合において発行する令和6年能登半島地震減収対策企業債
- 4 財政再生団体が発行する再生振替特例債
- 5 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 6 国の補正予算又は予備費に伴う補正予算債

(備考)

国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書です。

農業構造転換集中対策事業債については、一般補助施設整備等事業の内数です。

公営企業経営改善特例債については、一般事業の内数です。

2. 令和8年度地方債計画（東日本大震災分）

復旧・復興事業

（単位：億円、％）

項目		令和8年度計画額 (A)	令和7年度計画額 (B)	差引 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)×100
一般会計債					
	公営住宅建設事業	8	10	△ 2	△ 20.0
	災害復旧事業	1	1	0	0.0
	一般単独事業	2	1	1	100.0
公営企業債					
	水道事業	4	3	1	33.3
	下水道事業	1	-	1	皆増
国の予算等貸付金債		(1)	(1)	(0)	(0.0)
総計		(1) 16	(1) 15	(0) 1	(0.0) 6.7
内訳	普通会計分	10	11	△ 1	△ 9.1
	公営企業会計等分	6	4	2	50.0
資金区分	公的資金				
	財政融資資金	12	11	1	9.1
	地方公共団体金融機構資金	4	4	0	0.0
	（国の予算等貸付金）	(1)	(1)	(0)	(0.0)

その他同意等の見込まれる項目

- 1 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- 2 上記以外の東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
- 3 上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債

（備考）

国の予算等貸付金債の（ ）書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書です。

3. 令和8年度地方債計画（通常収支分と東日本大震災分の合計）

（単位：億円、％）

項目	令和8年度計画額 (A)	令和7年度計画額 (B)	差引 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)×100
一 一般会計債				
1 公共事業等	15,765	15,908	△ 143	△ 0.9
2 公営住宅建設事業	1,091	1,110	△ 19	△ 1.7
3 災害復旧事業	1,128	1,128	0	0.0
4 教育・福祉施設等整備事業	6,726	5,723	1,003	17.5
(1) 学校教育施設等	3,143	2,670	473	17.7
(2) 社会福祉施設	365	367	△ 2	△ 0.5
(3) 一般廃棄物処理	1,989	1,603	386	24.1
(4) 一般補助施設等	692	546	146	26.7
(5) 施設（一般財源化分）	537	537	0	0.0
5 一般単独事業	28,127	26,626	1,501	5.6
(1) 一般	3,045	2,494	551	22.1
(2) 地域活性化	690	690	0	0.0
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,921	3,221	700	21.7
(5) 旧合併特例	1,400	2,500	△ 1,100	△ 44.0
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	4,500	4,500	0	0.0
(8) 緊急自然災害防止対策	4,000	4,000	0	0.0
(9) 緊急浚渫推進	1,100	1,100	0	0.0
(10) 脱炭素化推進	900	900	0	0.0
(11) こども・子育て支援	450	450	0	0.0
(12) デジタル活用推進	1,350	900	450	50.0
(13) 高等学校教育改革等推進	900	-	900	皆増
6 辺地及び過疎対策事業	6,700	6,490	210	3.2
(1) 辺地対策	600	590	10	1.7
(2) 過疎対策	6,100	5,900	200	3.4
7 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
8 行政改革推進	700	700	0	0.0
9 調整	100	100	0	0.0
計	60,682	58,130	2,552	4.4
二 公営企業債				
1 水道事業	7,916	7,342	574	7.8
2 工業用水道事業	398	420	△ 22	△ 5.2
3 交通事業	1,652	1,584	68	4.3
4 電気事業・ガス事業	173	260	△ 87	△ 33.5
5 港湾整備事業	634	618	16	2.6
6 病院事業・介護サービス事業	6,378	5,998	380	6.3
7 市場事業・と畜場事業	456	395	61	15.4
8 地域開発事業	991	1,346	△ 355	△ 26.4
9 下水道事業	15,374	13,918	1,456	10.5
10 観光その他事業	100	107	△ 7	△ 6.5
計	34,072	31,988	2,084	6.5
合計	94,754	90,118	4,636	5.1

(単位：億円、%)

項目		令和8年度計画額 (A)	令和7年度計画額 (B)	差引 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)×100
三 退職手当債		-	800	△ 800	△ 100.0
四 国の予算等貸付金債		(140)	(177)	(△ 37)	(△ 20.9)
総計		(140)	(177)	(△ 37)	(△ 20.9)
		94,754	90,918	3,836	4.2
内訳	普通会計分	61,458	59,631	1,827	3.1
	公営企業会計等分	33,296	31,287	2,009	6.4
資金区分					
公的資金		40,308	38,776	1,532	4.0
財政融資資金		23,558	22,699	859	3.8
地方公共団体金融機構資金		16,750	16,077	673	4.2
(国の予算等貸付金)		(140)	(177)	(△ 37)	(△ 20.9)
民間等資金		54,446	52,142	2,304	4.4
市場公募		34,000	32,600	1,400	4.3
銀行等引受		20,446	19,542	904	4.6

その他同意等の見込まれる項目

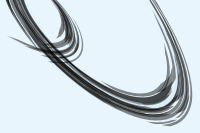
- 第1次国土強靱化実施中期計画に基づき推進が特に必要となる施策に係る直轄事業及び補助事業の地方負担額に対して発行する防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債
- 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 公営企業の資金不足額が発生又は拡大することとなる場合において発行する令和6年能登半島地震減収対策企業債
- 財政再生団体が発行する再生振替特例債
- 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 国の補正予算又は予備費に伴う補正予算債
- 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
- 公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債

(備考)

国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書です。

農業構造転換集中対策事業債については、一般補助施設整備等事業の内数です。

公営企業経営改善特例債については、一般事業の内数です。



1章

事業概況

2章

業務の紹介

3章

業務運営体制

4章

わが国の地方財政制度における機構の役割

5章

機構の財務状況

6章

参考資料・機構データ

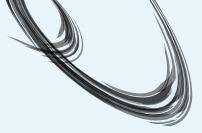
令和7年度債券発行実績

1. 地方金融機構債券（公募国内債）

回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
第191回	10年	200	1.522	100	R7.4.21	R17.4.27
第192回	10年	170	1.671	100	R7.5.22	R17.5.28
第193回	10年	350	1.671	100	R7.6.20	R17.6.28
第194回	10年	480	1.651	100	R7.7.17	R17.7.27
第195回	10年	330	1.673	100	R7.8.22	R17.8.28
第196回	10年	330	1.682	100	R7.9.19	R17.9.28
第197回	10年	210	1.815	100	R7.10.21	R17.10.26
第198回	10年	200	1.820	100	R7.11.21	R17.11.28
第199回	10年	190	2.090	100	R7.12.18	R17.12.28
第200回	10年	220	2.303	100	R8.1.23	R18.1.28
第201回	10年	200	2.386	100	R8.2.20	R18.2.28
第202回	10年	150	2.305	100	R8.3.23	R18.3.28
第118回	20年	110	2.275	100	R7.4.21	R27.4.28
第119回	20年	180	2.389	100	R7.6.20	R27.6.28
第120回	20年	150	2.505	100	R7.7.17	R27.7.28
第121回	20年	150	2.659	100	R7.9.19	R27.9.28
第122回	20年	150	2.718	100	R7.10.21	R27.10.27
第123回	20年	150	2.957	100	R7.12.18	R27.12.28
第124回	20年	100	3.134	100	R8.1.23	R28.1.26
第37回	5年	250	1.178	100	R7.6.20	R12.6.28
第38回	5年	270	1.329	100	R7.11.28	R12.11.28
第21回	30年	110	2.669	100	R7.4.21	R37.4.28
第22回	30年	100	3.272	100	R7.10.21	R37.10.28
F835回	5年	40	1.004	100	R7.4.25	R12.6.25
F836回	7年	200	1.352	100	R7.5.28	R14.3.26
F837回	9年	30	1.675	100	R7.5.28	R16.11.28
F838回	3年	30	0.823	100	R7.6.26	R10.1.26
F839回	3年	30	0.824	100	R7.6.26	R10.2.25
F840回	4年	30	1.090	100	R7.6.26	R11.12.26
F841回	6年	30	1.211	100	R7.6.26	R13.1.24
F842回	7年	30	1.295	100	R7.6.26	R14.3.26
F843回	11年	50	1.710	100	R7.6.26	R18.1.25
F844回	3年	30	0.844	100	R7.6.27	R10.3.27
F845回	4年	30	1.012	100	R7.6.27	R11.6.27
F846回	5年	40	1.140	100	R7.6.27	R12.8.27
F847回	6年	80	1.205	100	R7.6.27	R13.8.27
F848回	7年	30	1.266	100	R7.6.27	R14.6.25
F849回	9年	30	1.571	100	R7.6.27	R16.12.20
F850回	7年	200	1.408	100	R7.7.25	R14.6.25
F851回	9年	50	1.672	100	R7.7.25	R17.1.25

回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
F852回	26年	50	2.989	100	R7.7.25	R33.7.25
F853回	5年	100	1.211	100	R7.7.28	R12.6.28
F854回	6年	30	1.306	100	R7.7.28	R13.9.26
F855回	8年	30	1.472	100	R7.7.28	R15.7.28
F856回	8年	30	1.513	100	R7.8.29	R15.5.27
F857回	3年	30	1.036	100	R7.9.26	R10.8.25
F858回	8年	30	1.503	100	R7.9.26	R15.9.26
F859回	3年	30	1.059	100	R7.9.29	R10.11.29
F860回	5年	40	1.278	100	R7.9.29	R12.11.29
F861回	9年	30	1.654	100	R7.9.29	R16.11.29
F862回	3年	30	1.037	100	R7.10.29	R10.5.29
F863回	3年	30	1.037	100	R7.10.29	R10.5.29
F864回	6年	40	1.438	100	R7.10.29	R14.2.27
F865回	7年	200	1.517	100	R7.10.29	R14.9.29
F866回	3年	30	1.229	100	R7.12.25	R10.12.25
F867回	3年	30	1.229	100	R7.12.25	R10.12.25
F868回	3年	30	1.229	100	R7.12.25	R10.12.25
F869回	3年	30	1.229	100	R7.12.25	R10.12.25
F870回	3年	30	1.229	100	R7.12.25	R10.12.25
F871回	3年	30	1.229	100	R7.12.25	R10.12.25
F872回	3年	30	1.229	100	R7.12.25	R10.12.25
F873回	5年	40	1.540	100	R7.12.24	R13.2.21
F874回	7年	200	2.018	100	R8.1.29	R14.12.20
F875回	3年	200	1.421	100	R8.2.26	R11.2.26
F876回	3年	60	1.411	100	R8.2.27	R11.1.26
F877回	5年	40	1.789	100	R8.3.26	R13.5.26
F878回	6年	30	1.890	100	R8.3.26	R14.3.26
F879回	6年	30	1.890	100	R8.3.26	R14.3.26
F880回	7年	30	2.008	100	R8.3.26	R15.3.25

償還方法：満期一括償還



2. 地方金融機構債券（MTNプログラムによる債券）

回号	年限	発行額		表面利率 (%)	発行価額 (%)	発行日	償還日
		発行通貨	円換算後(億円)※				
第108回	5年	米ドル	1,506	4.375	99.760	R7.4.2	R12.4.2
第109回	5年	米ドル	1,096	4.125	99.745	R7.7.30	R12.7.30
第110回	5年	ユーロ	1,367	2.750	99.549	R8.1.16	R13.1.16

※円換算後の発行額は回号ごとに億円未満を四捨五入した金額です。

償還方法：満期一括償還

3. 地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券

(1) 地共連引受債

回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
A号第183回	10年	62.5	1.552	100	R7.4.21	R17.4.20
A号第184回	10年	62.5	1.701	100	R7.5.26	R17.5.25
A号第185回	10年	62.5	1.701	100	R7.6.23	R17.6.22
A号第186回	10年	62.5	1.681	100	R7.7.18	R17.7.18
A号第187回	10年	62.5	1.703	100	R7.8.22	R17.8.22
A号第188回	10年	62.5	1.712	100	R7.9.19	R17.9.19
A号第189回	10年	62.5	1.845	100	R7.10.21	R17.10.19
A号第190回	10年	62.5	1.850	100	R7.11.21	R17.11.21
A号第191回	10年	62.5	2.120	100	R7.12.18	R17.12.18
A号第192回	10年	62.5	2.333	100	R8.1.23	R18.1.23
A号第193回	10年	62.5	2.416	100	R8.2.20	R18.2.20
A号第194回	10年	62.5	2.335	100	R8.3.24	R18.3.24
D号第109回	20年	62.5	2.295	100	R7.4.21	R27.4.21
D号第110回	20年	62.5	2.447	100	R7.5.26	R27.5.26
D号第111回	20年	62.5	2.409	100	R7.6.23	R27.6.23
D号第112回	20年	62.5	2.525	100	R7.7.18	R27.7.18
D号第113回	20年	62.5	2.577	100	R7.8.22	R27.8.22
D号第114回	20年	62.5	2.679	100	R7.9.19	R27.9.19
D号第115回	20年	62.5	2.738	100	R7.10.21	R27.10.20
D号第116回	20年	62.5	2.733	100	R7.11.21	R27.11.21
D号第117回	20年	62.5	2.977	100	R7.12.18	R27.12.18
D号第118回	20年	62.5	3.154	100	R8.1.23	R28.1.23
D号第119回	20年	62.5	3.225	100	R8.2.20	R28.2.20
D号第120回	20年	62.5	3.143	100	R8.3.24	R28.3.23

※地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券です。

償還方法：満期一括償還

(2)地共済引受債

回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
B号第114回	10年	115	1.552	100	R7.4.21	R17.4.20
B号第115回	10年	45	1.701	100	R7.5.26	R17.5.25
B号第116回	10年	105	1.701	100	R7.6.23	R17.6.22
B号第117回	10年	140	1.681	100	R7.7.18	R17.7.18
B号第118回	10年	155	1.703	100	R7.8.22	R17.8.22
B号第119回	10年	60	1.712	100	R7.9.19	R17.9.19
B号第120回	10年	115	1.845	100	R7.10.21	R17.10.19
B号第121回	10年	140	1.850	100	R7.11.21	R17.11.21
B号第122回	10年	160	2.120	100	R7.12.18	R17.12.18
B号第123回	10年	295	2.333	100	R8.1.23	R18.1.23
B号第124回	10年	299	2.416	100	R8.2.20	R18.2.20
B号第125回	10年	165	2.335	100	R8.3.24	R18.3.24
B号第126回	10年	33	2.335	100	R8.3.27	R18.3.27
C号第114回	20年	140	2.295	100	R7.4.21	R27.4.21
C号第115回	20年	65	2.447	100	R7.5.26	R27.5.26
C号第116回	20年	120	2.409	100	R7.6.23	R27.6.23
C号第117回	20年	165	2.525	100	R7.7.18	R27.7.18
C号第118回	20年	175	2.577	100	R7.8.22	R27.8.22
C号第119回	20年	90	2.679	100	R7.9.19	R27.9.19
C号第120回	20年	135	2.738	100	R7.10.21	R27.10.20
C号第121回	20年	100	2.733	100	R7.11.21	R27.11.21
C号第122回	20年	115	2.977	100	R7.12.18	R27.12.18
C号第123回	20年	205	3.154	100	R8.1.23	R28.1.23
C号第124回	20年	180	3.225	100	R8.2.20	R28.2.20
C号第125回	20年	130	3.143	100	R8.3.24	R28.3.23

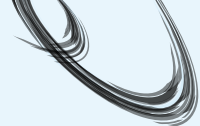
※地方公務員共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券です。

償還方法：満期一括償還

4. 政府保証国内債

回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
第16回	4年	500	1.050	100	R7.7.30	R11.7.30
第17回	4年	400	1.104	100	R7.9.30	R11.9.28

償還方法：満期一括償還



沿革

地方公共団体金融機構の沿革

平成20年度	地方公営企業等金融機構法に基づき地方公営企業等金融機構を設立（8月1日） 公営企業金融公庫の資産・債務を承継し業務開始（10月1日）
平成21年度	地方公営企業等金融機構法の一部改正により地方公共団体金融機構へ改組（6月1日）
平成23年度	特別利率貸付制度及び臨時特別利率制度を一本化し、機構特別利率貸付制度を創設
平成27年度	半年賦元利均等償還と半年賦元金均等償還の選択制の導入
平成29年度	地方公共団体金融機構の業務の在り方に関する検討会報告書を取りまとめる 新たな経営理念・新たなキャッチフレーズ「金融で地方財政を支え 地域の未来を拓く」を策定

（参考）公営企業金融公庫の沿革

昭和32年度	公営企業金融公庫法に基づき設立（6月1日）
昭和35年度	農林漁業金融公庫から委託を受け受託貸付を開始
昭和41年度	特別利率貸付制度を創設
昭和42年度	国庫補給金の受入れ開始
昭和45年度	公営競技納付金制度を創設、公営企業健全化基金を設置
昭和47年度	地方道路公社と土地開発公社への貸付開始
昭和53年度	一般会計の臨時三事業（地方道、河川等、高等学校整備）を貸付対象に追加
昭和58年度	外貨による公営企業債券の発行開始
平成元年度	債券借換損失引当金制度を創設
平成2年度	臨時特別利率制度を創設
平成10年度	「特殊法人等の整理合理化について」（平成9年9月24日閣議決定）に基づき、非常勤理事（1人）を追加、公営企業金融公庫運営協議会を設置、国庫補給金の段階的廃止への対応（3年間で廃止）
平成13年度	国庫補給金を廃止、利差補てん引当金制度を創設 固定金利方式と利率見直し方式の選択制の導入 繰上償還に係る補償金制度を創設、財投機関債の発行開始 特殊法人等改革基本法成立、特殊法人等整理合理化計画策定
平成14年度	「道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」を閣議決定
平成17年度	「行政改革の重要方針」（平成20年度に公庫廃止、資本市場等を活用した仕組みの在り方、廃止に向けた移行措置の在り方等）を閣議決定
平成18年度	行政改革推進法成立 政策金融改革推進本部及び行政改革推進本部「政策金融に係る制度設計」を決定 地方六団体「公庫廃止後の新たな仕組みについての制度設計骨子案」提出
平成19年度	地方公営企業等金融機構法成立、地方公共団体財政健全化法成立
平成20年度	地方公営企業等金融機構法に基づき解散（10月1日）

1章

事業概況

2章

業務の紹介

3章

業務運営体制

4章

わが国の地方財政制度における機構の役割

5章

機構の財務状況

6章

参考資料・機構データ

組織図

機構の組織は、代表者会議の下、理事長、副理事長、理事及び監事の役員並びに5部13課室、審査室及び検査役で構成されています。各課室の担当業務は以下のとおりです。

令和8年4月1日現在





組織概要

法人名：地方公共団体金融機構（略称：地方金融機構）
英文名称：Japan Finance Organization for Municipalities (JFM)
設立：平成20年8月1日（平成21年6月1日改組）
根拠法：地方公共団体金融機構法（平成19年法律第64号）
所在地：東京都千代田区日比谷公園1-3 市政会館
理事長：内藤 尚志
出資金：166億210万円（全都道府県、市区町村等による出資）
従業員数：121人（令和8年4月現在）
令和7年度末
貸付残高：22兆5,640億円
令和7年度末
債券発行等残高：18兆8,376億円
格付：S&P:A+
Moody's:A1
R&I:AA+（令和8年3月31日現在）

1章

事業概況

2章

業務の紹介

3章

業務運営体制

4章

わが国の地方財政制度
における機構の役割

5章

機構の財務状況

6章

参考資料・
機構データ

シンボルマーク



当機構が業務を遂行する上で求められる「安定感」、「安心感」、「信頼感」を象徴する3つのブロックが集まって1つの円を形作ることで、機構の設立・運営における全地方公共団体の結束を表しています。

- ・長期・低利の資金を安定的に供給するという「安定感」
- ・地方財政の健全化と住民福祉の向上に寄与するという「安心感」
- ・地方公共団体の信頼や資本市場における信認を得るという「信頼感」



公益財団法人 後藤・安田記念東京都市研究所 提供



交通案内

都営地下鉄三田線「内幸町」下車 (A7) 徒歩2分
 東京メトロ丸ノ内線「霞ヶ関」下車 (B2) 徒歩4分
 東京メトロ千代田線「霞ヶ関」下車 (C3) 徒歩3分
 東京メトロ千代田線「日比谷」下車 (A14) 徒歩3分
 J線「新橋」駅下車徒歩8分又は「有楽町」下車徒歩12分



金融で地方財政を支え 地域の未来を拓く

地方公共団体金融機構

Japan Finance Organization for Municipalities

〒100-0012

東京都千代田区日比谷公園1番3号 市政会館

地方公共団体金融機構ホームページ

<https://www.jfm.go.jp/>

